

安城市新図書館基本計画

ひと、まち、みどりを育む 学びと情報のひろば



平成22年3月

安 城 市

～ 目 次 ～

1	計画策定の趣旨	1
1-1	計画策定の目的	1
1-2	計画の背景とこれまでの経緯	1
2	前提条件の整理	3
2-1	図書館・生涯学習振興施策の流れ	3
2-1-1	国の施策の流れ	3
2-1-2	愛知県の施策の流れ	4
2-1-3	安城市の施策の流れ	5
2-2	上位計画・関連計画の整理	7
2-2-1	第2次安城市生涯学習推進計画（平成17年3月策定）	7
2-2-2	安城市図書館推進計画（平成17年3月策定）	8
2-2-3	安城市子ども読書活動推進計画（平成18年6月策定）	10
2-2-4	中心市街地拠点整備基本計画（素案）（平成21年3月策定）	11
2-3	安城市の図書館サービスの現況	13
2-3-1	安城市中央図書館の沿革	13
2-3-2	施設概況	13
2-3-3	サービス内容	16
2-3-4	利用状況等	17
2-4	市民要望	24
2-4-1	安城市中央図書館利用者アンケート（平成16年9月実施）	24
2-4-2	中心市街地拠点整備基本計画に関するアンケート調査（平成20年7月実施）	24
2-4-3	新図書館基本計画に関するアンケート調査（平成21年5月実施）	24
2-4-4	「中心市街地拠点施設（更生病院跡地）を考える」フォーラムでのアンケート調査（平成21年6月実施）	31
2-5	新図書館整備にあたっての課題	32
2-5-1	現行図書館の問題点と課題	32
2-5-2	拠点施設に立地する図書館としての課題	34
3	新図書館の基本方針	37
3-1	本市におけるこれからの図書館サービスのあり方	37
3-2	新図書館整備の基本コンセプト	39
3-3	新図書館の基本方針	41
3-4	新図書館と公民館図書室との機能分担	43

3-4-1	新図書館の位置づけ	43
3-4-2	現図書館の跡利用	43
3-4-3	公民館図書室の位置づけ	43
3-5	新図書館における蔵書収容能力の目標設定	45
4	サービス計画	46
4-1	資料・情報提供サービス	46
4-1-1	貸出・返却サービス	46
4-1-2	資料・調べもの相談サービス	46
4-1-3	予約・リクエストサービス	47
4-1-4	閲覧サービス	47
4-1-5	講座・集会・展示・実習サービス	48
4-2	資料・情報活用支援サービス	48
4-2-1	乳幼児・児童利用支援サービス	48
4-2-2	ヤングアダルト（中高生向け）利用支援サービス	49
4-2-3	シニア利用支援サービス	50
4-2-4	障害者利用支援サービス	50
4-2-5	多文化・多言語利用支援サービス	51
4-3	自己啓発サービス	51
4-3-1	ビジネス利用支援サービス	51
4-3-2	環境学習支援サービス	52
4-3-3	健康支援サービス	52
4-3-4	まちの魅力発見支援サービス	52
4-3-5	ボランティア（サポーター）活動支援サービス	53
5	資料収集計画	54
5-1	資料収集方針	54
5-2	資料収集基準	54
5-2-1	一般図書	54
5-2-2	児童図書	54
5-2-3	ヤングアダルト（中高生向け）資料	54
5-2-4	参考図書	54
5-2-5	新聞	55
5-2-6	雑誌	55
5-2-7	地域資料	55
5-2-8	外国語資料	55
5-2-9	視聴覚資料	55
5-2-10	障害者サービス資料	55

5-3	資料収集目標	56
6	施設整備水準の検討	57
6-1	施設計画の基本方針	57
6-2	施設計画の基本要件	58
6-2-1	書架スペースの規模の設定	58
6-2-2	開架書架と閉架書庫の割合	58
6-2-3	計画収蔵冊数の設定	59
6-2-4	閲覧スペースの設定	59
6-3	必要諸室の設定	61
6-3-1	必要機能空間	61
6-3-2	機能相関図	63
6-3-3	諸室コンセプト	64
6-3-4	施設計画イメージ図	70
7	管理運営体制の検討	71
7-1	管理運営の基本方針	71
7-2	管理体制（開館時間等）	72
7-3	組織体制	73
7-3-1	業務体制	73
7-3-2	職員体制	73
7-3-3	職員人数の算定	74
7-3-4	職員勤務体制	74
7-3-5	安全管理体制	75
7-4	運営方法について	76
7-4-1	運営委託の形態と民間の裁量範囲	76
7-4-2	新図書館の運営について	77
7-4-3	ボランティア（サポーター）による市民参加型図書館の展開	78

資料編.....	79
安城市新図書館基本計画策定委員会設置要綱.....	80
安城市新図書館基本計画策定委員会名簿.....	81
新図書館基本計画策定スケジュール.....	82
第1回 安城市新図書館基本計画策定委員会議事要旨.....	83
第3回 安城市新図書館基本計画策定委員会議事要旨.....	84
第4回 安城市新図書館基本計画策定委員会議事要旨.....	86
第5回 安城市新図書館基本計画策定委員会議事要旨.....	88
第6回 安城市新図書館基本計画策定委員会議事要旨.....	89

1 計画策定の趣旨

1-1 計画策定の目的

新図書館基本計画では、安城市（以下、「本市」という。）が中心市街地拠点施設（以下、「拠点施設」という。）において、その基本的な機能として想定している「学び・健やか・交わり」3つの機能のうち、主に「学び」及び「交わり」に資する施設として整備を計画している新図書館のあるべき姿、役割、機能、サービス等の具体的検討を行うとともに、現図書館の跡利用計画を含めた新図書館との連携及び今後の社会情勢や市民ニーズを踏まえた本市の図書館サービスの拡充のあり方について方針・目標等を定めることを目的とする。

計画策定の検討は、新図書館基本計画策定委員会（以下、「委員会」という。）を組織し、過年度にまとめられた中心市街地拠点整備基本計画（素案）を踏まえて進めるとともに、市民・利用者アンケート調査等の実施による市民意見を取り入れて行うこととする。

1-2 計画の背景とこれまでの経緯

近年、社会においては、情報化、グローバル化、少子・高齢化といった様々な変化が生じている。社会のこうした変化や成熟化に対応するため、生涯学習の重要性が認知され、多様な学習機会の提供が図られている。それに伴い、図書館には生涯学習拠点としての役割が期待され、その扱う情報の質・量も変化しつつある。そして、従来の図書館サービスの提供に加えて、新たな地域・市民ニーズへの対応が望まれている。

現在の安城市中央図書館は、昭和60年の開館以来、市民や組織・団体等の利用者に対し多様な情報・資料・学習機会等を提供し、親しまれてきた。しかし、現中央図書館のコンセプトは「貸出中心」の設計であり、今日の市民ニーズは「滞在型」の図書館に移行していることで、利用する市民が年々増加することと相まって、閲覧席の不足はもとより、図書館資料を収蔵する開架書架や閉架書庫も不足し、受付カウンターも慢性的に混雑するなど多くの問題を抱えている。

これら多様化する市民ニーズに応えられる体制づくりが喫緊の課題であるが、現図書館では、そのための余裕スペースもほとんどないことなどから、図書館サービスの向上に向けた抜本的な改善を図ることができない状況にある。これらの課題を解決するため、現図書館での増築が必要であるが、現在の場所での増築は、必要な面積に対して敷地面積が不足しており、増築した場合においても施設全体のサービス機能の連携や利用者の快適な動線の確保が難しいことから、市民ニーズに応えるための十分な効果が期待できない恐れがある。このことから中央図書館の機能を移転することが適当である。



また、平成14年4月に移転した更生病院の跡地を効果的に活用することが望まれている

ことから、本市では、中心市街地におけるにぎわいの創出と活性化を目指して、平成 20 年 3 月に「中心市街地拠点整備基本構想」を、平成 21 年 3 月には「中心市街地拠点整備基本計画(素案)」がまとめられ、その中で、『学びたい人に情報を提供し、その成果が発揮でき、市民の多様な交流が生まれる拠点』として、中央図書館機能の移転を視野に入れた整備方針が示されている。

以上の経過により、中心市街地拠点施設に新たな中央図書館を整備するため、ここに「新図書館基本計画」を策定するものである。

2 前提条件の整理

2-1 図書館・生涯学習振興施策の流れ

近年の国・県・市による図書館施策、生涯学習振興施策の取り組み状況は以下のとおりである（図1参照）。

2-1-1 国の施策の流れ

生涯学習時代の到来とともに、図書館の生涯学習拠点としての役割も見直され、それに応じた図書館行政が行われてきた。昭和63年には社会教育審議会施設分科会が『新しい時代（生涯学習・高度情報化の時代）に向けての公共図書館の在り方について（中間報告）』を発表し、図書館を「生涯学習を進める上で最も基本的、かつ重要な施設」と位置づけ¹ている。また、平成4年には、生涯学習審議会社会教育分科審議会により、公立図書館の健全な発展に資することを目的に『公立図書館の設置及び運営に関する基準について（報告）』が発表された。これらの報告等を通じて、図書館を生涯学習の中心核として位置づける施策が展開されてきた。

また、平成8年には、生涯学習審議会社会教育分科審議会は『社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方法について』を明らかにして司書養成教育内容の改善を提言²している。

さらに、平成12年には図書館法第18条に基づき『公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（報告）』が発表され、翌年に制定施行された。同基準においては、「図書館機能を十分発揮できるだけの種類・量の資料整備に努めること」、「就職、転職、職業能力開発、仕事のための資料・情報の提供に努めること」などが強調され、併せて「地方公共団体の行政資料等の情報」、「市民生活に必要な資料や情報」等の充実を図るべきとされた。そして、これらの機能を活かすために、ITを活用した検索システムの整備、レファレンスサービスの充実、専門的サービスを実施する専門職員の確保などが求められている。

また、(社)日本図書館協会も政策提言を行っており、同協会町村図書館活動推進委員会は『21世紀の町村図書館振興を目指す政策提言 Lプラン 21「図書館による町村ルネサンス」』を発表し、その中で図書館の理念と働きを提言するとともに、設置と運営に関する数値基準をまとめた。

さらに、平成12年には『2005年の図書館像～地域電子図書館の実現に向けて～』が文部省の地域電子図書館構想検討協力者会議によりまとめられ、図書館の情報化対応の方向性も示されている。その後、平成17年には『地域の情報ハブとしての図書館－課題解決型の図書館を目指して－』が、平成18年には『これからの図書館像－地域を支える情報拠点を目指して』がまとめられるなど、情報拠点としての公立図書館サービスの在り方が検討されるようになった。その他、平成17年6月に文部科学大臣から中央教育審議会に諮問が行

¹ 小黒浩司『JLA 図書館情報学テキストシリーズ12 図書及び図書館史』日本図書館協会、2000年、p.119

² 同上

われたことを受けて、平成 20 年 2 月に「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」の答申が出されているが、その中でも地域や住民の課題解決を支援するための資料や情報の提供機能を充実すべきとされている。

また、近年子どもの読書離れが問題となっていることから、平成 13 年 12 月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」を受けて、平成 14 年には、読書活動を通じた子どもの健やかな成長を目的に『子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画』が制定された。同計画では、「子どもの読書活動を推進していくためには、公立図書館に豊富で多様な資料を整備していくこと」や「司書は子どもの読書活動を推進する上で極めて重要な役割を果たすこと」、「公立図書館が学校図書館と緊密に連携・協力していくこと」が地方自治体に求められた。なお、同計画は平成 20 年に、これまでの成果や課題等を検証し、地域における読書環境の格差の改善や、学校における学校図書館図書整備 5 ヶ年計画に基づく学校図書館図書標準の達成、司書教諭の発令促進など、家庭、地域、学校における取り組みを整理し、『子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）』として閣議決定されている。

さらに、平成 17 年には『文字・活字文化振興法』が制定され、公共図書館・学校図書館の司書や図書館資料の充実、情報化の推進などを自治体に求めている。

2-1-2 愛知県の施策の流れ

愛知県においては、平成 7 年に生涯学習推進本部が設置され、平成 8 年に『愛知県生涯学習推進構想』が策定された。また、同年に愛知県生涯学習審議会が『21 世紀を展望した愛知県の生涯学習振興の基本方策について』の答申を行い、それを受けて、愛知県における生涯学習体制の整備が進められ、本格的な生涯学習活動がスタートすることとなった。同答申においては、生涯学習の基盤整備は、「地域における生涯学習活動を発展させる方向で推進させることが重要」とされており、公民館や文化施設等と並んで図書館が生涯学習関連機関として位置づけられ、その拡充が求められている。

さらに、平成 11 年には『愛知県における生涯学習情報ネットワークの在り方について』で、生涯学習センターにおいてどのような学習情報システムを構築するか、そのためにはどのような連携・協力が必要かについての提言が行われた。その後、平成 12 年には愛知県生涯学習情報システムの基本計画が策定され、平成 15 年には生涯学習推進センターが設置された。

また、子どもの読書活動に関しては、平成 16 年に『愛知県子ども読書活動推進計画』が策定され、図書館における児童サービスの充実や、図書館間協力等の推進などが施策の方向として挙げられた。

なお、国による新しい『子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）』が制定されたのを受けて、今後 5 年間にわたる施策の基本方向と具体的な方策を明らかにした『愛知県子ども読書活動推進計画（第二次）』を平成 21 年 9 月に策定している。

2-1-3 安城市の施策の流れ

本市では、平成10年に『生涯学習推進計画』が策定され、市民の一人ひとりが、ふれあいや交流を広げながら、存在感と生きがいにあふれ、充実した人生を送ることを目指して生涯学習が推進されてきた。

その後、少子高齢化の進行、情報化社会の進展といった社会情勢の変化等を踏まえた上で、平成17年に『第2次安城市生涯学習推進計画』が策定された。この計画では、市民の主体的な生涯学習を支援し、生涯学習による人づくり、まちづくりを推進していくことがうたわれており、図書館については、市民ニーズを的確に把握した計画的な図書館資料の収集と保存、提供を図るとともに、地域の情報提供・発信拠点として全ての市民が利用しやすい図書館として「ハイブリッド型図書館」³を目指すものとされている。

そのような流れの中で、平成17年3月には、中央図書館を核とした生涯学習活動の拡充を目指して『安城市図書館推進計画』が策定された。安城市図書館推進計画の中では、多様化・高度化する市民の生涯学習ニーズに的確に対応するために、今後の図書館運営の指針と具体的な数値目標が示されている。

また、平成18年6月には、子どもの自主的な読書活動の推進に向け、『安城市子ども読書活動推進計画』が策定されている。

³ 「ハイブリッド型図書館」：既存の紙媒体による資料・情報と電子化された資料情報を組み合わせて利用できる図書館。

	国	愛知県	安城市
平成2年 (1990年)	生涯学習の中心核としての図書館 昭和63年 『新しい時代(生涯学習・高度 情報化の時代)に向けての公 共図書館の在り方について (中間報告)』		
	平成4年 『公立図書館の設置及び運 営に関する基準について (報告)』	平成7年 生涯学習推進本部設置	
	平成8年 『社会教育主事、学芸員及び 司書の養成、研修等の改善 方法について』	平成8年 『愛知県生涯学習推進構想』 『21世紀を展望した愛知県の 生涯学習振興の基本方策に ついて』答申	
	設備と運営に関する基準	●本格的な生涯学習活動の スタート	平成10年 『生涯学習推進計画』 ●本格的な生涯学習活動の スタート
平成12年 (2000年)	平成12年 『公立図書館の設置及び運 営上の望ましい基準(報告)』 『Lプラン21「図書館による町 村ルネサンス」』	平成11年 『愛知県における生涯学習情 報ネットワークの在り方につ いて』提言	
	ハイブリッド図書館	平成12年 『愛知県生涯学習情報システ ム基本計画』	
	平成12年 『2005年の図書館像～地域電 子図書館の実現に向けて～』		
	平成14年 『子どもの読書活動の推進に 関する基本的な計画』	平成15年 生涯学習推進センター設置	
	情報拠点としての図書館	平成16年 『愛知県子ども読書活動推進 計画』	
	平成17年 『地域の情報ハブとしての図 書館―課題解決型の図書館 を目指して―』		平成17年 『第2次安城市生涯学習推進 計画』 ●公民館・図書館の充実が謳わ れる 『安城市図書館推進計画』
	平成18年 『これからの図書館像―地域 を支える情報拠点を目標して』		平成18年 『安城市子ども読書活動 推進計画』
	平成20年 『新しい時代を切り拓く生涯学 習の振興方策について』答申		
	平成20年 『子どもの読書活動の推進に 関する基本的な計画(第二 次)』	平成21年 『愛知県子ども読書活動推進 計画(第二次)』	

図1 図書館・生涯学習関連施策の流れ

2-2 上位計画・関連計画の整理

2-2-1 第2次安城市生涯学習推進計画（平成17年3月策定）

<p>計画概要</p>	<p>■ 計画期間：平成17年度から平成26年度までの10ヵ年</p>
<p>基本方針</p>	<p>■ 市民主体の生涯学習 ■ 地域を育む生涯学習 ■ 人を育てる生涯学習</p>
<p>計画の体系</p>	
<p>図書館の現状・課題と今後の方針</p>	<p>■ 現状と課題</p> <p>○ 図書館は、市民の身近にあって、学習活動を支援するため、学習や教養を高めるのに必要な図書や資料、情報を収集・整理し、提供する必要がある。</p> <p>○ 本市では、中央図書館と9か所の地区公民館図書室を有し、オンラインシステムが構築されている。</p> <p>○ 図書館サービスの充実を図るとともに、情報化社会の進展に伴う市民の多様なニーズに対応する必要がある。</p> <p>■ 今後の方針</p> <p>○ 図書館は、市民ニーズを的確に把握した計画的な図書館資料の収集と保存、提供を図る。</p> <p>○ 子どもから高齢者まで、市民の幅広い世代のニーズに対応できるサービスの提供に努める。</p> <p>○ 子育て支援など、地域の社会的ニーズに応じた幅広いサービスの充実に努める。</p> <p>○ 新しい情報通信技術を活用して、既存の紙媒体等による資料・情報と電子化された資料・情報を有機的に連携させ、地域の情報提供・発信拠点として、全ての市民が利用しやすい図書館（ハイブリッド型図書館）の実現を目指す。</p>

2-2-2 安城市図書館推進計画（平成17年3月策定）

<p>計画概要</p>	<p>■計画の目的</p> <p>多様化・高度化する市民の生涯学習ニーズに的確に対応するため、今後の図書館運営の指針と具体的な数値目標を示すものである。また、上位計画である「安城市総合計画」や関連する「安城市生涯学習推進計画」など他の基本計画などとの整合性を図るとともに、現在、全庁的に取り組んでいるISO9001及び取り組みが予定されている行政評価（事務事業評価）システムを踏まえて策定するものであり、今後、定期的に目標の達成状況等の自己点検と評価を行うため見直しを図りながら、本市の図書館サービスの充実を目指すものである。</p>																																																	
<p>図書館サービスの現況と課題</p>	<p>① 図書館資料の計画的な充実と適正管理の確保</p> <p>② インターネットによる蔵書検索・予約サービスの充実</p> <p>③ 長期的な展望に立った蔵書収容能力の拡充</p> <p>④ 安城らしい地域電子図書館の構築</p> <p>⑤ レファレンスサービスの充実と図書館職員の資質向上</p> <p>⑥ 読書の推進と学校図書館との連携強化</p> <p>⑦ 市民との協働による図書館運営</p> <p>⑧ 新たな図書館利用者の開拓</p> <p>⑨ 広域図書館行政の推進</p> <p>⑩ 数値目標の設定と自己点検・評価及び公表</p>																																																	
<p>将来の図書館像</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基本成果指標</th> <th colspan="2">現状値</th> <th colspan="2">目標値</th> </tr> <tr> <th>平成15(2003)年</th> <th>平成21(2009)年</th> <th>平成26(2014)年</th> <th>*文科省基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ床面積</td> <td>× 3,945.45㎡</td> <td>× 3,945.45㎡</td> <td>○ 5,500㎡</td> <td>5,437㎡</td> </tr> <tr> <td>個人登録者数 (登録率)</td> <td>83,896人 (50.1%)</td> <td>95,150人 (55.0%)</td> <td>106,800人 (60.0%)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>蔵書冊数 (うち、開架冊数) (新規図書の開架占有率)</td> <td>× 483,333冊 × (316,858冊)</td> <td>× 490,000冊 × (320,000冊)</td> <td>○ 550,000冊 △ (330,000冊)</td> <td>547,353冊 (335,203冊)</td> </tr> <tr> <td>資料購入費 人口1人換算※</td> <td>× 65,730千円 × 392.2円</td> <td>× 70,000千円 × 404.6円</td> <td>○ 75,000千円 × 421.3円</td> <td>74,629千円 550.0円</td> </tr> <tr> <td>年間貸出冊数 人口1人換算※</td> <td>× 1,273,852冊 × 7.60冊</td> <td>○ 1,535,000冊 × 8.87冊</td> <td>○ 1,780,000冊 ○ 10.00冊</td> <td>1,408,000冊 10.00冊</td> </tr> <tr> <td>正規職員数(司書)</td> <td>× 9(3)</td> <td>× 10(5)</td> <td>× 12(6)</td> <td>53(25)</td> </tr> <tr> <td>臨時・委託職員数</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>図書館サービスの利用者 満足度</td> <td>78.3%</td> <td>80%</td> <td>85%</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>*目標値のうち「文科省基準」欄の数値は、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を指す。 ※人口一人換算の目標値は、第7次総合計画の推計人口2009年=173,000人、2014年=178,000人で換算。</p>	基本成果指標	現状値		目標値		平成15(2003)年	平成21(2009)年	平成26(2014)年	*文科省基準	延べ床面積	× 3,945.45㎡	× 3,945.45㎡	○ 5,500㎡	5,437㎡	個人登録者数 (登録率)	83,896人 (50.1%)	95,150人 (55.0%)	106,800人 (60.0%)	-	蔵書冊数 (うち、開架冊数) (新規図書の開架占有率)	× 483,333冊 × (316,858冊)	× 490,000冊 × (320,000冊)	○ 550,000冊 △ (330,000冊)	547,353冊 (335,203冊)	資料購入費 人口1人換算※	× 65,730千円 × 392.2円	× 70,000千円 × 404.6円	○ 75,000千円 × 421.3円	74,629千円 550.0円	年間貸出冊数 人口1人換算※	× 1,273,852冊 × 7.60冊	○ 1,535,000冊 × 8.87冊	○ 1,780,000冊 ○ 10.00冊	1,408,000冊 10.00冊	正規職員数(司書)	× 9(3)	× 10(5)	× 12(6)	53(25)	臨時・委託職員数	6	8	10	-	図書館サービスの利用者 満足度	78.3%	80%	85%	-
基本成果指標	現状値		目標値																																															
	平成15(2003)年	平成21(2009)年	平成26(2014)年	*文科省基準																																														
延べ床面積	× 3,945.45㎡	× 3,945.45㎡	○ 5,500㎡	5,437㎡																																														
個人登録者数 (登録率)	83,896人 (50.1%)	95,150人 (55.0%)	106,800人 (60.0%)	-																																														
蔵書冊数 (うち、開架冊数) (新規図書の開架占有率)	× 483,333冊 × (316,858冊)	× 490,000冊 × (320,000冊)	○ 550,000冊 △ (330,000冊)	547,353冊 (335,203冊)																																														
資料購入費 人口1人換算※	× 65,730千円 × 392.2円	× 70,000千円 × 404.6円	○ 75,000千円 × 421.3円	74,629千円 550.0円																																														
年間貸出冊数 人口1人換算※	× 1,273,852冊 × 7.60冊	○ 1,535,000冊 × 8.87冊	○ 1,780,000冊 ○ 10.00冊	1,408,000冊 10.00冊																																														
正規職員数(司書)	× 9(3)	× 10(5)	× 12(6)	53(25)																																														
臨時・委託職員数	6	8	10	-																																														
図書館サービスの利用者 満足度	78.3%	80%	85%	-																																														

単位施策



2-2-3 安城市子ども読書活動推進計画（平成18年6月策定）

<p>計画概要</p>	<p>■ 計画期間：平成18年から平成21年度までの4か年</p> <p>■ 計画の目的</p> <p>市民と関係機関が一体となり、次世代を担う子どもたちの健やかな成長を願い、「心」の栄養源である「読書」体験を増やしてほしいという共通認識に立って、子どもたちに本の楽しさとの出会いの場を提供し、子どもの発達段階に応じた読書活動の推進と読書環境の整備を計画的に進めることを目的とする。</p>
<p>計画の目標</p>	<p>■ 基本目標1：子どもの読書環境を整備するための計画的な資料の充実</p> <p>■ 基本目標2：子どもの読書を推進するためのボランティアの育成と支援の充実</p> <p>■ 基本目標3：子どもの読書活動を推進するための家庭・地域での読書の啓発</p>
<p>推進のイメージ</p>	<p style="text-align: center;">図書館の機能を活かした読書活動推進のイメージ</p>

2-2-4 中心市街地拠点整備基本計画（素案）（平成21年3月策定）

<p>計画概要</p>	<p>■ 計画の目的</p> <p>平成19年度に策定された『中心市街地拠点整備基本構想』を具体化するべく、コンセプトに基づき、まちのにぎわいを創出し、中心市街地の活性化を図るために拠点施設に必要な導入機能、施設計画、事業手法等を検討することを目的とする。</p>
<p>拠点施設の導入の考え方</p>	<p>■ 学び：暮らし、ビジネス、健康、まちの魅力など安城市の情報があふれ、その情報により「人とまち」「人と人」をつなぐ。</p> <p>■ 健やか：市民のライフステージに応じた心身の健康づくりについて、様々な主体が連携及び支援し、市民の健康に寄与する。</p> <p>■ 交わり：子どもから高齢者までの多世代、市民から観光客、商業者からサラリーマンなどの様々な職種の人々が集いにぎわう。</p>
<p>拠点施設の導入機能の概念図</p>	

<p>中央図書館機能の移転拡充</p>	<p>拠点施設における“学び”に資する機能として、中央図書館機能を移転して導入する。</p> <p>■現図書館が抱える課題</p> <p>○市民ニーズに対応した新たなサービスの展開が必要</p> <p>少子高齢化社会の進行、ライフスタイルの多様化などにより、市民の図書館に対するニーズも多様化し高度化している。そこで、「シニア向け支援」「ビジネス支援」「ヤングアダルト（中高生向け）支援」など、先進図書館で提供されている新たなサービスの展開が必要となっている。</p> <p>○蔵書収容能力の限界</p> <p>現図書館の蔵書収容能力は 35 万冊であるが、現在の蔵書数は 38 万冊を越えており、収容能力を大きく上回っている。このため、本来であれば、保存すべき資料の一部を収蔵スペースが不足しているために廃棄やリサイクルしている。</p> <p>○閲覧席や書架の不足</p> <p>貸出・返却を中心とする施設であるため、1 階の開架室に机のある席が少ないといった問題がある。また、施設面積の都合上、閲覧席や雑誌・AV 資料（CD・DVD）用書架を増設したり、「館内視聴」スペース、「グループ席」「個人席」などを整備したりすることができない。乳幼児を持つ利用者からの要望が強い「託児室」「授乳室」などの設置も困難である。</p> <p>○1 階の受付カウンターの慢性的な混雑</p> <p>受付カウンターが一般・児童の共用 1 か所のみである。平成 20 年 1 月に処理端末を 5 台から 6 台に増設し、自動貸出機を 2 台導入したものの、年々増加する利用者に対応ができていない。また、本来業務であるレファレンス（資料相談）への十分な対応も困難となっている。</p>
<p>拠点施設への中央図書館機能導入の意義</p>	<p>○ 図書館は、子どもから高齢者まで多世代の市民が集まる場、人々のふれ合いの場となっている。</p> <p>○ 拠点施設に立地することにより、本市の新たな価値を創造・発信する場として、まちのにぎわいの創出、中心市街地の活性化に資するような施設となることが期待される。</p> <p>○ 新図書館においては、図書館機能を充実することにより、滞在型の図書館としての利用を促進し、人と情報との出会い、人と人との出会いを創出する施設として、中心市街地の活性化に資することが望まれる。</p>
<p>収容能力の目標値</p>	<p>○ レファレンスの充実、多種利用支援の充実等を目指し、蔵書収容能力は約 54 万冊とする。</p>
<p>現図書館の利用</p>	<p>○ 現図書館の跡利用については、昭林地区の公民館図書室として、また、資料保存機能を含む図書館機能を残す位置づけで検討を進める。</p>

2-3 安城市の図書館サービスの現況

2-3-1 安城市中央図書館の沿革

本市における図書館サービスは、昭和 6 年に安城町農会経営による「安城農業図書館」が発足したことに始まる。終戦により農会が廃止されると、昭和 24 年に現在の市役所正面駐車場北東角に安城町立図書館として再建された。

その後、昭和 42 年には安城公園の整備に併せて現・市役所の北西角に移転新築された。現在の場所に中央図書館が移転したのは昭和 60 年で、開館に合わせてコンピューターシステムの導入、貸出冊数の拡大（「3 点から 5 点」）、レコード・カセットテープの館内試聴が開始された。

その後も現在にかけて、広域利用（碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、岡崎市、豊田市、西尾市）の開始（平成 7 年）、夏季開館時間延長の開始（平成 16 年から「5 月～10 月の平日」に拡大）、インターネット予約システムの開始（平成 15 年）、貸出冊数を「5 点から図書雑誌で 10 点、CD・DVD は別に 5 点」に拡大（平成 17 年）、貸出券をリライトカードに変更（平成 20 年）などを通じた利用者サービスの向上が図られてきた。

2-3-2 施設概況

現在、本市の図書館サービスは中央図書館と 9 か所の公民館図書室との連携で運営されている。中央図書館の施設概況概要については、表 1 のとおりである。現図書館では、蔵書数が収容能力を上回っており、新たな分野の蔵書を拡大することが困難な状況となっている。また、スペースの不足から、閲覧席や書架の増設が困難な状況となっている。

表 1 中央図書館の施設概況

項目	内容		
所在地	安城市城南町2丁目10番地3		
電話番号	(0566) 76-6111		
敷地面積	3,994.45 m ²		
建物	昭和60年3月20日竣工		
構造	鉄筋コンクリート造 3階建		
延面積	3,945.45 m ²		
建物の配置	1階	1,715.63 m ²	
	エントランスホール	279 m ²	
	一般開架閲覧室	430 m ²	
	児童開架閲覧室	329 m ²	
	お話しコーナー	44 m ²	
	ブラウジングコーナー	124 m ²	
	パソコンコーナー	64 m ²	
	書庫及び整理室	141 m ²	
	倉庫・機械室 など	65 m ²	
	2階	1,578.35 m ²	
	郷土・参考資料室、	287 m ²	
	視聴覚室	182 m ²	
	会議室	75 m ²	
	閉架書庫	404 m ²	
	事務室	171 m ²	
	コンピューター室	23 m ²	
	印刷室	19 m ²	
	倉庫・機械室 など	94 m ²	
3階	651.47 m ²		
第1特別閲覧室	68 m ²		
第2特別閲覧室	131 m ²		
休憩室	39 m ²		
倉庫・機械室 など	222 m ²		
蔵書収容能力	35万冊		
閲覧席数	机椅子席：1F一般室8席、1F児童室20席、1Fパソコンコーナー等11席、2F参考室40席（うち14席は社会人に限り持込み学習可）【計79席】		
	椅子のみ席：1F30席、1Fブラウジング40席、1F児童室12席【計82席】		
	持込み学習席：2Fロビー8席、3F特別閲覧室118席【計126席】		
駐車場	約170台（共用駐車場を含む、平成21年3月に約50台分拡張）		
自転車置場	約120台		
開館	昭和60年7月12日（平成16年3月改修、平成19年1月改修）		
総工事費	11億5,920万円		

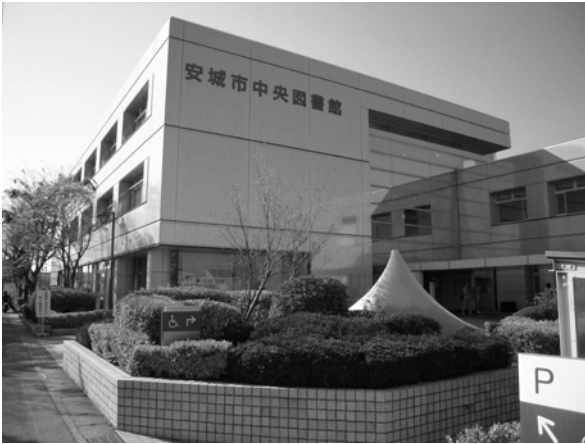


図2 中央図書館の様子

2-3-3 サービス内容

現在の図書館サービスの内容については、表2のとおりである。

開館時間は通年で平日は午前9時から午後7時まで、休日等⁴は午前9時から午後5時までとなっている。また、休館日は基本的に毎週月曜日のほか、休日の翌日、毎月第4金曜日、特別整理期間、年末年始などとなっていることから、利用者にとって分かりづらいとの指摘がある。

なお、現在の平日の開館時間は、勤労者を中心とした市民意見を取り込み、平成21年11月から拡大された時間であり、それ以前は午前9時から午後5時が基本開館時間で、5月から10月までの6か月間を対象として、午後7時まで2時間の延長開館を行っていた。

表2 図書館サービスの内容

項目	内 容
開館時間	<ul style="list-style-type: none"> 平 日：午前9時から午後7時 休日等：午前9時から午後5時 (地区公民館図書室は、通年で午後8時まで図書業務を実施)
休館日	<ul style="list-style-type: none"> ・月曜日（休日は開館） ・休日の翌日 ・土曜日が休日にあたる時のその直後の火曜日 ・12月29日から翌年の1月3日まで ・館内整理日（基本的には毎月第4金曜日） ・特別図書整理期間（秋期に15日以内） ※実情は、火曜日から金曜日までの4日間で実施している。
館外貸出	<ul style="list-style-type: none"> ・碧海5市（安城市・碧南市・刈谷市・知立市・高浜市）在住、在勤、在学及び岡崎市・豊田市・西尾市に在住であれば、利用者カードを交付 ・貸出数は、図書及び雑誌で10点まで、CD・DVDは別に5点まで ・貸出期間は15日間
予約・リクエスト	<ul style="list-style-type: none"> ・予約とリクエストを合わせて、窓口及びインターネット、利用者検索端末（OPAC）から5件まで
資料複写	<ul style="list-style-type: none"> ・著作権法の範囲内で、1枚につき白黒10円、カラー50円
利用者開放パソコン	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット閲覧専用利用者パソコン3台設置 ・持込みパソコン利用席3席設置 ・外部データベース検索・デジタル化地域資料等閲覧用利用者パソコン2台設置
中央図書館ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページから中央図書館及び各公民館図書室が所蔵する全ての図書館資料の検索及び予約が可能

⁴ 「休日等」：休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、休日等とは土曜日・日曜日及び休日をさす。

2-3-4 利用状況等

① 蔵書冊数の推移

蔵書冊数は年々増加しており、平成21年4月現在、視聴覚資料等を含めて約58万点（雑誌を除く）となっている。書架の増設が不可能なことから、特に雑誌の購入点数や視聴覚資料を増やすことができず、今後の充実が望まれている。

表3 蔵書冊数の推移(雑誌を除く)

	一般書	児童書	その他図書	視聴覚資料	合計	前年度比
平成16年度	313,200 点	148,036 点	31,397 点	3,182 点	495,815 点	12,432 点
平成17年度	330,633	154,634	33,977	4,465	523,709	27,894
平成18年度	343,898	161,213	34,671	6,192	545,974	22,265
平成19年度	355,890	168,506	33,750	6,982	565,128	19,154
平成20年度	360,695	175,597	35,231	7,900	579,423	14,295

※児童書には絵本・洋書絵本・紙芝居を含む。その他図書は郷土資料・大活字本・コミック・洋書の計。

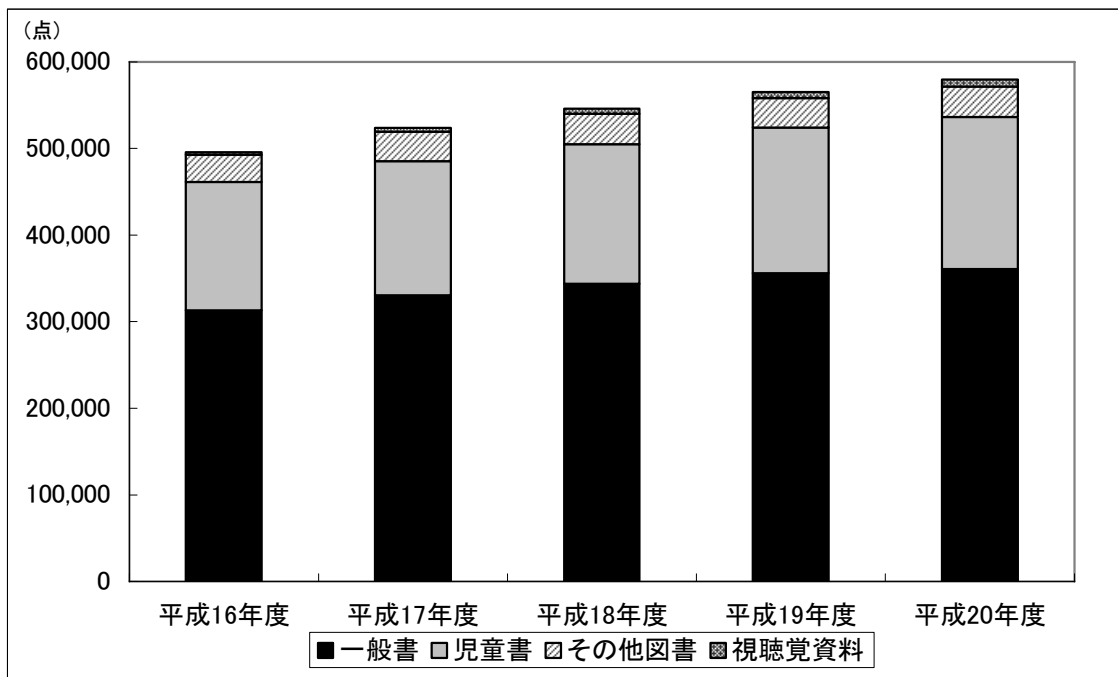


図3 蔵書冊数の推移

② 場所別配架冊数の推移

中央図書館と市内 9 か所の公民館図書室がケーブルテレビ回線によるネットワークで結ばれている。本市の特徴として、返却された館を所蔵館とする「所蔵館＝所在館」方式をとっており、現在市内の全蔵書の約 65%が中央図書館に、残りの約 35%が公民館図書室に配架されている。

表4 場所別配架冊数の推移(雑誌を除く)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
中央 図 書 館	一般開架	99,694 点	107,267 点	105,807 点	107,816 点	108,965 点
	児童開架	40,378	41,700	41,122	46,032	49,400
	参考室	15,269	15,738	16,170	16,126	16,262
	閉架書庫(2F)	166,389	174,055	183,133	190,102	203,347
	閉架書庫(1F)	9,871	14,320	16,738	11,292	11,275
	その他	6,705	8,370	6,591	8,607	2,892
	小計	338,306	361,450	369,561	379,975	392,141
公 民 館 図 書 室	桜井	20,100	21,353	23,205	22,822	23,893
	南部	11,785	10,671	10,855	11,447	11,665
	北部	24,350	25,428	27,984	30,200	30,582
	西部	10,576	11,102	11,956	12,804	13,110
	作野	20,253	22,305	26,072	27,990	25,958
	安祥	15,064	15,139	15,545	16,859	16,909
	東部	13,669	14,417	16,752	18,141	19,104
	二本木	23,156	23,897	25,947	26,186	26,524
	中部	17,838	17,521	17,495	18,219	18,805
小計	156,791	161,833	175,811	184,668	186,550	
保健センター	718	426	602	485	732	
中計	495,815	523,709	545,974	565,128	579,423	
参 考	歴史博物館				5,890	15,131
教育センター				6,947	7,416	
合 計	495,815	523,709	545,974	577,965	601,970	

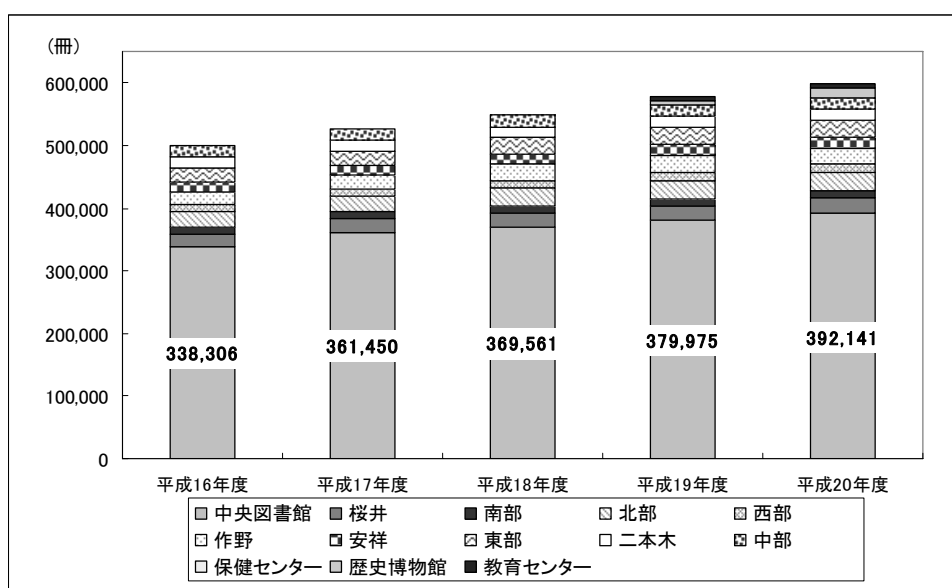


図4 場所別配架冊数の推移

③ 蔵書区分別（雑誌を含む）の配架及び貸出利用状況

貸出冊数としては、文学が最も多く、次いで絵本、児童書、工学、コミックとなっている。しかし、蔵書回転率を見ると、最も高いのがコミックで、次いでDVD、CDの順となっており、市民ニーズと実際の蔵書構成とが合致していない部分もあると考えられる。

表5 蔵書区分別の配架及び貸出利用状況

	平成20年度末 蔵書数	貸出可能資料の件数		貸出不可資料 の件数	のべ貸出冊数	貸出可能資料 の回転率
		中央図書館	公民館9館等			
0 総記	12,328 冊	9,666 冊	1,526 冊	1,136 冊	13,639 冊	1.22 回
1 哲学	15,912	12,183	3,537	192	44,704	2.84
2 歴史	31,822	23,116	7,287	1,419	82,463	2.71
3 社会科学	49,442	40,410	8,071	961	88,114	1.82
4 自然科学	22,414	16,228	5,481	705	49,407	2.28
5 工学	37,633	22,210	14,925	498	215,635	5.81
6 産業	14,052	10,364	3,377	311	37,296	2.71
7 芸術	34,689	25,337	8,859	493	88,599	2.59
8 語学	5,837	3,860	1,532	445	16,729	3.10
9 文学	136,584	90,627	45,357	600	331,273	2.44
小計	360,713	254,001	99,952	6,760	967,859	2.73
児童書	105,218	58,158	45,232	1,828	312,713	3.02
絵本	62,246	28,957	33,040	249	317,248	5.12
洋書絵本	1,037	1,009	28	0	566	0.55
紙芝居	6,369	2,605	3,665	99	30,121	4.80
ヤングアダルト	709	675	34	0	3,947	5.57
小計	175,579	91,404	81,999	2,176	664,595	3.83
その他図書	25,968	14,796	2,560	8,612	5,648	0.33
郷土資料	25,968	14,796	2,560	8,612	5,648	0.33
大活字本	1,832	1,711	120	1	4,229	2.31
コミック	6,707	5,069	1,573	65	155,984	23.48
洋書	724	721	3	0	595	0.82
雑誌	16,977	11,276	5,379	322	92,158	5.53
小計	52,208	33,573	9,635	9,000	258,614	5.99
CD	4,442	4,361	0	81	44,392	10.18
DVD	3,458	3,398	0	60	41,522	12.22
小計	7,900	7,759	0	141	85,914	11.07
合計	596,400	386,737	191,586	18,077	1,976,982	3.42

※ 蔵書数等は、雑誌を含めた数値（歴史博物館、教育センターは除く）

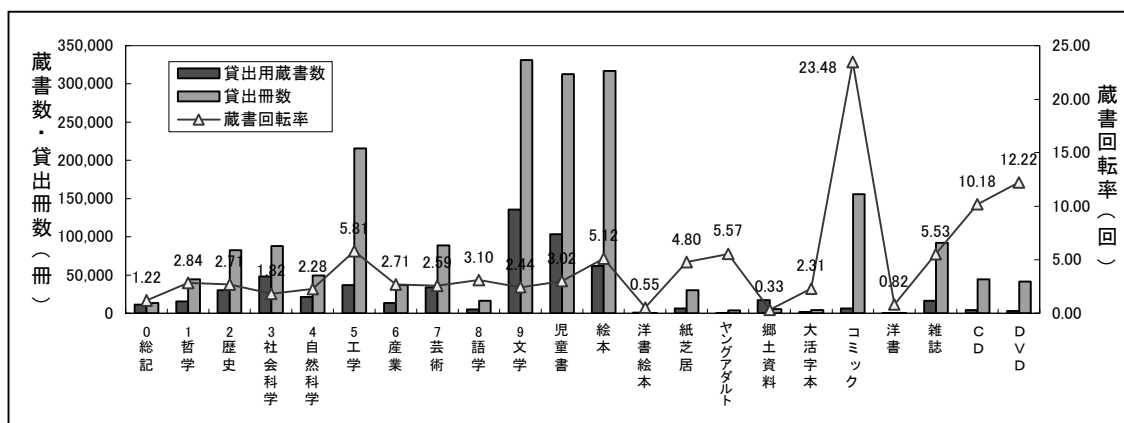


図5 蔵書区分別の配架及び貸出利用状況

④ 登録者数の推移

平成20年1月のシステム更新に伴い、県下で初めて貸出券を「リライトカード」に切り替えた。その後、本市や利用登録が可能な碧海5市域からの転出や長期にわたって利用されていない旧貸出券の利用者データ約7万件分を一括除籍したため、一時は10万人を超えていた登録者数も平成21年4月現在42,780人で、市民の登録率は約21%にとどまっている。しかし、新規登録者数は毎年5%を越える伸び率で上昇しており、市民の間で生涯学習へのニーズが高まっていると考えられる。

表6 登録者数の推移

	一般	児童	合計	全市人口	登録率
平成16年度	73,962人 5,082人	15,782人 2,551人	89,744人 7,633人	170,235人 (前年度比1.6%増)	52.7% (うち新規登録8.5%)
平成17年度	78,931人 4,615人	15,494人 1,468人	94,425人 6,083人	173,326人 (前年度比1.8%増)	54.5% (うち新規登録6.4%)
平成18年度	83,820人 4,924人	15,432人 1,450人	99,252人 6,374人	175,833人 (前年度比1.5%増)	56.4% (うち新規登録6.4%)
平成19年度	90,073人 3,534人	14,083人 1,941人	104,156人 5,475人	178,280人 (前年度比1.4%増)	58.4% (うち新規登録5.2%)
平成20年度	33,362人 5,420人	9,418人 1,987人	42,780人 7,407人	179,547人 (前年度比0.7%増)	23.8% (うち新規登録17.3%)

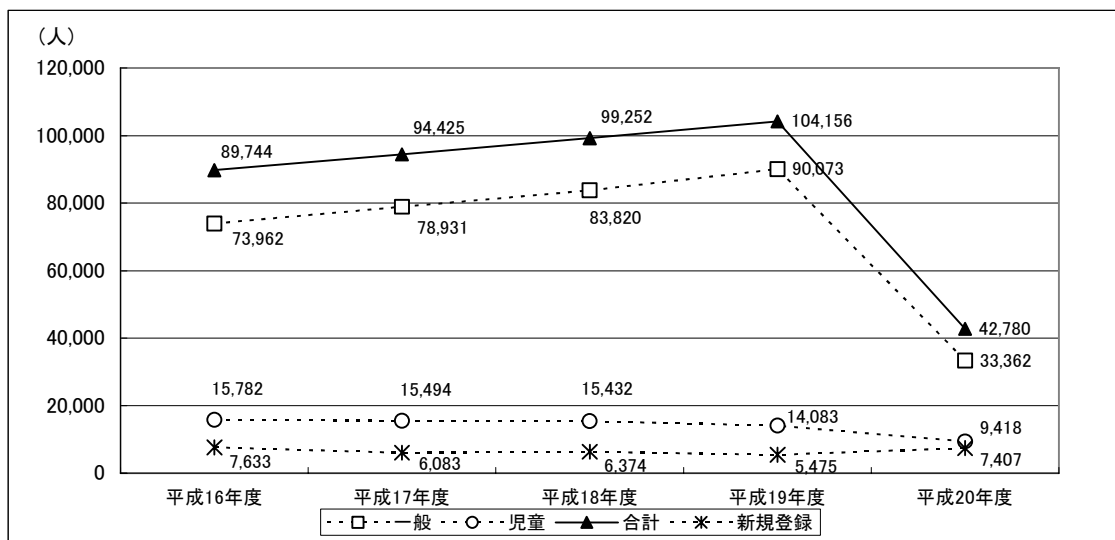


図6 登録者数の推移

⑤ 個人利用者数の推移

中央図書館の利用者数は、平成16年度まで増加傾向であったものが、平成17年度に貸出上限を拡大した影響でいったん減少に転じたものの、その後は再度増加している。地区公民館の利用者数についても同様である。

表7 個人利用者数の推移

	一般	児童	合計	中央図書館	地区公民館等
平成16年度	272,513 人	95,252 人	367,765 人	234,713 人	133,052 人
平成17年度	255,534	74,611	330,145	205,123	125,022
平成18年度	270,397	73,954	344,351	203,876	140,475
平成19年度	279,542	74,784	354,326	202,049	152,277
平成20年度	327,189	89,831	417,020	242,219	174,801

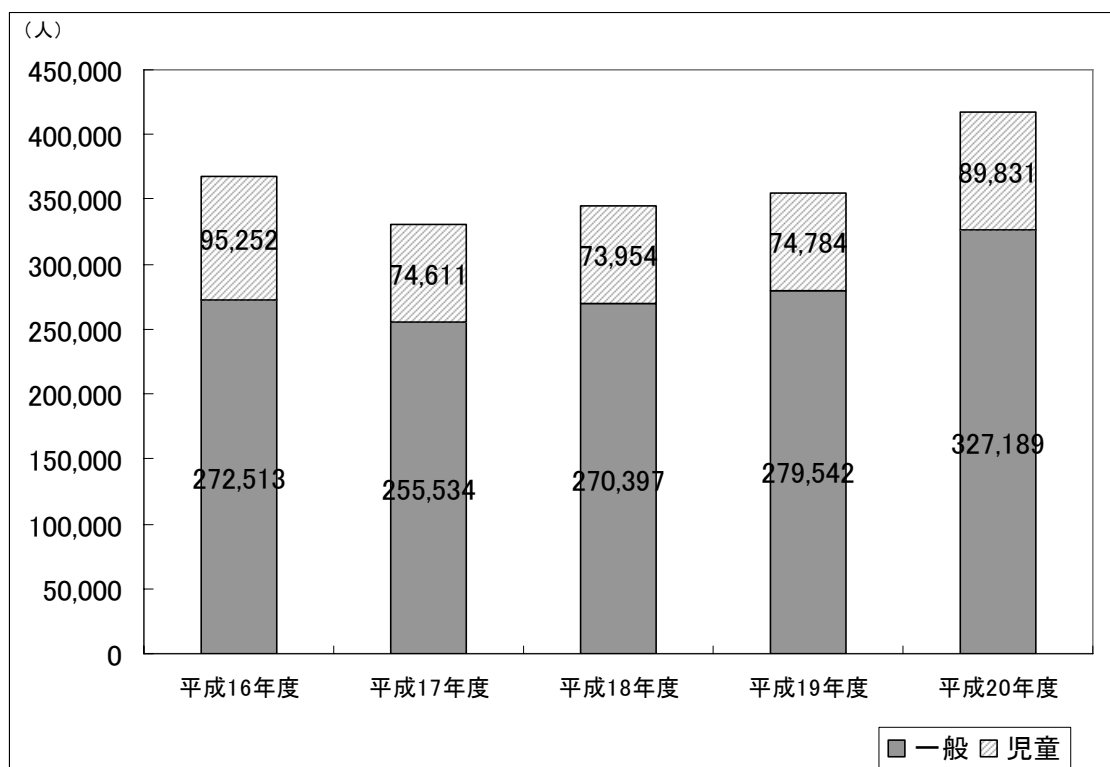


図7 個人利用者数の推移

⑥ 中央図書館の入館者数の推移

中央図書館の入館者数は、平成 16 年度から平成 20 年度までの 5 年間にわたって、一貫して増加し続けている。

表8 中央図書館の入館者数の推移

	年間入館者数	前年比	開館日数	1日平均	前年比
平成16年度	384,565 人	109.4 人	282 人	1,364 人	102.8 %
平成17年度	404,793	105.3	284	1,425	104.5
平成18年度	411,023	101.5	284	1,447	101.5
平成19年度	423,172	103.0	289	1,464	101.2
平成20年度	439,425	103.8	289	1,521	103.9

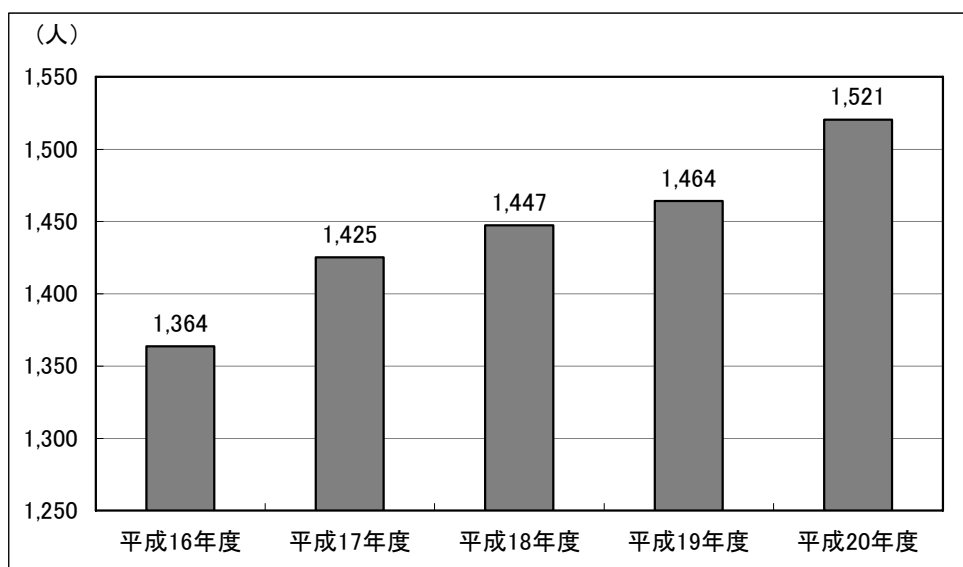


図8 中央図書館の1日あたり平均入館者数の推移

⑦ 個人貸出冊数の推移

個人貸出冊数は増加傾向にある。一般書の貸出は平成19年度から20年度にかけて若干減少しているが、児童書、視聴覚資料の貸出は増加し続けている。

表9 個人貸出冊数の推移

	一般書	児童書	(H18まで) その他図書 (H19以降)雑誌	AV資料	合計	市民一人 当たり
平成16年度	701,707 冊	402,032 冊	178,384 冊	27,411 点	1,309,534 冊(点)	7.69 冊(点)
平成17年度	822,924	509,351	227,145	49,636	1,609,056	9.28
平成18年度	862,128	532,642	240,054	59,297	1,694,121	9.63
平成19年度	1,018,143	598,041	83,846	72,856	1,772,886	9.94
平成20年度	977,424	770,340	91,981	85,863	1,925,608	10.72

※ 18年度までは、児童書には紙芝居を含み、その他図書は郷土資料・大活字本・コミック・雑誌・洋書の計。

※ 19年度以降は、一般書に郷土資料・大活字本・洋書を含み、児童書に紙芝居・コミックを含む。

※ 19年度以降は、図書館システムの更新により資料の集計区分を変更し、「その他図書」を雑誌としている。

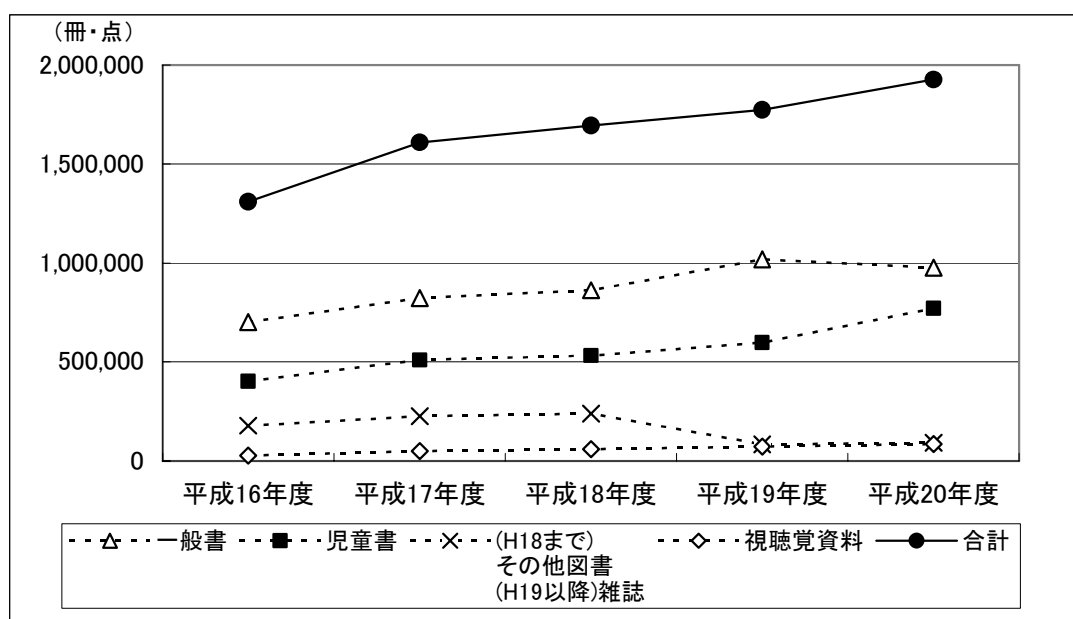


図9 個人貸出冊数の推移

2-4 市民要望

本市では、平成 16 年 9 月に「安城市図書館推進計画」策定のため、平成 20 年 7 月には「中心市街地拠点整備基本計画（素案）」策定のために利用者アンケートを実施した。また、平成 21 年 5 月には、「新図書館基本計画」策定のために市民アンケートおよび利用者アンケートを実施した。これらをもとに市民要望を整理する。

2-4-1 安城市中央図書館利用者アンケート（平成 16 年 9 月実施）

図書館利用者の声を今後の図書館運営に反映させ、市民サービスの向上を図るとともに、「安城市図書館推進計画」の基礎資料とするために、アンケート調査を実施した。

調査項目は、来館方法、利用目的、利用頻度、開館時間、今後充実すべきサービス等の 25 項目で、回答は 2,360 票回収された。

調査結果では、中央図書館または公民館図書室の利用目的の過半数が「資料の貸出・返却」となっており、通過型の図書館としての傾向が見られた。自由意見としても、「蔵書の充実」や「閲覧環境の整備」に関する要望が多く見られたことから、生涯学習ニーズの高まりとともに、閲覧席の拡充等が必要と考えられる。

また、開館時間についても、過半数の利用者が現行の開館時間帯に満足していないという状況がうかがえた。

今後充実または実施してほしい図書館サービスとしては、一般図書の充実、CD・DVD の充実、雑誌の充実、インターネットでの情報発信の充実を希望する回答が多くなっている。

2-4-2 中心市街地拠点整備基本計画に関するアンケート調査（平成 20 年 7 月実施）

新たに中心市街地拠点に移転整備されることとなる中央図書館のあるべき図書館像や機能などについて、利用者からの意見を広く聴取するためにアンケート調査を実施した。

調査は、13 歳以上の中央図書館利用者を対象に 3 日間実施し、回答数は 465 票となっている。

中心市街地の図書館に対しては、「落ち着いて本が読める」、「静かな部屋で自習ができる」、「探したい本や調べたいことについて気軽に相談できる」、「最新の本や話題の情報に触れることができる」、「図書館が所蔵している CD・DVD などが気軽に視聴できる」、「余暇を楽しむことができ、目的が無くても気軽に立ち寄れる」、「遊びや観光スポットの情報を知ることができる」こと等を望む声が多く見られた。

その他の自由意見としては、車・駐車場関連の意見、自習室・学習室関連の意見、所蔵資料関連の意見、開館日・開館時間帯関連の意見、子どもとの利用に関する意見などが多く見られた。

2-4-3 新図書館基本計画に関するアンケート調査（平成 21 年 5 月実施）

平成 20 年度に策定された「中心市街地整備基本計画（素案）」を踏まえ、拠点施設において“学び”に資する機能として導入される予定の新図書館のあるべき図書館像や機能、サービスなどを「新図書館基本計画」としてまとめるにあたり、市民及び利用者を対象としたアンケートを行った。

アンケート調査の概要及び結果については、以下のとおりである。

① アンケート概要

● 市民アンケート

対 象：13歳以上の市民2,000名を無作為抽出

調査方法：市行政連絡員による配布、返信用封筒による回収

調査期間：平成21年5月7日から25日

総配布数：2,000票

有効回答数（有効回答率）：757票（37.8%）

● 利用者アンケート

対 象：13歳以上の中央図書館及び公民館図書室の利用者

調査方法：直接配布・回収

調査期間：平成21年5月19日から24日

総配布数：1,000票

有効回答数（有効回答率）：933票（93.3%）

② アンケート結果

● 図書館利用の目的について

図書館利用の目的としては、本の貸出・返却が最も多い（市民：76.8%、利用者86.5%）。そのため、1回あたりの滞在時間についても1時間以内との回答が半数以上を占めている（市民：56.6%、利用者：55.9%）。平成20年度に実施した中心市街地拠点整備基本計画に関するアンケートにおいて、中心市街地に位置する図書館に対して、「余暇を楽しむことができ、目的が無くても気軽に立ち寄れる」ことを望む声が多かった（47.7%）ことから、滞在型図書館への市民要望がある一方で、実際には通過型の利用が多くなっている状況がうかがえる。

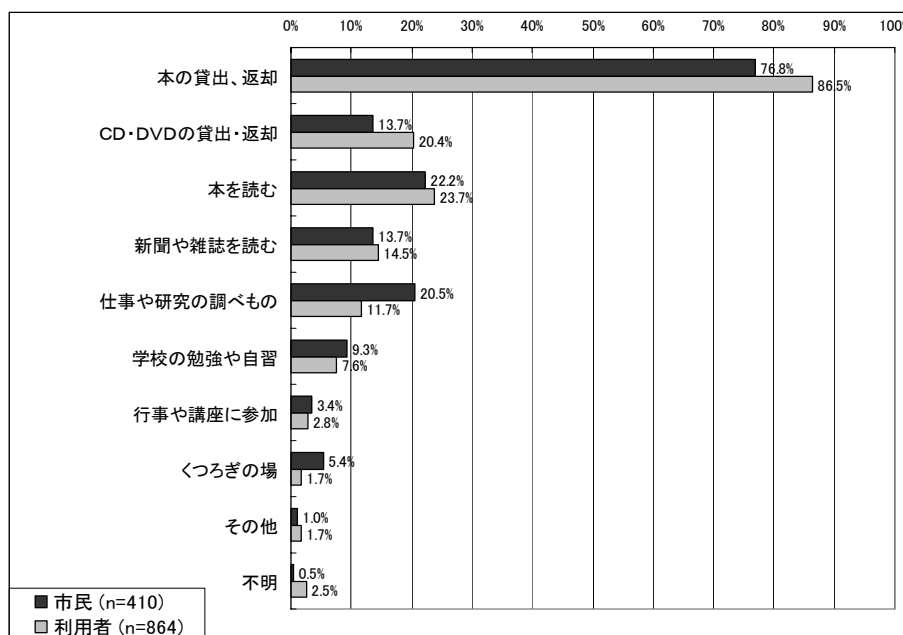


図10 図書館利用の目的

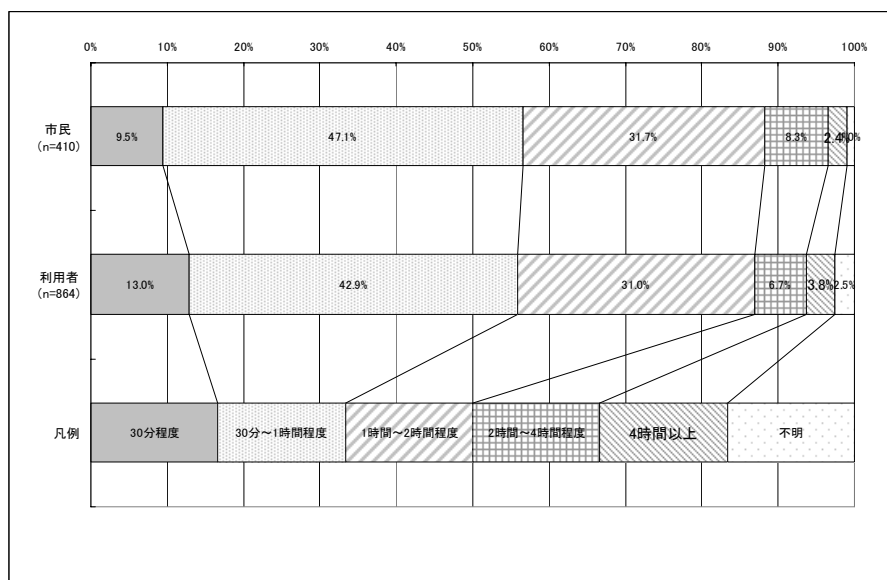


図11 1回あたりの滞在時間

また、年代別に見ると、70歳以上の回答者の利用目的として「くつろぎの場として利用（市民：16.2%、利用者：4.2%）」や「新聞や雑誌を読む（市民：29.7%、利用者：20.8%）」との回答が多く見られ、高齢者にとって図書館は憩いの場として捉えられている様子が見えらる。

● 新中央図書館に望むことについて

中心市街地に整備する新しい中央図書館に望むこととしては、「図書館の利用の仕方や、資料・情報の探し方を、職員に気軽に相談することができる（市民：33.0%、利用者：33.7%）」や、「インターネット上の情報や電子資料などを気軽に見ることができる（市民：26.0%、利用者：29.3%）」、「CD・DVDを視聴することができる（市民：33.2%、33.3%）」、「車に乗ったまま図書館の資料を返却することができる（ドライブスルーポストの設置）（市民：34.2%、利用者：27.4%）」、「定年後の余暇活動を充実するための資料や情報を得ることができる（市民：30.1%、利用者：21.5%）」といった回答が多くなっている。

今後は、利用案内や資料・調べもの相談の充実、インターネット・PC端末の充実等により、市民要望に対応していくことが必要と考えられる。

また、市民の自己啓発に資するようなサービスについて見ると、「医療や健康づくりに役立つ講座に参加したり、医療や健康づくりに関するデータベースを利用したりすることができる（市民：21.5%、利用者：16.1%）」という健康支援サービスに対する要望が最も多く見られる。

次いで、「仕事に役立つ講座に参加したり、起業・就職について相談したりすることができる（市民：17.0%、利用者：18.8%）」、「新聞記事検索や企業情報に関するデータベースを利用することができる（市民：16.1%、利用者：13.4%）」、といったビジネス支援サービスに対する要望となっている。その他に、「地元の産業や商品、商店街のイベントやお得な情報などを知ることができる（市民：19.7%、利用者：16.6%）」との回答も多くなっている。

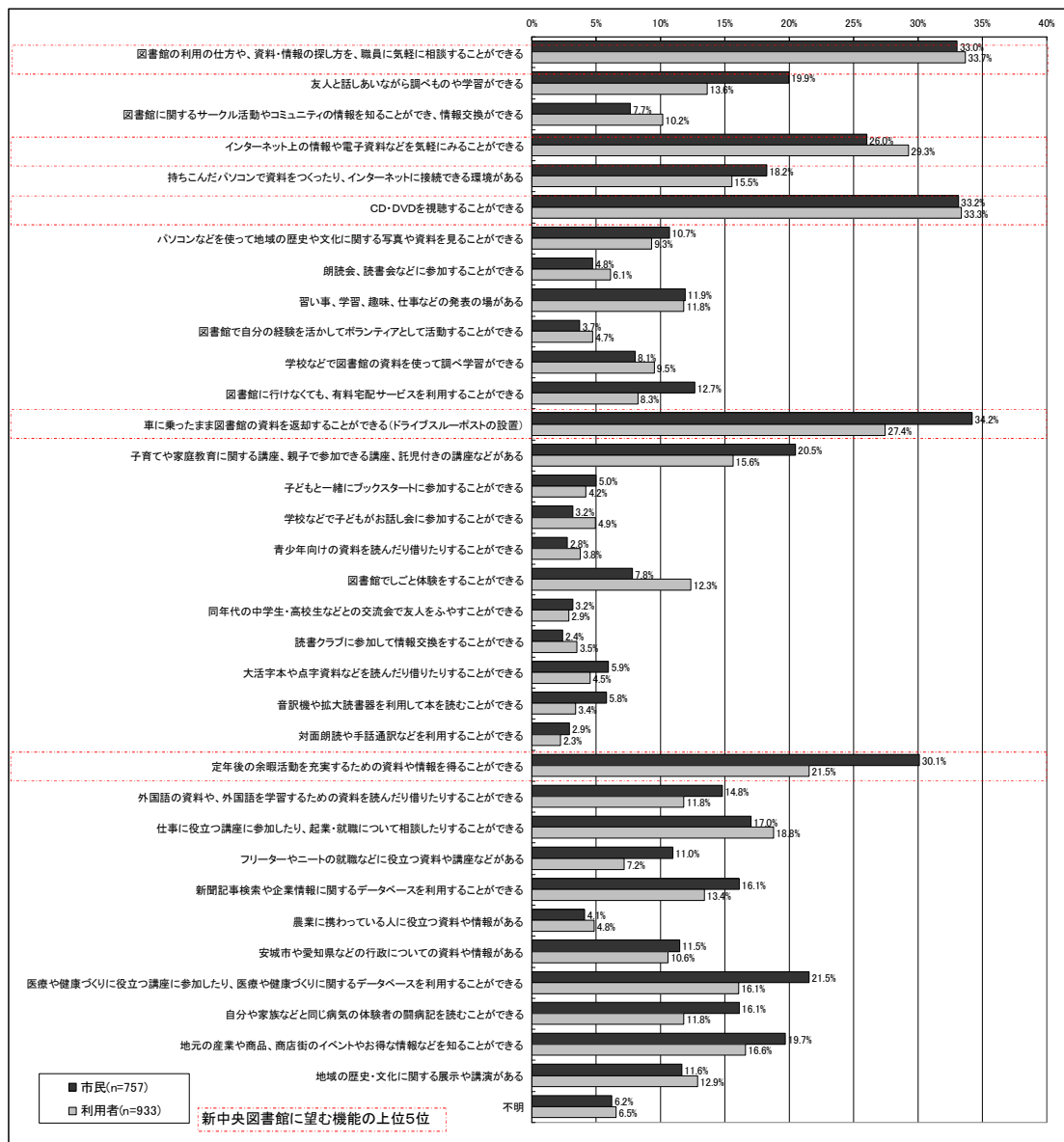


図12 新中央図書館に望む図書館像(市民・利用者別)

さらに、望まれる図書館像と中央図書館・公民館図書室の利用の有無との関係を見ていく。市民アンケートにおいては、35.4%の回答者が、過去1年間に「中央図書館、公民館図書室ともに利用したことがない」との回答であった。過去1年間に中央図書館・公民館図書室を「利用したことがある」市民と「利用したことがない」市民との間で、中央図書館として望む図書館像に乖離が見られたものは以下のとおりである。

利用したことがある市民の回答率が利用したことがない市民の回答率を上回ったのは、「インターネット上の情報や電子資料などを気軽にみることができる」、「CD・DVDを視聴することができる」、「朗読会・読書会などに参加することができる」、「学校などで図書館の資料を使って調べ学習ができる」、「車に乗ったまま図書館の資料を返却することができる」、「学校などで子どもがお話し会に参加することができる」、「図書館でしごと体験をすることができる」、「新聞検索や企業情報に関するデータベースを利用することができる」、「安城市や愛知県などの行政についての資料や情報がある」、「地元の産業や商品、商

店街のイベントやお得な情報などを知ることができる」であった。

逆に、利用したことがない市民の回答率が利用したことがある市民の回答率を大きく(5ポイント以上)上回っているものとして、「図書館に行けなくても、有料宅配サービスを利用することができる」、「定年後の余暇活動を充実するための資料や情報を得ることができる」、「医療や健康づくりに役立つ講座に参加したり、医療や健康づくりに関するデータベースを利用することができる」があった。

今後、図書館及び公民館図書室を利用していない市民の利用を促進するためには、新たなサービスの展開等により、これらの潜在的な要望に対応していくことが必要と考えられる。

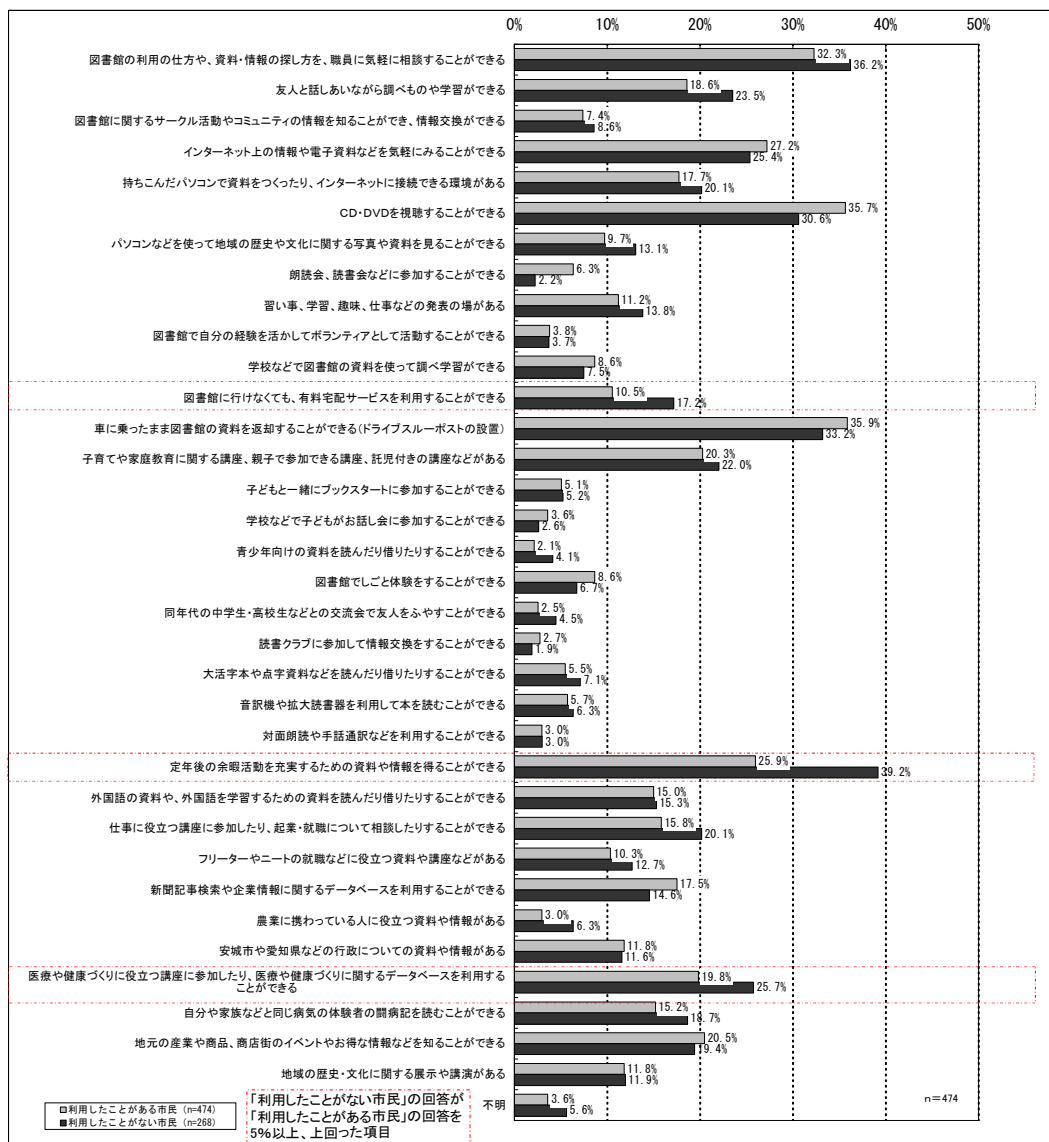


図13 新中央図書館に望む図書館像(市民アンケートによる利用有無別)

● 資料について

充実を望む資料としては、趣味・娯楽書が最も多くなっている（市民：50.3%、利用者：51.7%）。それ以外には、文学書（市民：25.2%、利用者：30.7%）や実用書（市民：27.2%、利用者：26.3%）、専門書（市民：32.9%、利用者：24.7%）、雑誌（市民：21.5%、利用者：28.3%）、DVD・ビデオ（市民：28.4%、利用者：26.5%）に対する要望が多くなっている。

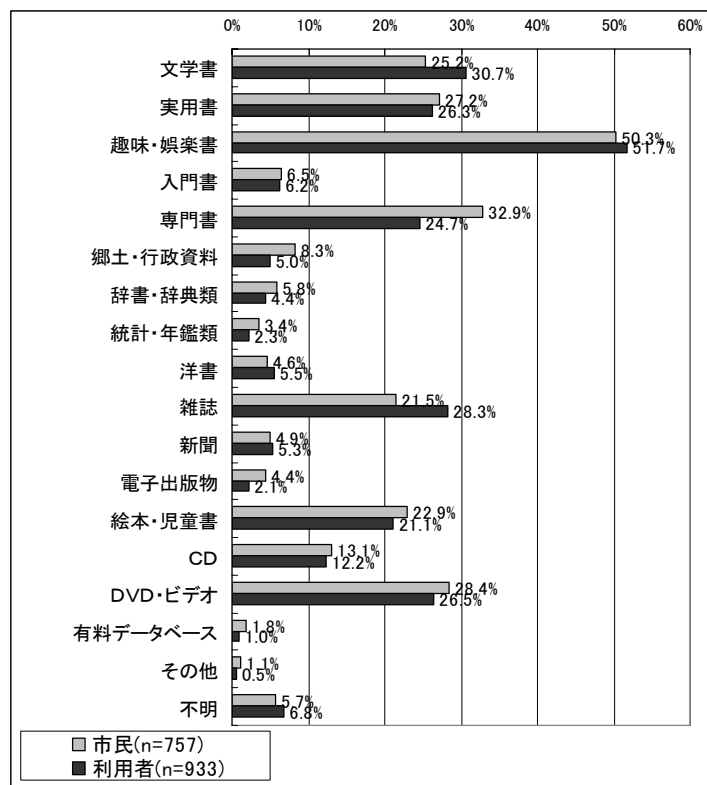


図14 新中央図書館に充実を望む資料

● 開館時間帯について

開館時間については、市民アンケート、利用者アンケートともに「9時」を希望する回答が最も多かった（市民：68.4%、利用者：61.3%）。

閉館時間については、ばらつきが見られ、「19時（市民：27.1%、利用者：27.4%）」、「20時（市民：28.4%、利用者：26.3%）」、「21時（市民：23.5%、利用者：22.3%）」のそれぞれに同程度の回答が見られ、市民アンケートでは「20時」が最も多く、利用者アンケートでは「19時」が最も多いという結果となっている。

ただし、中央図書館及び公民館の利用経験のない市民のみについて見ると、「21時」を希望する回答が最も多くなっている（29.1%）。

既存利用者の利便性の向上及び潜在的利用者の開拓を考慮し、開館時間帯の拡大により、図書館サービスの充実を図ることが必要と考えられる。

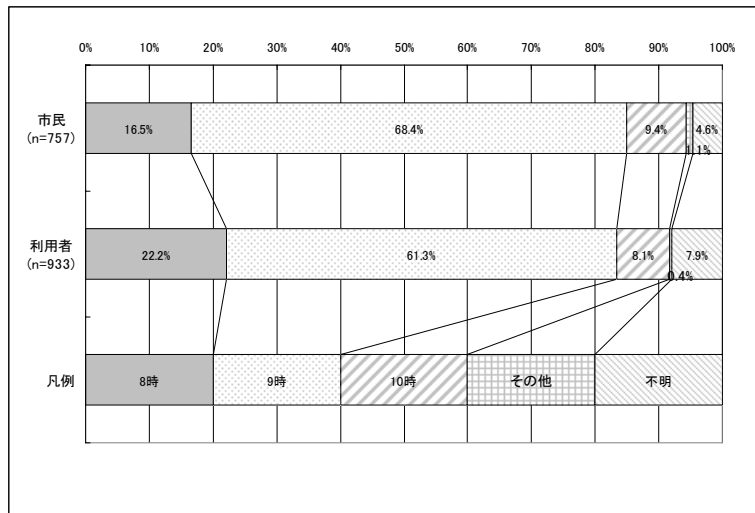


図15 希望する開館時間

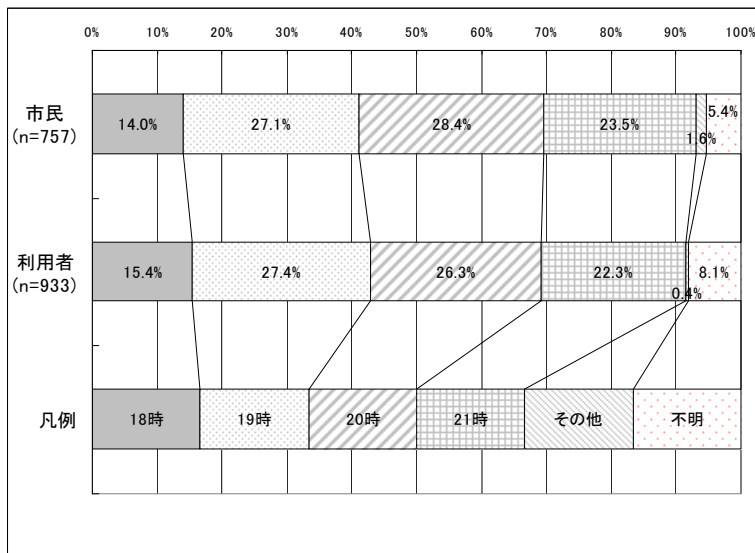


図16 希望する閉館時間

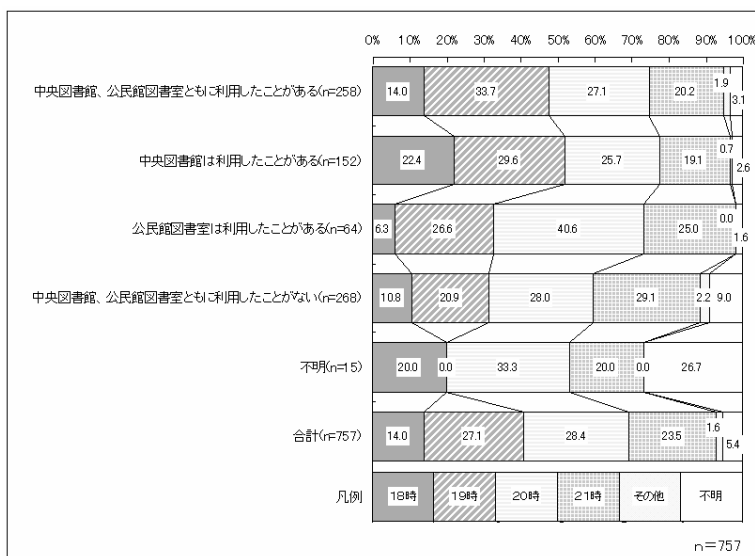


図17 中央図書館・公民館図書室の利用実績と希望する閉館時間（市民アンケート）

2-4-4 「中心市街地拠点施設（更生病院跡地）を考える」フォーラムでのアンケート調査（平成21年6月実施）

平成21年6月25日に市民会館大会議室において「中心市街地拠点施設（更生病院跡地）を考える」フォーラムを開催し、平成20年度に作成した「中心市街地拠点整備計画（素案）」の説明や、中心市街地拠点施設の整備の方向性をテーマとして、民間事業者の視点による公有地活用事業についての基調講演、各方面の識者の方々によるパネルディスカッションを行った。

また、当該フォーラムにおいて、「中心市街地拠点整備計画（素案）」に関する意見や感想、中心市街地拠点施設（更生病院跡地）における図書館等の各機能について、来場者にアンケートを行った。

アンケート調査の概要及び結果については、以下のとおりである。

① アンケート概要

● 来場者アンケート

調査方法：入場時に会場入口でアンケートを配布し、退場時に会場出口で回収

総配布数：181票

有効回答数（有効回答率）：109票（60.2%）

② アンケート結果

● 新図書館に望むサービスについて

ゆったりとくつろげる空間や談話室等、滞在型の空間としての整備を望む意見（その他空間設備関連）が多く寄せられた。

また、インターネットやデータベース、視聴覚資料の利用環境や、レファレンス機能（利用案内・相談関連）、サービス時間拡充（開館時間）など、図書資料の充実以外のサービスを望む意見も幅広く寄せられた。

なお、その他意見の中には、講座・講演の開催、小学生を対象とした読み聞かせ、高校生を対象として勉学支援サービスを望む意見がみられた。

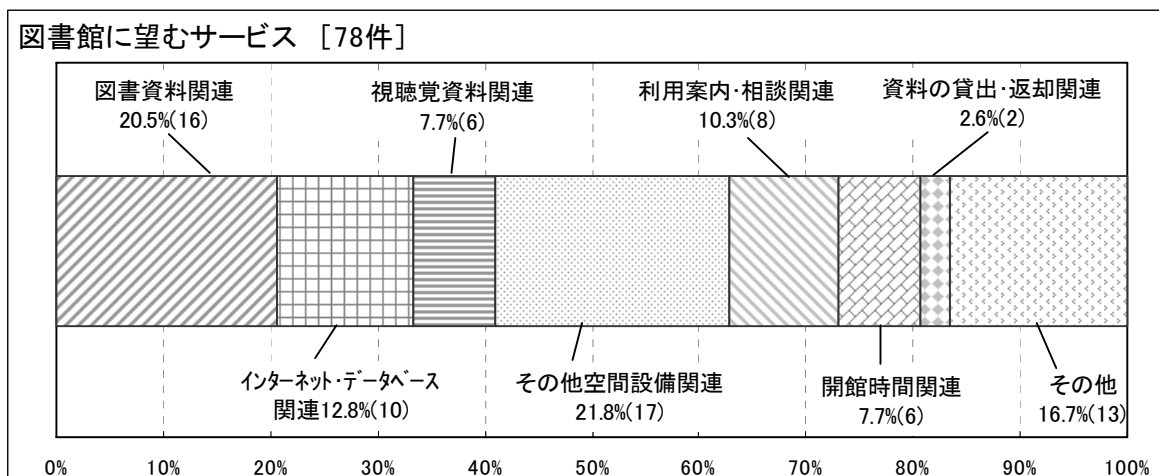


図18 図書館に望むサービス

2-5 新図書館整備にあたっての課題

2-5-1 現行図書館の問題点と課題

1) 市民の多様な学習ニーズへの対応の充実

① 本市の図書館サービスの中核拠点としての高度で専門的なサービスの充実

少子高齢化の進行、ライフスタイルの多様化などにより市民の図書館に対するニーズも変化している。新図書館は、本市の図書館サービスの中核拠点として、市内全域の市民を利用対象とした、より高度で専門的な図書館サービスを提供していく必要がある。

そのためには、必要な種類と量の資料を確保するだけでなく、地域資料・行政資料・新聞・雑誌・視聴覚資料等を含む幅広い資料・情報を収集するとともに、それらを活用した多様なサービスの展開が不可欠である。

② 高度情報化への対応の充実

現在、中央図書館と地区公民館図書室（9か所）とでケーブルテレビ回線を活用したオンラインシステムが構築されており、また、インターネットや携帯電話からの検索と予約が可能となっている。今後は、高度情報化社会の進展とともにこれらのサービスのさらなる普及・促進を図る必要がある。

また、インターネットや携帯電話によるサービスの内容や利用方法を理解し、そのサービスを利用できる人とできない人との間におけるデジタル・ディバイド⁵の発生も懸念されることから、その点にも配慮しつつ、情報通信技術の効果的な活用について検討する必要がある。

さらに、平成18年度から22年度までの5か年で実施している「地域資料のデジタル化」についても、貴重な地域資料を保存する観点からも一層の推進が望まれる。

③ 図書館サービスを利用していない・身近に利用できない市民への対応の充実

図書館が「すべての市民のための書齋」となるよう、図書館をあまり利用しない、もしくは利用できない市民への対応の充実を図る。このことは、市民実利用者数が年間3万人余であり、市民実利用者率が20%弱であることから、公民館図書室を含めた図書館の潜在的な利用者の拡充が必要である。

例えば、障害者だけでなく、自宅からの外出が難しい高齢者、病院・養護施設・老人ホーム・介護施設等の入所者も図書館の利用が困難と考えられる。今後の高齢化社会の進展により、図書館へ来館できない人々も増加すると考えられることから、こうした人々への対応を踏まえた上で、サービスや運営体制等を検討する必要がある。

④ 市民の多様なニーズに対応可能なスタッフの配置

資料を体系的に選択し組織化すること（選書能力）や、利用者からの相談に的確に対応すること（レファレンス能力）などは、専門的教育や研修を受けた上で現場経験を積むことにより可能となる。今後、市民の高度かつ多様なニーズに対応していくためには、有資格者や経験の豊富な職員の計画的な配置についても検討する必要がある。

⁵ 「デジタル・ディバイド」：インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者の間に生じる格差。

また、より高度なサービスの提供に向け、ビジネス・福祉・多言語等への対応能力を持つ職員の配置も望まれる。

2) 地域の課題の解決に向けた取り組みの充実

① 少子高齢化、中心市街地の衰退といった地域課題の解決に向けた情報提供の充実

近年、図書館には地域の課題解決拠点としての役割が望まれつつある。本市においても少子高齢化、中心市街地の衰退、コミュニティの希薄化等の影響による諸課題が存在しており、今後は新たな図書館サービスとして対応を充実していくことが必要である。

それには、市民が自ら地域の課題に気づき解決することを可能にするような情報の提供・発信を図る必要がある。

② 地域の自然や歴史、文化、産業、風土、人物、事象等を学ぶ機会の充実

地域の歴史文化や生活文化といった地域の独自性を形成する様々な社会的資産について学ぶ機会を充実することで、市民の本市への帰属意識や愛着、理解を醸成し、地域における課題解決へ資することが可能となる。

本市の身近な自然、歴史、文化などを市民自身が再発見し、地域の財産として共有、活用することの出来るような図書館サービスの提供を通じて、地域の課題を解決し、地域の活性化等に寄与することが望まれる。

3) 市民参画の場の充実

① 図書館ボランティア活動を通じて自己実現や社会貢献を図ろうとする市民への活動の場や機会の充実

生涯学習社会の進展や、市民活動の活発化等に伴って、図書館運営における市民参画の機会づくりが求められている。今後は、図書館における市民との協働を一層促進するため、図書館ボランティアの養成の場や活動の場の提供を通じて、市民とのパートナーシップのもとに共に成長する図書館となることが望まれる。

② 市民による地域文化創造の場の充実

図書館は、本市の生涯学習拠点として豊富な資料・情報を蓄積していることから平成 20 年度においても年間 44 万人に迫る入館者があり、子どもから高齢者まで多世代の市民が集まる場、人々が触れ合う場となっている。

今後は、図書館を舞台とした市民の学習活動や文化的活動、図書館行事等への主体的な参加の機会をさらに充実し、地域文化の創造を促し、本市の新たな価値の創造・発信に寄与することが望まれる。

4) 市域全体の図書館ネットワークの充実

① 現図書館の跡利用等を踏まえた図書館サービスの充実

拠点施設の整備後は、新図書館が本市の中央図書館としての役割を担い、現図書館は昭林区の公民館図書室及び資料センター的な役割を含む図書館機能を残す位置づけで検討する予定である。また、その他にも本市には 9 か所の公民館図書室が存在する。

今後、新図書館を市内図書館の中枢に位置づけることにより、新たな図書館サービスネットワークの形成、ネットワークに基づいた新図書館及び現図書館と公民館との協力体制の確立と連携の強化を図る必要がある。

なお、障害者利用支援サービスについては、本市では従来から安城市社会福祉協議会が赤松町の社会福祉会館・総合福祉センターを拠点に、録音図書や点字図書、音訳サービスの提供などを行うとともに、図書コーナー等（福祉関係の寄贈図書を中心に約 2,000 冊所蔵）を設置している現状がある。そこで、新図書館の設置に合わせて、新図書館及び公民館図書室と社会福祉会館、総合福祉センターとのシステムの連携などについて検討を行い、本市全体における障害者サービスの拡充を目指す。

② 学校図書館、関連施設との連携の充実

より充実したサービスの提供、サービスの質的向上を図るためには、学校図書館や他の関連施設との連携を強化することが不可欠である。特に、子どもの読書活動や学習活動の推進に向け、学校図書館に対する支援を積極的に行っていく必要がある。

具体的には、団体貸出の一層の拡充と、学校におけるボランティアの育成の支援等を充実していくことに加えて、学校図書館への専任職員の配置などが望まれる。また、乳幼児期からの読書を推進するため、現在実施している「赤ちゃん絵本かしだし隊」の利用促進に加えて、「ブックスタート⁶」の実施などを検討する必要がある。

2-5-2 拠点施設に立地する図書館としての課題

1) 中心市街地活性化への寄与

拠点施設は、中心市街地活性化に資する拠点の形成という役割を担っている。その一機能として新図書館の導入が検討されていることから、新図書館には以下の役割が期待されている。

① 交流の場としての役割

多種多様な世代・主体が交流・参加する場として、拠点施設の他の公共公益機能や民間施設との連続性、一体性のある空間形成や仕掛けづくりが必要である。

② 育成・支援・創造の場としての役割

人・文化・産業を育成する場としての役割、市民生活・地場産業をサポートする場としての役割を担うことが必要である。また、本市の新たな価値を創造・発信する場として、情報を提供する機能・諸室の整備だけでなく、情報を提供するサービスの充実が求められる。

③ 集客施設としての役割

外部から人を集め、中心市街地への人の流入を促す施設として、また、初めて本市を訪れる人たちへの多様な情報提供や、これまで図書館を利用していなかった市民が日常的に利用したくなる魅力ある情報やサービスを提供する必要がある。

⁶ 「ブックスタート」：絵本を通して赤ちゃんと保護者がふれあいを持つきっかけや、ふれあいを深めることを目的に、赤ちゃんとその保護者に絵本や、絵本に加えて子育てに関する情報などが入ったブックスタート・バックを手渡す活動のこと。

2) 他自治体の中心市街地（駅前）に立地する図書館の事例

近年、中心市街地（駅前）の複合施設内に図書館の入る事例が多く見られる。それらの特徴を以下に示す。

① 藤枝市立駅南図書館⁷（静岡県、JR 藤枝駅）

中心市街地活性化の拠点施設として、藤枝駅南側の市立病院跡地に整備された官民複合施設「B i v i 藤枝」に平成 21 年 2 月に開館。図書館は施設内の 3 階（約 3,300 m²）に位置し、1・2 階は商業店舗（21 店舗）、4・5 階はシネマコンプレックスとなっている。新図書館のコンセプトは「快適・出会い・進歩 ー学びつづける市民のための図書館ー」とされ、市民が自由に集まり、参加し、楽しみ、くつろぎ、情報を発信する図書館をまちの中に混在させることで、まちの賑わいづくりへの貢献が目指されている。自由時間の中で、散歩、買い物、飲食、レクリエーション、スポーツ、創作活動、芸術文化鑑賞などの多様な行動と組み合わせられて利用される図書館として、基本方針の 1 つに「特色ある個性的な図書館」が掲げられており、以下のような方向が目指されている。

- 歴史・文化・行政などの専門書の収集・保存・提供に努める図書館（比較的ニーズは少ないが、貴重な歴史・文化・行政などの資料を収集・保存し、文化都市としての使命を果たせるよう努める。）
- 地域のまちづくりの拠点としての図書館（よりよい街づくりのための拠点施設として、施設や人材などの活用を図る。）
- 地域文化創造の場としての図書館（利用者が主体的に行事等に参加し、又、自らが企画運営する仕組みづくりを行い、連帯意識の強い、質の高い地域文化の創造に努める。）
- 図書館活動ボランティアの育成・支援（手話、点字、外国語等の知識・技能をもった市民をはじめ、社会貢献活動に興味を持つ人々に支援を求め、図書ボランティア等との協働による図書館づくりを進める。）

② 相模原市立橋本図書館-マルチメディア情報センター⁸（神奈川県、JR・京王線橋本駅）

橋本駅北口直近の再開発ビル「ミウイ橋本」に平成 13 年 9 月に開館した。ミウイ橋本は、地下 1 階～地上 5 階が民間商業施設、6～9 階が公共施設となっており、図書館は 6 階（約 3,500 m²）に位置している。マルチメディア体験室や研修室におけるパソコンの開放の他、特徴的なサービスとして、起業家の自立や新事業の創出、地域経済の活性化の促進に向けたビジネス支援が行われている。

- 有料データベース（日経テレコン）による情報提供
- ビジネスコンサルティング（NPO St-ART に委託）
- ビジネス支援コーナーの設置
- ビジネスに関するレファレンスの実施

⁷ 藤枝市立駅南図書館の詳細については、<http://www.city.fujieda.shizuoka.jp/asp/f0040.asp?eno=M804477425> 参照のこと。

⁸ 相模原市立橋本図書館-マルチメディア情報センターの詳細については、http://www.lib.sagamihara.kanagawa.jp/shisetu/index03_03.html 参照のこと。

③ 静岡市立御幸町図書館⁹（静岡県、静岡鉄道新静岡駅）

再開発ビル「ペガサート」の4・5階部分（2,094 m²）にある図書館で、平成16年9月に開館した。従来の地域図書館としての機能を受け継ぐ一方で、同ビル6・7階に併設されている静岡市産官学交流センターと連携することなどにより、以下のような高度なサービスの提供が図られている。

- ビジネス支援サービス
- 郷土の産業・企業に関する資料の提供
- 多言語サービス

④ 結城市立ゆうき図書館¹⁰（茨城県、JR 結城駅）

結城市民情報センターに併設された図書館（4,136 m²）で、平成16年5月に開館した。同センターには図書館の他にキッズスペースや多目的ホールなどがある。市民のための複合施設として「人と人、人と情報の交流を通して地域活性化を図ること」が施設全体の基本的な考え方とされ、図書館はその中心的施設としての役割を担っている。地域活性化を目指した情報提供を行うために、以下のようなサービスが提供されている。

- 貸出用ノートパソコン 110 台（インターネット、DVD 閲覧用）
- オンラインデータベースの無料提供
- 雑誌タイトル数 400 誌以上

⁹ 静岡市立御幸町図書館の詳細については、<http://www.toshokan.city.shizuoka.jp/hp/page000000100/hpg000000065.htm> 参照のこと。

¹⁰ 結城市立ゆうき図書館の詳細については、<http://www.lib-yuki.net/index.html> 参照のこと。

3 新図書館の基本方針

3-1 本市におけるこれからの図書館サービスのあり方

本市におけるこれからの図書館は、多様化、高度化する市民の生涯学習ニーズに的確に対応し、人々の生活や地域社会におけるさらなる潤いの創出、豊かさの形成を目指す。そのため、以下の4点を重視していく。

- **市民の多様な生涯学習ニーズへの対応**

市民が充実した生涯を送るという観点から、子どもから高齢者まであらゆる市民に多様な生涯学習機会を提供することを目指す。特に、心の教育や青少年の健全育成に有効と考えられる子ども読書活動については、支援の充実を図る。

そのため、資料や情報の提供、学習の場の提供といった市民に対する直接的なサービスだけでなく、資料や情報の収集、保存、調査・研究への支援といった間接的なサービスについても充実を図る。

- **市民に対する地域情報の提供の充実**

資料や情報の提供を通じて市民の多様な活動を支援してきた図書館は、今後も本市の情報拠点として、幅広い情報を提供していく。

単に資料を貸し出したり、学習の場を提供したりするだけでなく、市民が求める地域固有の情報等を提供する文化・交流の拠点として中心的な役割を担う必要がある。

また、市民間での情報格差を減らすため、情報通信技術の活用等により、サービスの向上を図ることが求められる。

なお、高度情報化社会の到来に合わせ、電子化された情報に対する市民ニーズへの適切な対応を目指すほか、市民の情報活用能力の育成についても視野に入れた対応を図る。

- **市民・民間活動との協働**

生涯学習の活発化とともに、社会教育関係団体、ボランティア活動団体、民間教育事業者等が積極的な活動を行ってきている。

こうした背景を踏まえ、これらの市民・民間活動がさらに活発化し、市民の生涯学習活動をより豊かにすることに貢献できるような環境を整備していく必要がある。

本市の図書館においては、現在も読み聞かせ等のボランティア活動が長年にわたって続けられ、図書館運営の一翼を担っている。

今後も様々な団体・機関等との相互理解に基づき、豊かな地域社会の実現に向けた協働を進めていく必要がある。

- **各種機関との連携によるサービスの多様化**

高度情報化、少子高齢化といった社会的な変化へ対応していくため、図書館は様々な学習支援機能を持つ機関として、他の機関との連携のもとで図書館活動を活発化していく必要がある。

図書館が所蔵する知的財産と利用者の知的関心をつなげ、様々な活動へとつなげていくためには、これまでのように資料や情報を提供するだけでなく、従来の枠にとらわれない取

り組みが必要となる。

こうしたニーズに図書館単独で対応することは困難であることから、国立国会図書館や愛知県図書館、他市町村立図書館、大学図書館等とのネットワークの中でサービスの拡大を目指す。

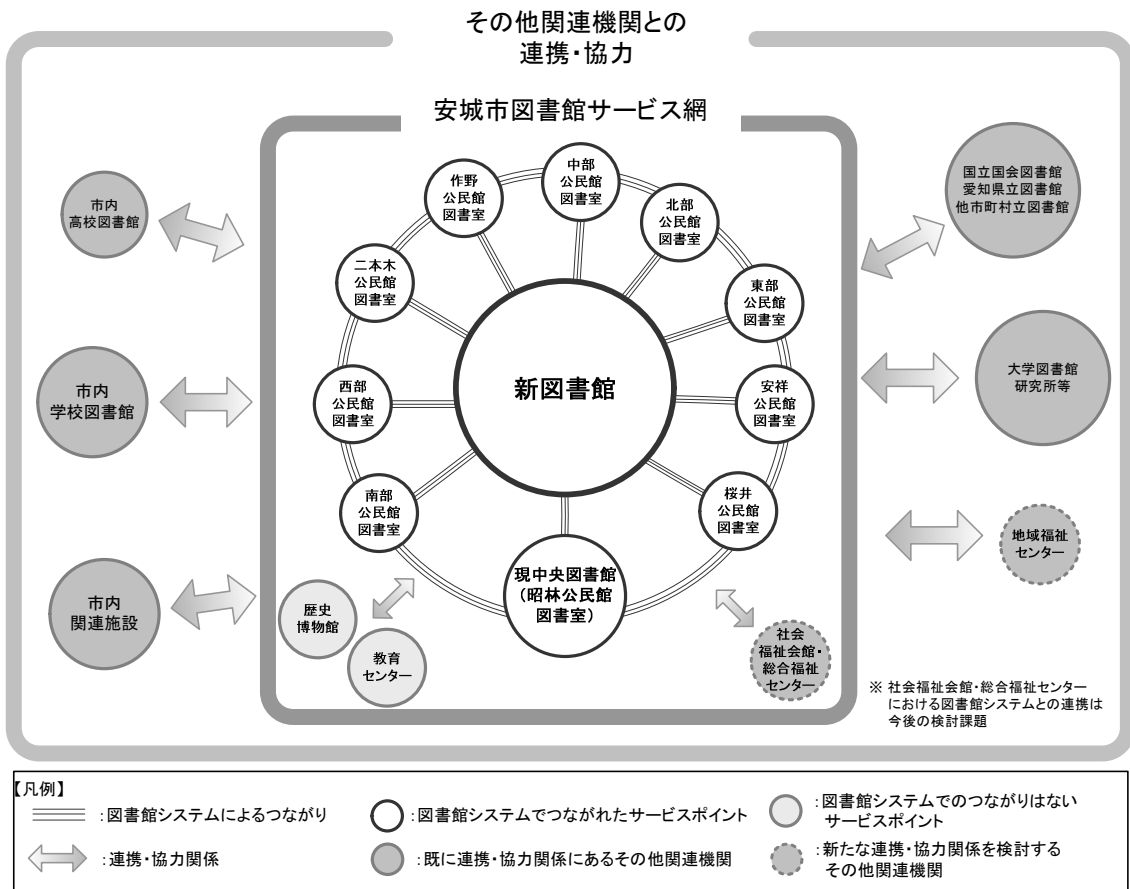


図 19 新図書館と関連機関との連携のイメージ

3-2 新図書館整備の基本コンセプト

新図書館は、本市の図書館ネットワークにおける中核拠点として位置づけられることから、「3-1 本市におけるこれからの図書館サービスのあり方」の実現に向けて、中心的な役割を担うことになる。

また、「中心市街地拠点整備基本計画（素案）」においては、新図書館に「学びたい人に情報を提供し、その成果が発揮でき、市民の多様な交流が生まれる拠点」としての役割が望まれている。

したがって、新図書館には、市民の生涯学習拠点として、所蔵する資料・情報を通じて人々が生涯にわたって主体的に学び続ける場となることだけでなく、中心市街地に位置する複合施設に整備される特徴を活かし、“交流”をキーワードに市民の知的・文化的活動の拠点となり、新たな地域文化の創出やまちの活性化に資することが求められる。

さらに、本市では、平成17年度から平成26年度までの10か年を計画年度とする「第7次安城市総合計画」が策定され、『市民とともに育む環境首都安城』を目指して、本市の環境資源を最大限に活用した市民との協働による個性あるまちづくりが進められている。したがって、新図書館についても『市民とともに育む環境首都安城』の実現に資するため、市民が環境に関心を持ったり、各種活動を始めたりするきっかけとなるようなサービスを展開することが有効と考えられる。

こうした背景を踏まえた上で、新図書館の基本コンセプトを次のとおり設定する。

ひと、まち、みどりを育む 学びと情報のひろば

基本コンセプトの意味

『一ひと一』には、家庭や社会の中で生き生きと希望を持って暮らし、お互いに助け合い、仲良くふれ合う「人々」の意味が込められている。

『一まち一』には、人々が日々の生活を楽しみ、安心して行き交う、うるおいと活力に満ちた「まち」の意味が込められている。

『一みどり一』には、良好な地球環境を次世代に引き継ぐために、すべての生き物を大切にし、「みどり」豊かな自然を保ち、環境を大切に市民による人間活動が営まれている社会の意味が込められている。

『一育む一』には、上記「ひと」「まち」「みどり」の達成に向けて、豊かな心や健やかな体の育成による人間力を養い、守り、大きくする意味が込められている。

『一学び一』には、子どもの読書活動をはじめとした、すべての市民における生涯学習を推進する（推進する場となる）意味が込められている。

『一情報一』には、市民ニーズに応えた情報の収集・提供・保存だけでなく、市の内外に向けた情報の発信や、“人と人”から“地域と地域”までの幅広い情報の交換の意味が込められている。

『一ひろば』には、ひとりから地域・地域からひとりへとといったように、世代や地域、利用目的、図書館との関係などに関わらず、地域の伝統・文化、生活の知恵、生きる力といった有形・無形の「安城市民の良識・やさしさ」が集まり、交流し、助け合いながら大きく発展する場としての意味が込められている。

3-3 新図書館の基本方針

「2-5 新図書館整備にあたっての課題」、「3-1 本市におけるこれからの図書館サービスのあり方」、「3-2 新図書館整備の基本コンセプト」を踏まえた上で、以下の4点を新図書館整備の基本方針とする。また、基本方針を踏まえ、新図書館の整備にあたって充実が必要となる機能についても併せて整理し、サービス計画や施設整備水準、運営体制等の検討に反映するものとする。

表10 新図書館整備にあたっての基本方針及び充実が必要となる機能

新図書館整備の基本方針	考え方	充実が必要となる機能	
<p>①すべての市民の生涯学習における重要拠点としての機能の充実</p>	<p>新図書館をすべての市民の生涯学習における重要な拠点として、資料や情報、学習の場を提供する。</p> <p>また、資料や情報を提供するだけでなく、それらの利用を支援・促進するサービスの提供を図る。</p>	<p>資料・情報提供機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> 幅広い資料・情報の提供 多くの市民が直接本と親しむことを可能とするため、蔵書に占める開架の割合を拡大（36万冊以上配架可能な開架書架及び準開架書架、9万冊程度の資料を保存可能な閉架書庫の設置） 視聴覚資料の充実 新聞・雑誌の充実 全蔵書のICタグによる管理
		<p>市民のだれもが利用できる図書館としての機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> 開館日・開館時間帯の拡大 図書館の利用が困難な市民への対応の充実 高齢者、障害者、ヤングアダルト、外国人など多様な利用者がそれぞれの利用目的に応じて利用できる蔵書スペースの配置及びサービスの提供
		<p>情報通信技術の活用による情報収集・提供機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> コンピューターやインターネット、自動貸出機等の自動機器の活用によるサービスの充実 ホームページを利用した蔵書検索・予約サービスの一層の充実

新図書館整備の 基本方針	考え方	充実が必要となる機能	
②市民自身や地域の課題の発見・解決に資する場としての機能の充実	新図書館の資料や情報を活用した学習を通じて、市民が自らの課題や地域の課題に気づき、その解決に取り組むことのできるようなサービスの提供を図る。	課題解決支援機能	<ul style="list-style-type: none"> 資料・調べもの相談サービスの充実 まちづくり・ビジネス・資格取得に関する支援サービスの充実 環境学習支援（地球温暖化防止・CO2削減、食育、健康づくり・医療、ガーデニング等）に関するサービスの充実 新聞・事典・法令等のオンラインデータベースの提供
		地域情報の集積機能	<ul style="list-style-type: none"> 安城市の歴史・文化の保存・提供に関するサービスの充実 安城市地域電子図書館の構築
③市民の自主的な活動の支援及び活動基盤としての機能の充実	中心市街地に立地する公民複合施設という特徴を活かし、各種講座の充実や自主的なグループ活動を促進するようなサービスの提供を通じて、地域コミュニティや地域文化の醸成に資する市民の交流の場や機会づくりを図る。	市民・ボランティア（サポーター）活動支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア（サポーター）の養成・コーディネート ボランティア（サポーター）の活動の場・機会の提供
		地域特性を活かした文化創造の支援機能	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地での複合施設という特性としての集客力や客層を考慮したサービスの充実 交流の場の充実 利用者が自主的に行事等に参加したり、行事等を企画したりする仕組みの充実
④図書館サービスの中核としての機能の充実	本市の図書館サービス網の中核として、公民館図書室や学校図書館を支援するとともに、関連機関、市外図書館等と連携・協力・調整することでサービスの充実を図る。	公民館図書室等の支援機能	<ul style="list-style-type: none"> 公民館図書室等の資料の定期的な更新及び資料・調べもの相談支援の充実
		関連機関とのネットワーク機能	<ul style="list-style-type: none"> 国立国会図書館や県立図書館、市町村立図書館、大学図書館等との連携の充実 市内関連機関との資料収集の分担
		学校教育支援・子どもの読書活動推進機能	<ul style="list-style-type: none"> 学校図書館への支援の充実（団体貸出の充実、教員への教材アドバイス等） 子どもが本に親しむ環境づくりの充実 ブックスタート事業の実施

3-4 新図書館と公民館図書室との機能分担

新図書館の整備後には、新図書館と公民館図書室等とで機能を分担し、それぞれ特色のあるサービスを展開することとする。

3-4-1 新図書館の位置づけ

新図書館は、本市の新たな中央図書館として位置づけることとする。

したがって、本市の図書館サービス網における中核拠点として、統括的な機能を持つとともに、社会や時代の変化に対応した新たな図書館サービスの提供を行う必要がある。また、すべての市民を対象としたサービスを提供するため、専門的な資料・調べもの相談等のサービスを提供するとともに、公民館図書室との連携や学校図書館への支援等を行う必要がある。

新図書館は中心市街地に立地し、公民複合施設内という特徴を持ち、従来の中央図書館とは異なる様々なニーズへの対応も必要と考えられることから、提供するサービス内容や情報量及び活用手段により、その独自性を発揮することとする。

なお、立地条件を活かし、市民の出会いや交流に資する空間や機会の創出等の新たなサービスの展開を図る。さらに、公民複合施設内に進出する民間事業者等と連携したサービス展開の可能性も考えられる。

3-4-2 現図書館の跡利用

現図書館の蔵書収容能力は、開架書架約 15 万冊、閉架書庫約 20 万冊の合計約 35 万冊である。

現図書館の跡利用については、新図書館が中心市街地に立地する、複合施設内という特徴を持つことや、市民の多様な交流の拠点としての役割が望まれていることを踏まえ、昭林公民館図書室としての機能と併せ、新図書館及び公民館図書室の資料保存機能を持たせることとする。

新図書館の完成後に諸室の改修に併せて空調設備の更新が予定されており、改修後の蔵書収容能力は、昭林公民館図書室 5 万冊、既存閉架書庫 15 万冊¹¹、新設する閉架書庫等 15 万冊の合計 35 万冊とする。

3-4-3 公民館図書室の位置づけ

現在、本市には 9 か所の公民館図書室が存在している。公民館図書室は、子どもや乳幼児連れの市民、高齢者、障害を持つ市民などの周辺住民に対して、地域に密着したサービスを提供していくものとする。新図書館の完成後には、各公民館図書室の利用状況にも変化が生じると考えられることから、それらの変化に応じて新たなニーズを踏まえた上で、サービス内容を見直していくことが必要となる。

¹¹ 「既存閉架書庫 15 万冊」：既存の閉架書庫 20 万冊分のうち、5 万冊分については文化財課で使用する予定のため。

安城市中央図書館

平面図（現在）

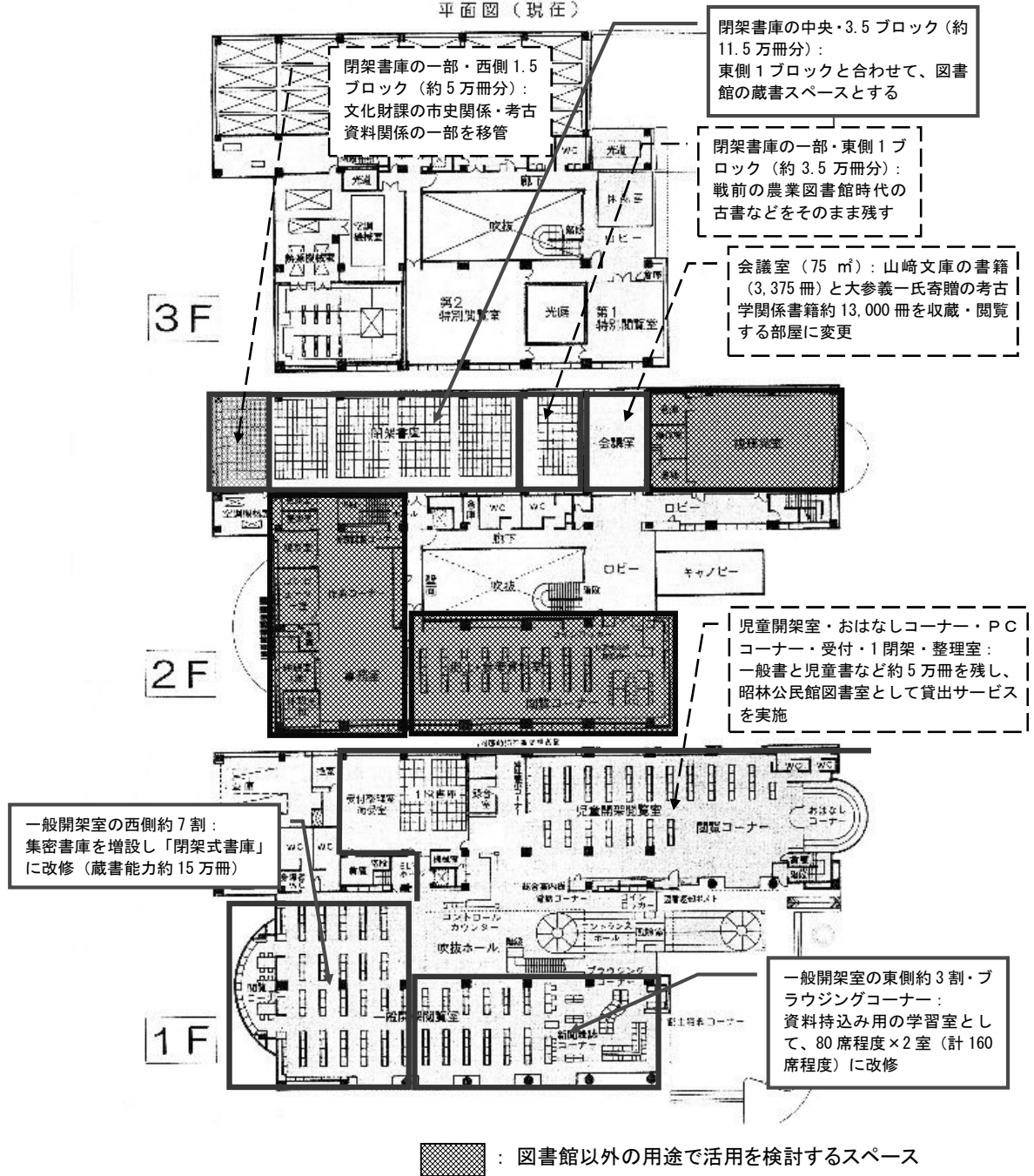


図 20 現図書館の改修後のイメージ

3-5 新図書館における蔵書収容能力の目標設定

新図書館の蔵書収容能力に関する計画値は、約 45 万冊¹²とする。計画値の設定にあたっては、貸出密度（市民 1 人当たりの貸出冊数）と蔵書冊数との関係を考慮することとした。

近年では、図書館経営の視点から図書館サービスを評価することが重視されるようになってきている。「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」でも、図書館がサービスについて適切な指標を設定した上で、達成状況等の自己点検・評価を行うこととされている。そのもととなった生涯学習審議会図書館専門委員会の報告では、参考資料として蔵書冊数、開架冊数、年間購入雑誌点数、貸出冊数、登録者数、資料・調べもの相談の質問件数、利用者満足度などが指標の例として挙げられている。

また、これらの指標間の相関関係について日本図書館協会が調査を行っており¹³、貸出密度と相関関係の強い指標として、蔵書冊数、購入雑誌種数、購入図書冊数、職員数、資料費などが挙げられている。併せて、予約・リクエストへの対応、他自治体住民の利用、視聴覚資料の充実、資料・調べもの相談カウンターの設置などが貸出密度に好影響を与えると推測されている。

平成 19 年度の貸出密度について、本市は、人口規模が同規模(人口 15～20 万人)の自治体の中で第 3 位となっている。そこで、貸出密度が第 1 位の自治体の蔵書冊数を本市の蔵書収容能力に設定することで、図書館サービスのさらなる向上を目指すこととする。

この視点に基づく新図書館の蔵書収容能力 45 万冊の算定方法については、下記のとおりである。

新図書館の蔵書収容能力 45 万冊	
=	(人口 15 万人～20 万人で貸出密度が第 1 位の自治体の蔵書冊数：100 万冊)
-	(本市の公民館図書室の蔵書冊数：20 万冊)
-	(現図書館の跡利用計画における収容能力：35 万冊)

表 1 1 本市と人口 10 万人～15 万人の自治体で貸出密度が全国で第 1 位の自治体との比較（平成 19 年度）

項目	安城市	貸出密度が第 1 位の自治体
貸出密度（人口 1 人当たり貸出冊数）	10.43 冊／人	13.16 冊／人
個人貸出	1,773 千冊	2,040 千冊
奉仕対象人口	170 千人	155 千人
蔵書冊数	571 千冊	1,051 千冊
蔵書冊数（中央図書館）	373 千冊	756 千冊
新規受け入れ図書冊数	44,799 冊	63,532 冊
延床面積	4,985 m ²	6,616 m ²
延床面積（中央図書館）	3,945 m ²	5,185 m ²
視聴覚資料数	6,982 点	23,442 点
雑誌種数	291 タイトル	642 タイトル
職員数（平成 20 年 4 月 1 日現在）	専任職員 9 名 臨時職員 4 名 業務委託 11 名	専任職員 36 名 臨時職員 57 名
資料費（平成 18 年度決算額）	68,375 千円	122,600 千円

¹² 新図書館の蔵書収容能力に関する計画値の約 45 万冊には、視聴覚資料、新聞・雑誌は含まないものとする。

¹³ 日本図書館協会による調査結果の詳細については、神奈川県図書館協会 HP 参照のこと
<http://www.klnet.pref.kanagawa.jp/kl/kai/kyoukaihou/207/kyoukai020710.htm#chuu6>

4 サービス計画

新図書館は、市内図書館サービス網の中核としての機能を有する図書館であることから、すべての市民を対象に、中核拠点としての充実したサービスを提供していく必要がある。それに加えて、拠点施設での整備が検討されていることや本市の上位計画等を踏まえ、まちの活性化やにぎわいの創出、市民とともに育む環境首都安城の実現につながるようなサービスを提供することが求められている。

また、現時点で本市の図書館サービスが抱えている様々な課題や、図書館利用者アンケート、市民アンケートの結果から明らかになった課題及びニーズへの対応も必要となる。

そこで、前章で整理した新図書館の基本方針を踏まえ、主たるサービス内容について、想定される具体的な事例を挙げて整理を行う。

4-1 資料・情報提供サービス

4-1-1 貸出・返却サービス

暮らしや仕事などの中での疑問・課題を解決するための資料、趣味や娯楽に関する資料、資格・就業・キャリアアップ等に関わる情報、調査・研究に関する情報といった、様々な資料を求めて来館する市民に対して、そのニーズに応じた資料を提供する。

なお、長時間を館内で過ごす利用者だけではなく、都合の良い時間に図書館を訪れ、目的の資料を借りた後は館外で閲覧する利用者も多く存在することから、自動貸出機等の自動機器の活用等により、貸出手続等の効率化を図る。

さらに、障害者・高齢者等の来館利用が困難な市民の利用を促進するための貸出・返却方法の充実を図る。

【新図書館で想定されるサービスの例】

- IC タグや自動貸出機等を活用することにより、迅速かつ効率的に貸出・返却処理を実施する。
- 総合案内の役割のスタッフが利用案内や利用登録に対応する。
- 障害者や高齢者を対象とした宅配サービスを提供する。
- 視聴覚資料や新聞・雑誌の充実を図るとともに、複製絵画の貸出など図書資料以外の幅広い資料の提供による新たな図書館利用者を開拓する。
- 夜間・休館日貸出ボックスの設置などにより利便性の向上を図る。

4-1-2 資料・調べもの相談サービス

市民の生活に役立つあらゆる課題の解決に繋がる資料や情報の提供を行うために、読書相談・資料相談の専用窓口を設置し、専門職員の配置などによる資料・調べもの相談サービスの充実を図る。

市民間における情報格差の解消を目指し、図書館に来館しにくい市民や、開館時間中に利用することのできない市民のために、電話・ファクシミリ・電子メールによる相談を受け付ける。また、新図書館及び市内公民館図書室等で所蔵しない資料や情報に関する相談については、国会図書館、愛知県内の公立図書館等とのネットワークを活用して対応すると同時に、その資料・情報を有する機関・組織等を紹介する（レフェラルサービス¹⁴）。

¹⁴ 「レフェラルサービス」：利用者の依頼に応じた図書館職員が、必要とされている情報の情報源となりうる組織や機関を紹介するサービスのこと。

なお、質疑内容毎に対応方法のデータベース化を進め、繰り返し受け付けられる事例については、図書館ホームページ等を通じて情報を提供する。

【新図書館で想定されるサービスの例】

- 専用の資料・調べもの相談カウンターにおける相談の受け付けを行う。
- 総合案内的な役割のスタッフが閲覧スペースを巡回し、蔵書検索や調べものについてのアドバイスを行う。
- 資料・調べもの相談事例データベース及びテーマ別調べ方案内等を作成し、ホームページ等で公開する。
- 相談内容や調べものの主題に対応した関係機関を紹介する。

4-1-3 予約・リクエストサービス

インターネットからの資料予約サービスの利便性を向上させることで、迅速な資料提供を図る。また、新図書館及び市内公民館図書室にない資料や情報については、必要に応じて購入または、図書館ネットワークを活用して提供に努める。なお、利用者の必要とする資料や情報が、より専門的な資料や情報で入手が困難な場合には、所蔵する組織・機関等を紹介する（レフェラルサービスの実施）。

【新図書館で想定されるサービスの例】

- 蔵書・貸出・予約状況等のデータをインターネット上でリアルタイムに提供するシステムの一層の充実を図る。
- 利用者が目的とする資料を自分自身で探し出せるインターネット環境を整備し、利用者自身が容易に使いこなせるように支援する。
- 図書館ネットワークにおける県立図書館や市町村立図書館との相互協力を活用し、リクエストサービスの一層の充実を図る。

4-1-4 閲覧サービス

様々な目的を持って新図書館に来館する利用者に対して、求める資料を探しやすいような配架とする。また、利用者がゆったりと読書を楽しむことができるようにする。なお、個人の利用者だけでなく、グループでの利用者も目的に応じた利用ができるような環境の整備を図る。

館内において視聴覚資料の試視聴が可能な設備・スペースを提供するほか、市民の情報リテラシー¹⁵の向上を支援するため、インターネット等情報通信環境の一層の整備に努める。そのほか、有料データベース等を整備したパソコンを設置し、市民が自ら課題解決方法を探し出すことを可能とするような環境の整備を図る。

【新図書館で想定されるサービスの例】

- 開架書架の割合を出来るだけ多くすることで、利用者が直接資料に触れるような環境を提供する。

¹⁵ 「情報リテラシー」：コンピューターやネットワークの基礎的な理解や、ソフトウェアの操作など情報機器を操作したり、情報を検索・発信・判断したりする能力。

- 新聞・雑誌を充実させ、常に新鮮な情報を提供するとともにブラウジング機能¹⁶を充実する。
- CD・DVD等の視聴覚資料の充実を図るとともに、館内において試視聴を可能とする。
- 図書館の蔵書を用いて、個人でじっくり学習したり、グループで討議をしながら学習したりできる機能を充実する。
- インターネット接続の可能なパソコンを提供するとともに、無線 LAN アクセスポイントの設置等により、持込みのパソコンでもインターネット接続を可能とする。
- 新聞記事・雑誌記事等の有料データベースを無償提供する。
- SNS¹⁷等を用いて、図書館利用者の参加の場、横のつながりを持たせることで、利用者間の情報交換体制を構築する。

4-1-5 講座・集会・展示・実習サービス

市民の読書活動の推進に資するため、特に図書館資料と関連のあるテーマの講座・集会等の充実を図る。また、本市の発展に向けた市民の自主的な活動の支援、及びその活動基盤となるようなサービスの提供に向けて、市民参加の場を設けるほか、活動の記録・交流の場を形成し、多様な市民による積極的な情報発信を支援する。

サービスの実施にあたっては、生涯学習課などの関連機関との連携について検討が必要である。

【新図書館で想定されるサービスの例】

- 本市の歴史や、本市にゆかりのある文学等に関する講座や展示を行う。
- 市民活動団体や市民サークルによる読書会や講演会等の場を提供する。また、活動をアピールするための場を提供する。
- 各行政機関が独自に実施している講座や講演会を図書館との連携で実施することで集客力の向上を図る。(例：健康推進課の「市民健康講座」を新図書館で開催し、併せて、講座の内容に関する図書などを一定期間展示する。)

4-2 資料・情報活用支援サービス

4-2-1 乳幼児・児童利用支援サービス

子どもの発達段階に応じて、読書を通じて楽しみながら創造力や思考力を伸ばし、知識を広げることへの貢献を図る。

専任の職員を配置し、子どもと読書に関する相談に応じると共に、ボランティア（サポーター）の育成を通じて、子どもの読書活動の推進に資する環境の整備を協働で推進する。

サービスの実施にあたっては、学校や幼稚園、保育園、健康推進課、子ども課子育て支援センターなどの関連機関との連携について検討が必要である。

¹⁶ 「ブラウジング機能」：書架や新聞・雑誌コーナーなどを眺め歩いたりしながら、それら資料を自由に手にとって読むことができる機能である。

¹⁷ 「SNS」：Social Network Service（ソーシャル・ネットワーク・サービス）の略で、個人間のコミュニケーションを支援するコミュニティ型の会員型サービス及びそのwebサイトのこと。

【新図書館で想定されるサービスの例】

- 絵本や紙芝居、児童書の充実を図り、乳幼児から小学生と、その保護者が気兼ねなく利用できるスペースを提供する。また、館内で開催される講習会や講座に保護者が参加する際には子どもを一時的に預かる託児サービスを提供する。
- ボランティア（サポーター）と協働で行う、読み聞かせ、ストーリーテリング¹⁸、ブックトーク¹⁹の一層の支援・充実を図る。
- 関連部署との連携により、乳幼児・児童と保護者を対象とした読書案内を提供する。
- 子どもと本に関する専門的な知識と豊富な経験を有する職員を配置して、読書相談などに応じるサービスを提供する。
- 学級招待・学校訪問・図書クラブ活動指導等を行い、子どもの読書活動の推進に資するサービスを提供する。
- ボランティア（サポーター）との協働により、ブックスタート事業を実施する。

4-2-2 ヤングアダルト²⁰（中高生向け）利用支援サービス

生涯学習の場として、10代を中心とする若者が参加型の活動場所となるような機能を重視する。特に、中高生が将来のキャリア情報²¹を獲得できる場としての機能の充実を図る。

自分の意見や考えを表明できる場、自己認識できる場、社会での義務と責任を自覚する場としての機会の提供を図る。

また、中高生にとって利用しやすい施設とすることで、図書館利用や読書活動のきっかけづくりとなることを目指す。

サービスの実施にあたっては、学校教育課や市内中学校・高校などの関連機関との連携について検討が必要である。

【新図書館で想定されるサービスの例】

- 中高生向けのテーマ別図書リストを作成するほか、宿題や調べ学習に関する相談を受け付けたり、自主学習を支援したりするサービスを提供する。
- 中高生向けの基本的な資料を一層充実させ、さらに、趣味やスポーツ、音楽、ファッション等のヤングアダルト層の思考やニーズに合致した資料の充実を図る。
- ヤングアダルト層向けに漫画化された歴史や伝記、社会的な事業の記録等、今後の生き方や進路・職業選択の参考となる資料や情報を提供する。また、インターシップの場などの提供を行う。
- 自習やグループ学習を行うことのできるスペース等、ヤングアダルト層の利用しやすいスペースを提供する。

¹⁸ 「ストーリーテリング」：主に児童などを対象に、語り手が本の内容や昔話を覚えて、絵や文字に頼らずにお話を聞かせること。聞き手の想像力を高め、情操を豊かにする効果があると言われている。

¹⁹ 「ブックトーク」：子ども達が新しい本と出会い、興味を広げるきっかけ作りとして、一つのテーマに沿ってさまざまな切り口から、何冊かの本を順番に紹介する読書案内の方法のひとつである。

²⁰ 「ヤングアダルト」：主に13歳から18歳頃までの利用者を児童と成人の間として位置付け、独特の配慮が必要な利用者として図書館等で意識的に称する際に用いる用語である。

²¹ 「キャリア情報」：自己実現を図るプロセスにおける経験など、主に職業を通じて自身の希望や適正・能力に応じて形成される職業能力を指し、時間的持続性を持った概念として捉えられている。

- 利用者相互の交流を図るため、読書会を開催したり、情報交換ノートや掲示板を設置したりする。

4-2-3 シニア利用支援サービス

視力や体力の衰え、社会との接触機会が減少しているなどの状況に応じた資料や情報の提供を図る。それに加えて、活動的な高齢者を対象に、生涯学習の場を提供するだけでなく、余暇活動の促進を図る。

サービスの実施にあたっては、社会福祉課などの関連機関との連携を検討する必要がある。

【新図書館で想定されるサービスの例】

- 大活字本等の読みやすい資料を一層充実し、録音図書等の提供も行う。
- 朗読サービスを実施したり、拡大読書器等を設置したりして、読書環境を整備する。
- シニアの余暇活動に役立つような資料や情報を収集・提供するとともに、シニアを対象とした様々な講座・講習会等を実施する。

4-2-4 障害者利用支援サービス

障害者利用支援サービスは、本来、図書館サービスの一環として位置づけられているが、本市では従来から安城市社会福祉協議会が赤松町の社会福祉会館・総合福祉センターを拠点に、録音図書や点字図書、音訳サービスの提供などを行うとともに、図書コーナー等（福祉関係の寄贈図書を中心に約 2,000 冊所蔵）を設置している。

そこで、新図書館の設置に合わせて、システムの連携を図り、社会福祉会館・総合福祉センターを図書館のサービスポイントに加えることで障害者利用支援サービスの向上を図ることとする。

これにより、新図書館が障害者の生涯学習の場となるだけでなく、人と出会いや触れ合いの場となる必要がある。そのための各種サービスや設備の充実により、障害者が自身で図書館を利用できるような環境を整え、図書館利用の促進を図る。

また、来館困難者に対する配送サービスや、聴覚障害者に対する手話通訳サービスの実施についても検討する。

サービスの実施にあたっては、ボランティア（サポーター）との連携や協力体制を積極的に整備するほか、市役所内部の福祉部門や市内の福祉施設とも連携・協力体制を整える必要がある。

【新図書館で想定されるサービスの例】

- 社会福祉会館・総合福祉センターとの連携により、録音図書、点字図書等を充実する。
- ボランティア（サポーター）との連携により、対面朗読サービスや点訳サービス、宅配サービス等を実施する。
- インターネット蔵書検索や図書館ホームページ等の音声読み上げ機能への対応を図る。
- 障害者支援の窓口を開設（総合案内等が兼務）し、専門職員を配置する。

- 障害者向けの図書館利用案内や、手話対応、障害者が自身で利用することのできる設備などを提供する。

4-2-5 多文化・多言語利用支援サービス

外国籍の市民と日本国籍の市民とのコミュニケーション、多文化社会や国際社会への理解の支援を図る。また、国際情報に関する資料や、外国語資料を提供するだけでなく、本市に居住する外国人にも利用可能なサービスを提供する。

サービスの実施にあたっては、市民活動課など関連機関との連携を検討する必要がある。

【新図書館で想定されるサービスの例】

- 市民がより深く外国文化に触れられるよう、英語だけでなく多様な外国語の図書・新聞・雑誌を充実する。
- 日本国籍の市民と外国籍の市民とがコミュニケーションをとることができるよう、日本の文化や生活習慣を紹介する資料を充実する。
- 外国語の習得に資する資料を提供するだけでなく、日本語の習得に資する資料を提供する。

4-3 自己啓発サービス

4-3-1 ビジネス利用支援サービス

ウェブサイトや商用データベース等へのアクセス機能や、ビジネスに関する資料・調べもの相談能力を持つ司書の配置などを通じて、日常のビジネス活動や起業・創業等への支援を図る。

サービスの実施にあたっては、商工課や商工会議所など関連機関との連携を検討する必要がある。

具体的には、商工会議所等が実施する経営相談・起業相談等との連携による様々な情報の提供や、拠点施設に入居する民間商業施設や、周辺商店街と連携したイベント等の開催などを想定する。

【新図書館で想定されるサービスの例】

- 個人事業者や小規模事業者等を対象に、税制や公的な助成金、社会保険等の企業経営に参考となる情報・資料の提供を行う。併せて、商店街の活性化等の事例に関する資料・情報の提供を行う。
- 関連する部局や組織等との連携により、ビジネス支援の相談会や、定期的な講座等を開催する。
- 館外で行われるビジネス関連イベント等に関連図書や図書リスト等を持参し、展示する。
- 商用データベースの提供及び活用支援を行う。
- 商業だけでなく、市の政策立案等に必要な資料・情報の提供を行う（就業支援サービス・行政支援サービスの提供）。
- 新規の就農希望者に対する資料や情報を提供する。

4-3-2 環境学習支援サービス

第7次安城市総合計画で「市民とともに育む環境首都安城」を目指していることを踏まえ、市民の環境学習に役立つ分野の資料・情報の提供を図る。

サービスの実施にあたっては、環境首都推進課などの関連機関との連携を検討する必要がある。

【新図書館で想定されるサービスの例】

- 地球温暖化防止、生物多様性、CO₂削減など環境について考える機会を持つことのできる資料や情報を提供する。
- 食育や自然、ガーデニング、健康など、市民にとって身近な分野から環境について考える機会を持つことのできる資料や情報を提供する。
- 幼稚園や保育園、小学校といった市内の教育機関を対象に、エコ教育等に関する講習会を実施する。
- 団塊の世代の市民等を対象としたスローライフに関する講座を開催する。

4-3-3 健康支援サービス

拠点施設のコンセプトが「地域力を育む健康と学びの拠点」であることを踏まえ、市民の健康増進や適切な医療の選択に役立つ健康・医療分野の資料・情報の提供を図る。

サービスの実施にあたっては、保健センター（健康推進課）や医療機関などの関連施設との連携を検討する必要がある。

【新図書館で想定されるサービスの例】

- 地域の医療機関や行政による検診サービス等の情報の提供や、ケガ・病気の予防に関する資料提供を行う。
- 医療分野のデータベース²²の提供と利用支援を行うほか、医療分野のパスファインダー²³の作成、医学専門図書館への紹介等を通じて、市民の健康づくりに資するようなサービスを提供する。
- 医療に関する資料や情報を提供するだけでなく、「闘病記」等のどのように病と向き合っていくかといった事項に関する資料や情報も提供する。
- 「食と健康」、「運動と健康」「こころの健康」などをテーマに、健康支援講座を開催し、市民の健康増進を支援する。

4-3-4 まちの魅力発見支援サービス

「山崎延吉」「新美南吉」「石川丈山」などの特色ある郷土資料や貴重本等をデジタル化し、保存、公開し、「安城らしい」地域電子図書館²⁴の構築を通じて、市民が本市の歴史を知る機会の充実を図る。

²² 「データベース」：病気の治癒率や後遺症等、病気・怪我についての全般的な情報から、治療方針等を選択・判断する材料としての医療専門情報、治療に使われる医薬品の情報、医療機関に関する情報、医療費や医療関係の制度・行政支援窓口、闘病記の情報などが体系化されたもの。

²³ 「パスファインダー」：特定のテーマやトピックに関する資料や情報を収集する際に、図書館が提供できる関連資料・情報の探索方法を一覧できるようにしたもの。

²⁴ 「地域電子図書館」：郷土の歴史的資料や、地域の生活にかかる各種の新しい情報についても、教育的利用の観点から体系的に電子化を図り、その活用を推進する地域の図書館（資料の全てを電子化するのではない）のこと。

地方行政資料だけでなく、地方紙やコミュニティペーパー、ニュースレター等を積極的に収集することにより、利用者が地域やまちの魅力の発見につながる情報を得たり、交換したりする場としての利用を図る。

全国的にも有名な安城七夕まつりに関する資料・情報について、地域の貴重な財産として管理する。

市内図書館の中核として、本市に関する広範な分野の資料・情報を収集・保存し、それらの散逸及び喪失を防ぐ。

サービスの実施にあたっては、商工課や文化財課など関連機関との連携を検討する必要がある。

【新図書館で想定されるサービスの例】

- 現図書館で収集・保存している特別コレクション(山崎延吉、新美南吉、石川丈山等)に関するデジタル情報を公開する。
- 市内のお祭り等の催事ポスターやリーフレット、地域情報が記載されている雑誌記事、広告などについても地域固有の貴重な資料として保存し、提供する。
- 安城七夕まつりなど本市固有の歴史・文化的資産をデジタル情報で保存、蓄積し、次世代へと継承していくためのデジタルアーカイブを提供する。

4-3-5 ボランティア（サポーター）活動支援サービス

新図書館の活動に対して、支援・協力してくれる市民と協働で図書館運営に取り組むことで、より良い図書館づくりを目指す。そのため、活動のための場を提供するほか、ボランティア（サポーター）の養成、コーディネートを行う。

ボランティア（サポーター）活動自体が市民にとっての生涯学習となることを踏まえ、自主性を尊重しつつ、余暇活動の一環として参加できるような多様な活動の場を提供する。

また、ボランティア（サポーター）の活動・交流の場として、ボランティア室（サポーター室）を設置する。

サービスの実施にあたっては、市民活動課や生涯学習課、社会福祉協議会など関連機関との連携を検討する必要がある。

【新図書館で想定されるサービスの例】

- ボランティア（サポーター）参加者の自主性を踏まえ、配架、読み聞かせ、対面朗読、手話、点字、外国語通訳などの多様なボランティア（サポーター）の活動を可能とする講座を開催する。
- シニアや中高生などの余暇活動、社会参加、社会貢献等のきっかけづくりに向け、シニアボランティアや中高生ボランティアなどの活動を支援する。
- ボランティアからの相談等に対応可能なコーディネーターを配置する。
- ボランティア同士のネットワークの形成を支援し、情報交換会等を開催する。

5 資料収集計画

5-1 資料収集方針

「3-3 新図書館の基本方針」及び「4 サービス計画」を踏まえ、以下の方針のもとで資料を収集する。

- 本市の図書館サービス網の中核として、市民の生涯学習を支えるため、多様なニーズに応える資料を収集する。
- 市民が学習活動を進めることを通じて気づく、自らの課題や地域の課題の解決に資する資料を収集する。
- 新たな地域文化の創出や醸成を促すため、図書資料という形態にこだわらず、CDやDVD、複製絵画といった幅広い資料を収集する。
- 高度情報化社会の進展に合わせ、インターネット上でのデータベース等へのアクセス環境の整備や、電子書籍・雑誌などの電子資料を収集する。
- 県立図書館、県内公共図書館、専門図書館、点字図書館、その他類縁機関²⁵との連携、協力により効率的に資料を収集する。

5-2 資料収集基準

5-2-1 一般図書

市民の暮らしや学習、仕事、レクリエーションなどの様々な活動に役立つ資料を各分野にわたって、入門的なものから専門的なものまで、可能な限り幅広く収集する。特に、ビジネス関連資料や環境関連資料、健康・医療関連資料など、市民の自己啓発や課題解決に資するような資料の充実を図る。

また、高齢化社会の進展に伴い、シニア層による利用が増加すると考えられることから、大活字本などの資料を充実する。

5-2-2 児童図書

子どもの豊かな成長を育むために、本の楽しさに出会い、読書習慣を形成することを促すような子どもの多様な興味や知的好奇心に対応した幅広い範囲の資料を収集する。

また、小中学校の調べ学習に対応するため、各分野の資料を十分な複本を含めて収集する。

併せて、読み聞かせボランティアや保護者、教諭、保育士など子どもの読書活動の推進に携わる市民に利用の多い児童図書研究資料も積極的に収集する。

5-2-3 ヤングアダルト（中高生向け）資料

図書館から遠ざかりがちな世代を図書館に近づけ、呼び戻す機会となるような資料を積極的に収集する。ヤングアダルト世代の活字離れが危惧されている状況を踏まえ、また、図書館利用のきっかけ作りとするため、中高生向けの映像、音声資料など視聴覚資料も収集する。

5-2-4 参考図書

市民の調査研究に役立つような百科事典、白書、統計、年鑑、辞書、新聞縮刷版などを各

²⁵ 「類縁機関」：一定量の専門分野の資料を保有し、それを一般公開又は限定公開している博物館や郷土・民族・歴史資料館などの専門情報機関のこと。

分野にわたって体系的に収集する。

特に、「4-3 自己啓発サービス」を展開するため、ビジネス関連資料、環境関連資料、健康・医療関連資料などは、一般図書と関連づけながら重点的に収集する。

5-2-5 新聞

国内発行の主要全国紙を中心に収集する。専門紙及び機関紙は、有効に活用することが可能と考えられる新聞に限り収集の対象とする。また、子どもの読書活動を推進する視点から、児童向けの新聞についても収集する。

5-2-6 雑誌

一般的な雑誌については、余暇時間の拡大による趣味・娯楽・レクリエーションの多様化や、市民の職業や世代間のニーズの差異に対応できる幅広い分野の雑誌を積極的に収集する。調査・研究等に必要となる専門的な雑誌については、利用及び必要に応じて収集する。

5-2-7 地域資料

本市の行政、歴史、自然、地理、風土、文化等に関連する資料を網羅的に収集する。資料の形態にはこだわらず、図書、雑誌、視聴覚資料だけでなく、パンフレット、ポスター、コミュニティペーパー、写真などについても幅広く収集する。

本市にゆかりのある「山崎延吉」、「新美南吉」、「石川丈山」に関する資料については、現物を現図書館での収集・保存が想定されていることから、新図書館においては電子資料を中心に収集することとする。

5-2-8 外国語資料

外国籍の市民が増加している中で、日本国籍の市民と外国籍の市民双方がコミュニケーションを深めるため、日本の文化や習慣を紹介する外国語の図書、定評ある文学の英語の図書を、児童書や絵本も含めて収集する。また、国際交流の促進、特に姉妹都市²⁶交流について一層、市民の理解を促進するため、デンマーク語の資料も収集するなど、英語だけでなく、他言語の資料についても、可能な限り収集する。

5-2-9 視聴覚資料

各分野で定評のある資料について、学校教材や市民の暮らし、レクリエーションに役立つ資料などをCD及びDVDなどの汎用媒体で積極的に収集する。新たな利用者を開拓するため、複製絵画なども収集する。

5-2-10 障害者サービス資料

視覚障害をはじめ、身体に障害を抱える市民が気軽に図書館を利用することができるように、安城市社会福祉協議会が収集する点字図書、録音図書等をシステムの連携により提供する。

²⁶ 「姉妹都市」：ハンチントンビーチ市（アメリカ／昭和57年提携）、ホブソンズ・ベイ市（オーストラリア／昭和63年提携）。コリング市（デンマーク／平成21年提携）。

5-3 資料収集目標

新図書館で収集する資料の種類と収集の目標点数は、以下のとおりとする。

表 1 2 新図書館で収集する資料の種類と点数

資料種別	目標点数	(現行実績)
図書(収容能力)	450,000 冊	(350,000 冊)
購入新聞	40 タイトル以上	(18 タイトル)
購入雑誌	500 タイトル以上	(202 タイトル)
C D	10,000 点	(4,400 点)
D V D	10,000 点	(3,500 点)
複製絵画	300 点以上	(0 点)
点字資料(社協と連携)	500 タイトル以上	(373 タイトル)
録音図書(社協と連携)	1,000 点以上	(556 点)

6 施設整備水準の検討

6-1 施設計画の基本方針

(1) すべての人の利用に配慮した施設づくり

公共施設は様々な人たちが快適にサービスを楽しむことができる施設であることが望まれる。トイレや階段、廊下、駐車場からの通路などの共用部分のもとより、書架間幅やカウンター、手すりの高さなど図書館全体がユニバーサルデザイン²⁷の考えに基づく空間づくりに配慮する必要がある。また、機能が複数階に分散されることが想定されるため、利用者にとって機能配置がわかりやすく利便性に欠ける施設にならないように、BDS²⁸の範囲内での専用の動線（エレベーターや階段等）を配置すると共に、どの機能がどこにあるのかわかりやすい案内表示など、利用者にやさしい空間づくりを行うこととする。

(2) 滞在型図書館としての機能整備に配慮した施設づくり

平成20年度に実施した中心市街地拠点整備基本計画（素案）に関するアンケートにおいて、中心市街地に位置する図書館に対して、「余暇を楽しむことができ、目的が無くても気軽に立ち寄れる」滞在型図書館への市民の要望が多いことをふまえ、十分な資料提供のもとゆっくりと調べものができる環境の整備として図書館機能の充実を図るものとし、閲覧席の充実、落ち着いた居心地のよい空間の確保、長時間の利用に対する快適感・安心感を与える空間づくりを行うこととする。また、携帯電話やパソコン利用範囲の明確化、飲食可能なスペースの整備などについても配慮していくものとする。

(3) 利用者の安全安心に十分配慮した施設づくり

図書館は様々な人々が集まる施設であり、利用者の安全性の確保には十分配慮する必要がある。新図書館は複数階にわたることから、できるだけ人の目が届くよう死角のできにくい空間づくりに配慮するとともに、それを補うセキュリティ機能を整備し、また、災害時にわかりやすい避難動線の確保に配慮することとする。

また、多数の人々が利用する施設であることから、施設の耐震性についても構造計画上考慮する必要がある。

(4) 自然環境負荷の軽減に配慮した施設づくり

図書館は開放的な空間確保のため照明や空調の設備機器負荷が大きくなる傾向の施設である。そのため、環境への負荷軽減に配慮した省エネルギー機器等の設置を行うとともにできる限り自然エネルギーの活用を図ることで市民一人一人の環境意識の醸成を促し、図書館を利用した環境活動へのきっかけづくりに資する施設となるように配慮する。

²⁷ 「ユニバーサルデザイン」：人種、性別、年齢、身体的特徴などに関わらず、できるだけ多くの人が利用可能であるように製品、建物、空間をデザインすること。

²⁸ 「BDS」：貸出手続きを行っていない資料の館外持ち出しを防止するための装置で、図書館の出入口に設置されるゲート。Book Detection Systemの略称。

6-2 施設計画の基本要件

6-2-1 書架スペースの規模の設定

図書館機能の中心的スペースである書架スペースの規模は、一般及び児童開架スペースに配架する冊数と、閉架書庫に収蔵する冊数とを、「3-5 新図書館における蔵書収容能力の目標設定」で定めた目標値「450 千冊」をベースに、類似施設などの開架：閉架の割合を参考にしてそれぞれの蔵書冊数を求め、単位面積から設定する。

6-2-2 開架書架と閉架書庫の割合

文部科学省の「諸外国の公共図書館についての調査」²⁹において、日本の公共図書館における蔵書の配架状況が整理されており、その値は開架式図書6：閉架式図書4となっている。

また、表 13 のように、新図書館と類似性を持つと考えられる駅前立地の中央図書館の事例について見てみても、開架書架と閉架書庫との割合は概ね6～5：4～5となっている。

以上の状況を踏まえた上で、新図書館における開架：閉架の割合を、基本的に「6：4」と設定する。

ただし、新図書館の計画地が中心市街地であり、公民複合施設内での整備が予定されていることを考慮すると、立ち寄り施設として利用が増えることが予想される。この場合、開架書架に多くの図書資料が配架されている方が利用者にとっての利便性が向上することとなる。

また、現図書館の跡利用について、昭林公民館図書室としての機能と併せ、市内図書館の資料保存機能を持たせることが検討されている状況もある。

そこで、新図書館蔵書冊数の4割として設定した閉架のうちの半数については、一般開架書架に用いる書架よりも閉架書庫のように高密度に収蔵する書架計画としつつ利用者が自由に資料を手にとることができる環境とした開架書架（以下「準開架書架」）とし、利用者の利便性の向上、読書意欲の向上を図る。したがって、新図書館における開架と閉架の割合については、開架書架：準開架書架：閉架書庫の割合は、「6：2：2」と設定する。

なお、一般書と児童書の割合については、現図書館と同様とする。この値についても、「諸外国の公共図書館についての調査」の一般書7.5：児童書2.5ともほぼ同様となっている。

表 13 最近の類似図書館事例

図書館名	開館	人口	蔵書冊数	開架冊数	割合	閉架冊数	割合
高岡市立中央図書館	H16/4	18万人	261千冊	143千冊	54.8%	118千冊	45.2%
川口市立中央図書館	H18/7	50万人	500千冊	270千冊	54.0%	230千冊	45.0%
藤枝市立駅南図書館	H21/2	15万人	300千冊	150千冊	50.0%	150千冊	50.0%
葛飾区立中央図書館	H21/10	45万人	400千冊	200千冊	50.0%	200千冊	50.0%

²⁹ 文部科学省の「諸外国の公共図書館についての調査」の詳細については、文部科学省 HP http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosh/shiryo/05090101/005.htm 参照のこと。

6-2-3 計画収蔵冊数の設定

新図書館における各機能の収蔵冊数は以下のとおりとする。

表 14 各機能収蔵冊数

目標 収蔵冊数	機能	収蔵 冊数	割合	機能	収蔵 冊数	割合	機能	収蔵 冊数	割合
450 千冊	開架書架	270 千冊	0.6	一般開架書架スペース	189 千冊	0.7	常時開架	360 千冊	0.8
				児童開架書架スペース	81 千冊	0.3			
	閉架書庫	180 千冊	0.4	準開架書架スペース	90 千冊	0.5	常時閉架	90 千冊	0.2
				閉架書庫	90 千冊	0.5			

一般開架書架スペースと準開架書架スペースの収蔵冊数を合わせた 279 千冊分が利用者が直接手に触れることのできる環境にある一般図書の収蔵冊数ということになる。また、児童開架書架スペース分を合わせると 360 千冊となり、収蔵冊数の 8 割が開架書架の収蔵冊数となる。

6-2-4 閲覧スペースの設定

新図書館における閲覧スペース（席数）は閉架書庫を除く各機能の収蔵冊数を基に類似施設を参考に設定するものとする。なお、閲覧スペースには学習室やパソコン席、A V 視聴席は含まないものとする。

表 15 類似施設座席数

図書館名	開館	施設規模	開架冊数	座席数	冊/席	備考
田原市中央図書館	H14/8	約 4,000 m ²	約 200 千冊	約 350 席	571 冊/席	近隣市
川口市立中央図書館	H18/7	約 7,000 m ²	約 270 千冊	約 480 席	563 冊/席	駅前施設
日進市立図書館	H20/10	約 6,000 m ²	約 180 千冊	約 300 席	600 冊/席	近隣市
岡崎市立中央図書館	H20/11	約 8,000 m ²	約 260 千冊	約 530 席	490 冊/席	近隣市
藤枝市立駅南図書館	H21/2	約 3,000 m ²	約 150 千冊	約 210 席	714 冊/席	駅前施設
葛飾区立中央図書館	H21/10 予定	約 5,000 m ²	約 200 千冊	約 500 席	400 冊/席	駅前施設

※開架冊数及び座席数はパンフレット、公表資料などから類推

最近の事例では 400～700 冊/席となっている。新図書館ではゆとりある図書館機能の確保、滞在型図書館、施設利用者の快適な利用を目指すことから閲覧席の十分な確保はとても大切な要件であると考え。よって、500 冊/席を目安として一般開架書架スペース、児童開架書架スペースの閲覧席数を整備する。なお、準開架書架スペースは一般開架書架スペースに比べ利用頻度及び利用者の集中が少ないため、700 冊/席を目安として閲覧席数を整備する。

表 16 各機能座席設定数

機能	目標設定数			※(現行実績)	
	収蔵冊数	単位	設定数	(収蔵冊数)	(席数)
一般開架書架スペース	189 千冊	500 冊/席	約 380 席	(109 千冊)	(255 席)
児童開架書架スペース	81 千冊		約 160 席	(49 千冊)	(32 席)
準開架書架スペース	90 千冊	700 冊/席	約 130 席		
合計			約 670 席		(287 席)

※. 詳細は 13 ページ表 1 を参照のこと。現行収蔵冊数は平成 20 年度実績。

6-3 必要諸室の設定

6-3-1 必要機能空間

「4 サービス計画」及び「5 資料収集計画」で定めたサービスの提供を実施するために必要な機能・諸室空間を確保するためには、共用部分を含めた公共施設の延べ床面積として8,100㎡程度を確保する必要がある。なお、機能別概要は表17のとおりである。

表17 公共施設の機能概要

機能 (大項目)	対象者			利用形態			機能 (中項目)	機能・諸室概要
	子ども	子育て中の親	それ以外の大人	交流系	集会系	個別系		
【学び】 資料・情報提供	●	●	●		●	●	貸出・返却	一般受付カウンター 資料・調べもの相談カウンター 予約・リクエスト受付
	●	●	●			●	資料・調べもの相談	
	●	●	●			●	予約・リクエスト	
【学び】 資料・情報提供	●	●	●	●	●	●	閲覧	一般開架・準開架 閲覧スペース ブラウジングコーナー AVコーナー パソコンスペース 個人利用ブース グループ室
	●	●	●	●	●	●	講座・集会・展示・実習	講座・実習等 (多目的スペース、会議室、 展示コーナー、等)
【学び】 資料・情報活用支援	●	●		●	●	●	乳幼児・児童利用支援	児童受付・相談カウンター 児童開架 閲覧スペース おはなしコーナー 一時預かりスペース (託児スペース)
	●			●	●	●	ヤングアダルト (中高生向け) 利用支援	資料提供 交流会 (多目的スペース、会議室、等) 相談カウンター
			●	●	●	●	シニア利用支援	資料提供、相談カウンター
	●	●	●	●	●	●	障害者利用支援	相談カウンター 資料提供 (社協と連携)
	●	●	●	●	●	●	多文化・多言語利用支援	資料提供
【学び】 自己啓発		●	●		●	●	ビジネス利用支援	資料提供、相談カウンター 支援講座・相談会 (多目的スペース、会議室等)
	●	●	●	●	●	●	環境学習支援	資料提供 公開講座 (多目的スペース、会議室等)
		●	●		●	●	健康支援	資料提供 公開講座 (多目的スペース、会議室等)
	●	●	●	●		●	まちの魅力発見	地域資料スペース、展示コーナー等
	●	●	●	●	●	●	ボランティア (サポーター) 活動支援	ボランティア室 活動支援 (多目的スペース、会議室等)

機能 (大項目)	対象者			利用形態			機能 (中項目)	機能・諸室概要
	子ども	子育て中の親	それ以外の大人	交流系	集会所	個別系		
【学び】 事務関係							事務関係	事務室 (更衣室、休憩室、打合せ室等) PC室, 倉庫 など
							収集・保存	閉架書庫, 受入整理室 公民館配本仕分け室
【交わり】 共用部分	●	●	●	●	●	●	交流スペース	多目的スペース、会議室 交流スペース (飲食可)
	●	●	●	●	●	●	共用スペース	ロビー, 通路, 廊下, 階段, 便所, 授乳室, エレベーター, エスカレーター, 機械室など
							概略施設規模 (㎡) 合計	8,100 ㎡
【交わり】 広場	●	●	●	●	●	●	広場機能	屋外閲覧スペース・図書館関連イベント など

6-3-2 機能相関図

必要機能におけるそれぞれの相関関係を以下に設定する。

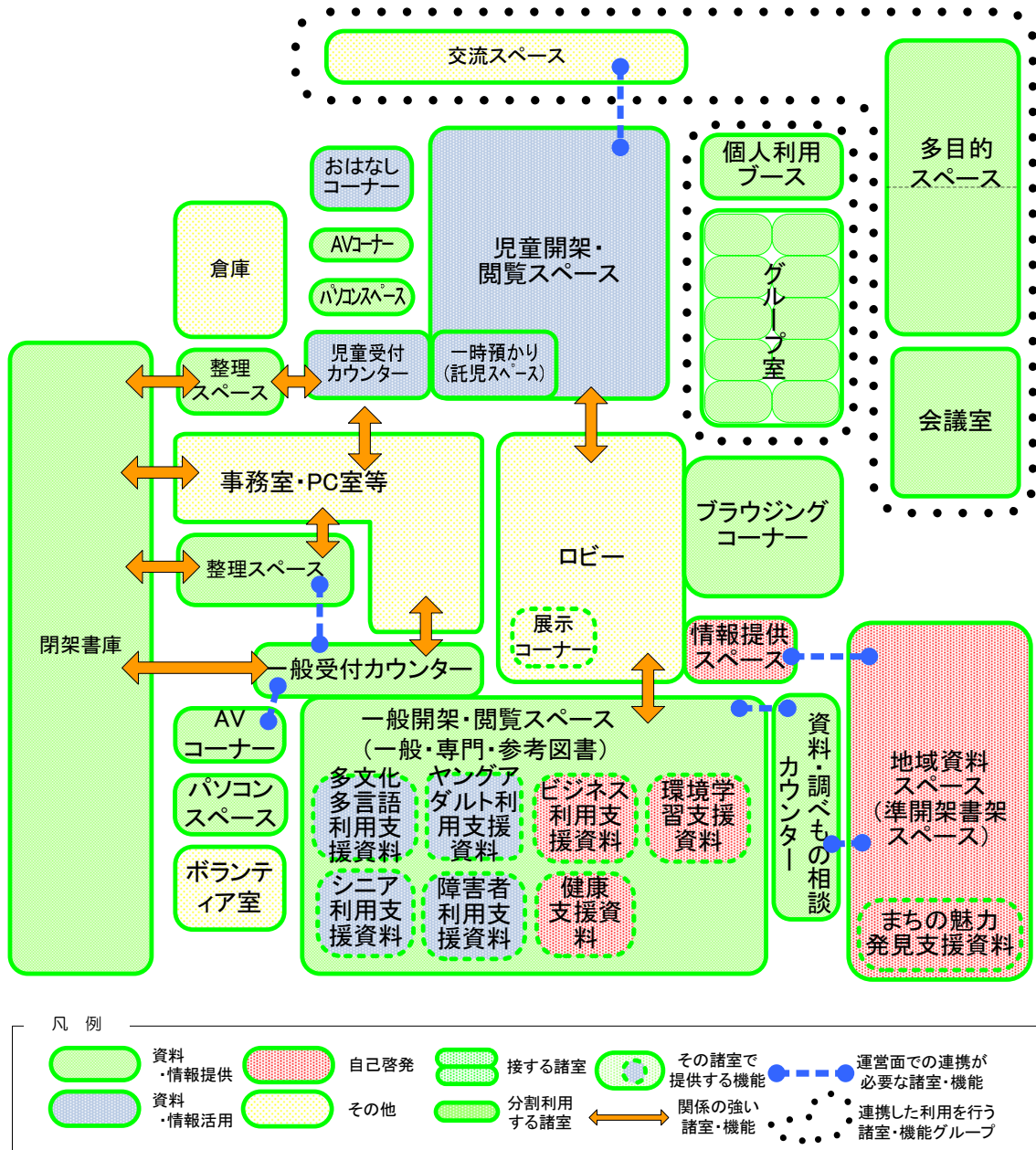


図 21 機能相関図

6-3-3 諸室コンセプト

サービス実施に必要な諸室は機能空間により整理した結果、以下のとおりとする。

(1) 一般開架書架スペース

- 書架スペース

一般図書の開架書架スペースとしてだれもが利用しやすく、わかりやすい書架配置空間として整備する。

書架は 6 段程度、書架間は通路幅を 1.4m 以上とし、車いす利用者やベビーカー、ブックトラック³⁰とのすれ違いに支障のない空間を確保する配置とする。

住宅地図・地形図などの地図類、美術書などの大型本を配架する書架、テーマ本の展示や新着資料などが配架できるスペースにも考慮する。

- 閲覧スペース

書架スペースに隣接した一体的な空間として整備するとともに、書架間にも椅子（スツール）等を設けて、自由に資料を閲覧できるスペースとする。また車椅子使用者の利用に配慮した閲覧席やタタミ敷きの閲覧スペースなど、利用者にとって快適でくつろげる閲覧スペースを設けることとする。

騒音が発生するような児童開架書架スペースやパソコンスペースなどからは距離を置くように配置し、静かにゆったりと閲覧できる空間とする。

なお、駅に近接した施設のため立ち寄りで利用する利用者も多く来館するものと思われることから出来るだけ多くの座席数を整備する。

- ブラウジングコーナー

新聞や雑誌などを閲覧するスペースとして整備する。開放的でくつろいだ雰囲気の中で閲覧できるスペースとする。

- 一般受付カウンター

図書館全体の総合窓口を兼ねた受付カウンターとして整備する。貸出・返却、利用者登録などを行い、視聴覚資料の貸出や AV ブースの利用管理、グループ室、個人利用ブースの利用管理についても行う。

また、付近に自動貸出機を配置し、貸出手続き等の迅速化、効率化を図る。

このほか、夜間・休館日に利用する貸出ボックスの設置を行う。

- 資料・調べもの相談カウンター

一般開架書架スペースと、地域資料スペースに隣接して設ける。調査、相談、資料案内等利用者が図書資料を十分活用できるための情報サービスを実施する。利用者の増加が見込まれることから、複数の担当者が配置できるカウンターを整備する。

(2) AV コーナー

- 視聴覚資料コーナー

CD、DVD、ビデオなど開架による資料閲覧が出来るよう専用の棚を設ける。

- AV ブース

他の利用者を気にすることなく利用できるようブース型を整備する。1 人用

³⁰ 「ブックトラック」：図書館内で資料の運搬に利用するワゴン・台車のこと。

から複数人利用のためのブースを整備し、親子や友達同士、カップル等と一緒に視聴できるようにする。なお、一般開架書架スペースと児童開架書架スペースが階層により分離する場合は専用棚やAVブースは児童開架書架スペース内にも一部設け児童利用の利便性、機能確保を図るものとする。

(3) パソコンスペース

- 館内設置パソコン利用スペース

何も持たずにインターネットを利用した情報検索を行うことが出来るスペースとして、パソコン（20台程度）および利用スペースを整備する。一か所に集約するのではなく児童開架スペース、一般開架書架スペースのそれぞれに隣接して整備する。

また、外部データベース検索用パソコン（5台程度）も整備する。

- 持込みパソコン利用スペース

利用者が自らのパソコンを持参しても館内設置パソコンと同様にインターネットの利用が可能となるよう、電源やケーブル（若しくは無線LAN）を整備した利用スペース（10台分程度）を整備する。一か所に集約するのではなく児童開架スペース、一般開架書架スペースのそれぞれに隣接して整備する。

(4) 学習スペース

- 個人利用ブース

個人が集中して学習できる1人用ブース（20ブース程度）を整備する。一か所に集約するのではなく、一般開架書架スペース、準開架書架スペースのそれぞれに隣接して整備する。

- グループ室

10名から20名程度までのグループ学習に利用できるグループ室（5～10室程度）を整備する。一か所に集約するのではなく、一般開架書架スペース、準開架書架スペースのそれぞれに隣接して整備する。

(5) 講習・会議スペース

- 多目的スペース・会議室

市民の読書推進に関する講座、読み聞かせ講座、環境問題に関する講習会、市民活動やボランティア（サポーター）養成講座、ビジネス支援講座等の開催を実施するために必要な諸室を整備する。

会議室は講座講習会利用だけではなく学校のクラス単位での調べ学習等に対応できるように書架スペースとの動線にも配慮する。

多目的スペースは200名程度が利用可能な室内空間とする。室内空間は、2室での分割利用が可能となるように中間に遮音性能の高い可動間仕切りを設けるなど、利便性の向上を図る。卓球等の軽スポーツ、産直品販売会、七夕まつり、立食パーティなど、多目的な利用ができる空間・設備とする。

以上のように、市民交流の促進を図る諸室として整備することで、図書館利

用実績のない潜在的利用者に対して、新図書館が身近に感じられ、利用のきっかけとなるような場として整備する。

(6) 児童開架書架スペース

- 書架スペース
一般の書架とは異なり、児童自らが図書資料を手に取りやすい書架となるよう4段程度の高さとし、配架方法やスペース等に配慮した書架とする。紙芝居や大型絵本などに対応した書架も配置する。
書架間は通路幅を1.4m以上とし車いす利用者やベビーカー、ブックトラックとのすれ違いに支障のない空間を確保する配置とする。
- 閲覧スペース
児童の書架スペースと一体的に整備する。利用する乳幼児と児童では活動範囲が違うため、安全性に配慮した閲覧スペースの確保に配慮する。また、内装には、児童が走り回ったりしても音が響かないような仕様に配慮する。なお、整備する閲覧用のいす等の備品は児童用のものだけではなく、一緒に来る大人が利用しやすい椅子等の仕様にも配慮して整備も行うものとする。
また、児童、子育て関連のイベントや講座の開催、参考資料図書リストなどの情報提供用の掲示板を設ける。
- おはなしコーナー
読み聞かせを実施するスペースとしてだけでなく、普段も利用できるスペースとして整備する。靴を脱いで使用できるようコルク床やカーペット敷きなどにする。
また、読み聞かせを実施する場合、スペースとして独立した空間となるようカーテンや可動間仕切りなどで仕切れるようにする。
- 児童受付カウンター
騒音対策や配置レイアウト上一般の貸出・返却カウンターと離れてしまうことから、児童開架書架スペース専用の貸出・返却・案内カウンターを設ける。
- 子どもの一時預かりスペース（託児スペース）
館内で開催する講習会や講座に保護者が参加する際の子どもを一時的に預かる託児サービスを実施するためのスペースを、児童開架書架スペースに隣接した位置に配置する。なお、子どもの泣き声やトイレの利用等に配慮して整備を行うものとする。

(7) 資料・情報活用支援サービスの提供スペース

一般開架スペースの一部を利用して資料・情報活用支援サービスに関する資料の配架を行う。

- ヤングアダルト利用支援資料スペース
中高生のニーズに即した資料の配架を行う。併せて資料配架付近には大机や掲示板などを設け利用者の交流を促す仕掛け作りを行う。
- シニア利用支援資料スペース

高齢者向けの大活字本や余暇活動関連の資料をまとめて配架する。また、音訳、拡大読書器などの設備も併せて整備する。

- 障害者利用支援資料スペース
障害者向けの資料（音訳等）を配架する。
また、資料スペース周辺にはユニバーサルデザインの考えに基づく閲覧席や机などを配置する。
- 多文化多言語利用支援資料スペース
国際情報に関する資料や日本語以外の資料（英語、中国語、韓国朝鮮語、ポルトガル語その他）、語学習得の支援資料等を配架する。

(8) 自己啓発サービスの提供スペース

一般開架スペースの一部を利用して自己啓発サービスに関する資料の配架を行う。

- ビジネス利用支援資料スペース
個人事業者や小規模事業者等を対象に、税制や公的な助成金、社会保険等の企業経営に参考となる情報等の資料を配架する。
また、館外ビジネス関連のイベントや講座の開催、参考資料図書リストなどの情報提供用の掲示板等を設ける。
- 環境学習支援資料スペース
市民の環境学習に役立つ分野の情報に関する資料を配架する。
また、環境関連のイベントや講座の開催、参考資料図書リストなどの情報提供用の掲示板等を設ける。
- 健康支援資料スペース
市民の健康増進や適切な医療の選択に役立つ分野の情報に関する資料を配架する。

(9) 地域資料スペース

- 書架スペース（準開架書架スペース）
地域の特色ある資料や各種行政資料を配架するスペースとして整備する。
なお、一般図書資料と比べ小冊子や大判資料など複数のサイズが混在するため、それぞれの資料がわかりやすい配架となるように配慮する。
書架スペースの一部に、戦前の「安城農業図書館」の雰囲気醸し出す書架や備品などを設置し、当時を体感できる空間づくりに配慮する。
- 閲覧スペース
一般の閲覧スペースと同じように整備するとともに、利用者が落ち着いて調査・研究できるスペースにも配慮した整備とする。備品についても大判資料を広げて閲覧することができる閲覧机など利用勝手に配慮した備品を配置する。
閲覧スペースの一部に、戦前の「安城農業図書館」の雰囲気醸し出す机や椅子などを設置し、当時を体感出来る空間づくりに配慮する。

(10) 収集・保存スペース

- 閉架書庫

昭林公民館（旧中央図書館）の閉架書庫との併用機能として中央図書館としての収集保存機能を整備する。資料を収蔵することが主たる機能であることから、空間の有効利用を図るため集密書架（電動もしくは手動）によるものとし、その収蔵冊数やイニシャルコスト・ランニングコストの軽減に配慮し自動書庫システムは採用しないこととする。

- 整理室

資料収集に伴う作業を行うためのスペースを閉架書庫と事務室に隣接して設けるものとする。なお、整理室には団体貸出用の図書等を収蔵するための書庫も含むものとする。

- 準開架書架

比較的要望頻度の高い専門図書や要望は少ないが高度な専門図書の配架や地域資料などより多くの図書資料をより多くの利用者が直接手に取ることのできる環境とするための機能として、高密度な配架を可能とする書架を配置するスペースを整備する。

(11) ボランティアスペース

- ボランティア室

ボランティア（サポーター）の活動・交流の場としてのスペースを整備する。また、ボランティア（サポーター）のためのロッカーを30個程度整備するとともに、共用印刷機・書類棚なども配置する。

(12) 交流スペース

施設を利用する親子や子どもの交流を促す仕掛け作りとして児童開架書架スペースの階には飲食可能で気軽に利用できる交流スペースを設ける。

(13) 事務関係スペース

- 事務関係諸室

事務室、作業スペース、コンピューター室、事務用書庫、スタッフ打合せ室・休憩室（更衣室）、倉庫、公民館等配本仕分け室

- 配本車等の駐車スペース、荷解き室

- 返却ポスト

(14) ロビー

- 展示コーナー

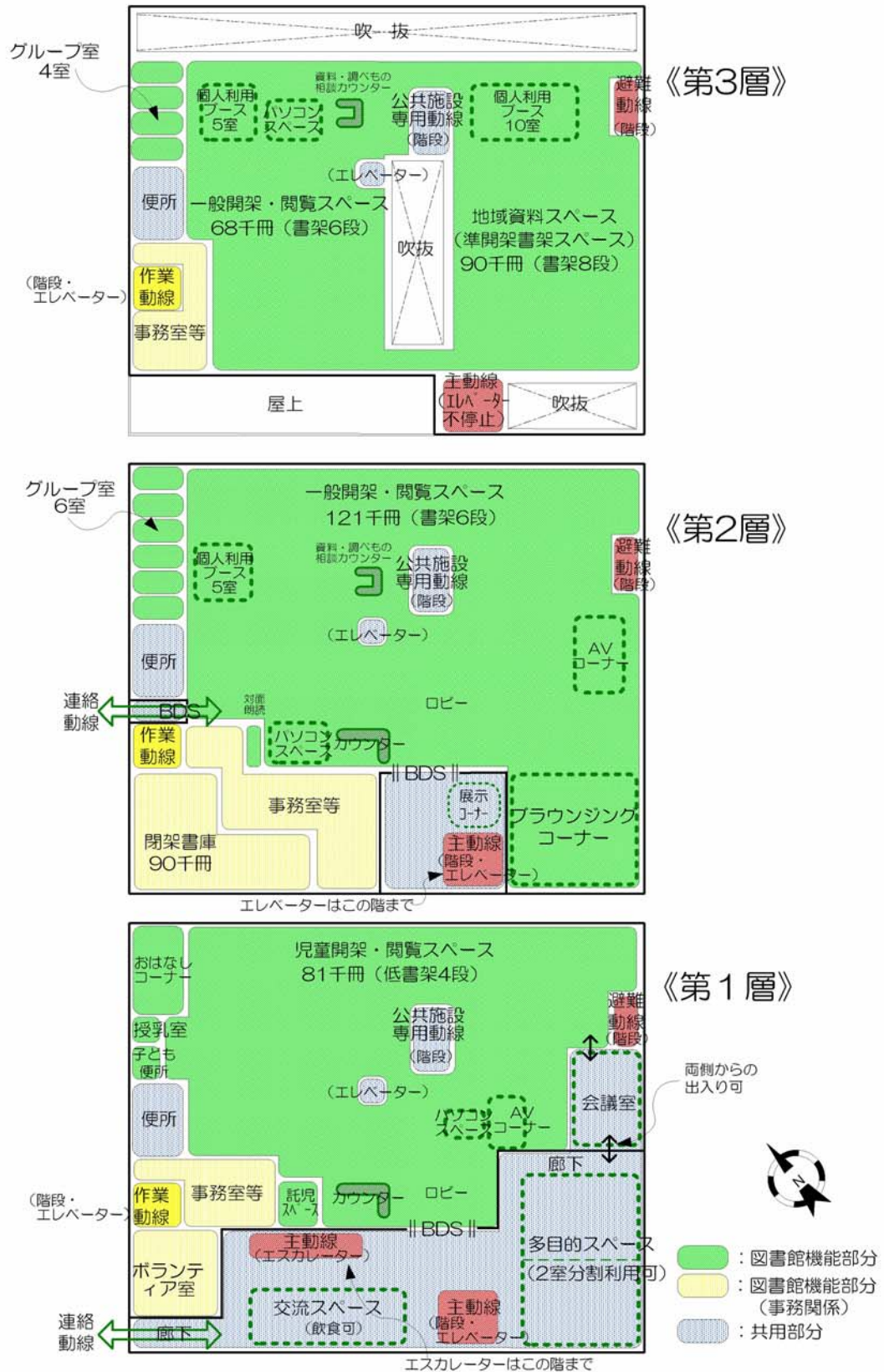
本市ゆかりの童話作家・新美南吉及び安城七夕まつりの魅力や歴史を紹介する資料や、市の観光・まちの魅力をアピールするための資料展示スペースとして活用すると共に、市民交流として市民活動を公表する場の提供や各種イベントにも対応できるスペースを整備する。

(15) 共用スペース

- 授乳室
- 多目的トイレ
- エレベーター（利用者用、作業用）、エスカレーター
- 携帯電話利用スペース

6-3-4 施設計画イメージ図

「中心市街地拠点整備基本計画（案）」の内容を踏まえ、現時点での新図書館の施設計画のイメージ案を、以下に示す。なお、中心市街地拠点施設の計画地は、安城南明治第二土地区画整理事業を施行している区域内に位置することから、換地・道路整備により、敷地の形状や位置が変わる可能性があり、本イメージ案についても、それに依じて変更の可能性はある。



7 管理運営体制の検討

7-1 管理運営の基本方針

拠点施設において、「学びたい人に情報を提供し、その成果が発揮でき、市民の多様な交流が生まれる拠点」としての役割が望まれている新図書館における管理運営体制の基本方針は、以下のとおりとする。

(1) 利用者に配慮した開館日・開館時間を設定する

中心市街地に位置する拠点施設における新図書館の利用者としては、駅に近い立地となることから社会人や学生も多く想定される。そこで、新図書館利用者の利用時間に配慮し、利用者ニーズ（アンケート結果）も踏まえ、開館日・開館時間を設定することとする。

(2) 多様かつ高度な市民ニーズに対応可能な運営体制とする

本市の図書館サービスの中核拠点として、市民の多様かつ高度なニーズにも的確に対応するために、司書資格保有者を中心に、各サービスに精通した職員を配置する。また、市内・市外の様々な調整・連携体制についても充実を図る。

(3) 市民参加を基本とした施設運営とする

時代の流れとともに変化する利用者ニーズに対応するため、利用者アンケート等による意見聴取における市民ニーズを取込むだけでなく、施設の運営におけるボランティア（サポーター）の積極的な参加に基づく施設運営を目指す。

(4) サービスの向上かつ効率化に資する管理運営体制とする

新図書館は、市民ニーズに対応するために多様かつ高度なサービスを提供する必要がある一方で、厳しい財政環境のもとで効率的な運営を行う必要がある。そのため、IC タグ、自動貸出機、BDS 等の先進技術を導入するとともに、各種運営手法（直営、一部業務委託、指定管理者制度等）についての検討を行うことで、サービス向上及び管理運営コスト縮減の可能性について検討を進める。

7-2 管理体制（開館時間等）

中心市街地に立地する公民複合施設という条件や、「学びたい人に情報を提供し、その成果が発揮でき、市民の多様な交流が生まれる拠点」としての役割等に配慮し、多くの市民に利用しやすい開館時間帯及び開館日を設定する。

(1) 開館時間帯

現図書館の開館時間帯は、通年で平日は午前9時から午後7時までであり、休日等は午前9時から午後5時までである。

新図書館の開館時間帯については、平日は現行の開館時間を拡大し、午前9時～午後8時、休日等は現状と同じ午前9時～午後5時までとすることが望ましい。

ただし、拠点施設内に導入が予定される民間施設とのサービス面や運営時間での連携や、拠点施設オープン後における来館者のニーズによって、柔軟に対応することとする。

なお、開館時間の夜間拡大に伴い、子どもの安全面に配慮して、親などの保護者を伴わない小学生以下の入館を制限するなどの措置も必要となる。

(2) 開館日数

現図書館の開館日数は、289日／年である。

新図書館の開館日数については、現行の「休日の翌日」を休館から開館に変更することで、年間300日程度とすることが望ましい。休館日は、基本的に1日／週と1日／月の館内整理日、特別図書整理期間（秋季に5日程度／年）、年末年始休暇（12月29日～1月3日）とする。ただし、1日／週の定期休館日が祝祭日に当たった場合には、当該日は開館することが望ましい。

なお、休館する曜日については、拠点施設内の他施設及び周辺商店街との調整を図りつつ、利用者の利便性を考慮した上で設定する必要がある。

(3) 貸出点数及び期間

貸出点数は表18に示す現行のとおりとする。また、貸出期間についても、現行と同じ2週間とする。

表 18 貸出点数

種 類	貸出点数	
図書	図書・雑誌合わせて10点まで	全館全種類 合計15点まで
雑誌		
C D	視聴覚資料全体で5点まで	
D V D		

7-3 組織体制

7-3-1 業務体制

新図書館における業務体制は、業務内容により総括責任者である中央図書館長の下に、以下の3つの部門に分類する。各部門の主な業務内容は下表（表 19）のとおりである。

表 19 新図書館における業務部門及び内容

部 門	主 な 業 務 内 容
中央図書館長	<ul style="list-style-type: none">中央図書館の総括
管理部門	<ul style="list-style-type: none">安城市図書館協議会に関する事図書館の施設及び設備の管理に関する事（危機管理マニュアルの策定を含む）予算、決算に関する事臨時職員等の採用等人事に関する事サービスやイベントなどの広報に関する事利用統計に関する事図書館システム、ホームページに関する事職場体験学習の受け入れに関する事その他、他の部門に属さない事
企画部門	<ul style="list-style-type: none">図書館運営の企画、調整に関する事公民館図書室との連携に関する事子どもの読書活動の推進、学校図書館の支援に関する事地域電子図書館の構築に関する事職員研修に関する事ボランティア（サポーター）コーディネーターの配置、ボランティア（サポーター）の受け入れ及び育成、活動の支援、サービス部門との調整に関する事
サービス部門	<ul style="list-style-type: none">図書館資料の収集、整理、保存に関する事図書館資料の貸出、講座の開催等、資料・情報の提供に関する事資料・調べもの相談等、図書館の利用に関する案内や相談に関する事利用者に対する資料・情報の活用支援に関する事地域の課題解決や個人の自己啓発の支援・推進に関する事その他図書館サービスの実施に関する事

7-3-2 職員体制

新図書館における職員体制は図 22 のとおりとする。なお、司書資格保有者については正規職員及びフルタイムの臨時職員等で 80%以上を目標とする。また、市民サービスの向上及び効率的な図書館運営に向け、市民ボランティア（サポーター）の積極的参加を醸成する。新図書館はボランティア（サポーター）に対する窓口として、その育成・組織化を行い、新図書館だけでなく公民館図書室や学校図書館におけるボランティア活動の支援も行う。

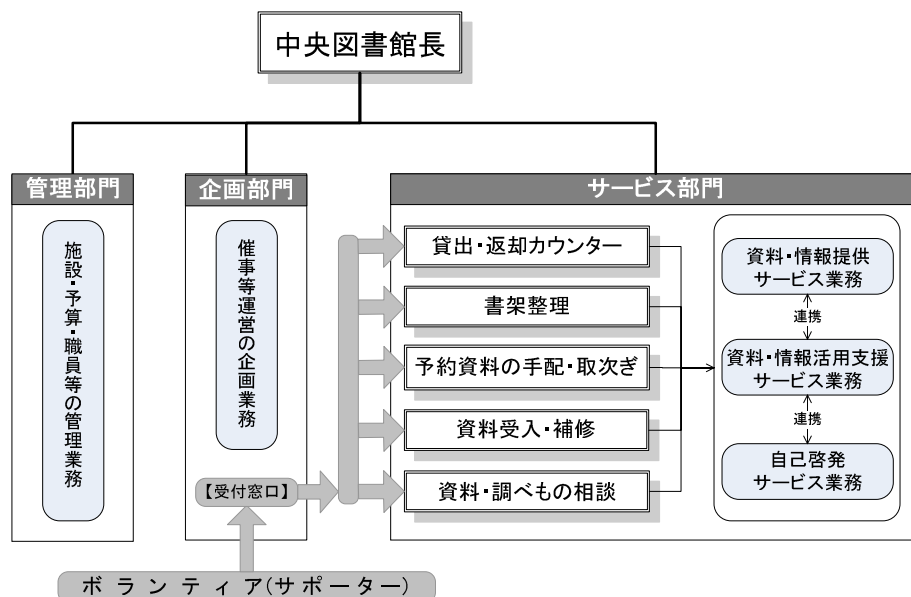


図 22 中央図書館の職員体制（案）

7-3-3 職員人数の算定

(1) 「望ましい基準」による職員数算定

職員人数の想定については、参考となる指標として「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準について（報告）」における職員数があり、これによれば蔵書冊数 45 万冊の図書館における職員数は下記の通りで、フルタイム職員に換算して約 43 人が必要となる。

● 蔵書規模450千冊に対する職員数の算定

「望ましい基準」における人口段階別の蔵書冊数と職員数

	蔵書冊数 (冊)	職員数 (人)
人口3万人超10万人までの市町村	a 213,984	19.0
人口10万人超30万人までの市町村	b 547,353	53.0

● 蔵書冊数a→b.の増加に対する職員増加率

$$\text{蔵書冊数 } b(547,353\text{冊}) - \text{蔵書冊数 } a(213,984\text{冊}) = 333,369\text{冊} \cdots (\text{ア})$$

$$\text{職員数 } b(53.0\text{人}) - \text{職員数 } a(19.0\text{人}) = 34.0\text{人} \cdots (\text{イ})$$

$$\text{蔵書増加に対する職員増加率} = (\text{イ}) \div (\text{ア}) = 0.0001019\text{人/冊} \cdots (\text{ウ})$$

● 蔵書規模450千冊に対する職員数

$$\text{蔵書冊数 } 450,000\text{冊} - \text{蔵書冊数 } a(213,984\text{冊}) = 236,016\text{冊} \cdots (\text{エ})$$

$$\text{蔵書冊数 } a\text{に} \text{加算する冊数に対する職員数} = (\text{エ}) \times (\text{ウ}) = 24.1\text{人} \cdots (\text{オ})$$

$$\text{職員数 } a(19.0\text{人}) + (\text{オ}) = 43.1\text{人}$$

$$\text{新図書館職員数} = 43\text{人}$$

7-3-4 職員勤務体制

職員の勤務体制については、開館時間の拡大により、開館時間帯に合わせたシフト勤務が必要となる。実際の職員勤務体制については、時間帯、曜日、季節による利用者数の変動や、イベント等開催による利用者数の一時的な集中に配慮するなど、混雑状況に応じたスタッフの配置が必要となることに留意し、職員勤務体制を検討・設定する必要がある。

以下に、職員勤務体制の設定にあたっての留意事項を整理する。

- 開館時間を午前 9 時から午後 8 時とした場合の職員の配置時間は、開館準備及び閉館処理に要する作業時間を含め、午前 8 時 30 分～午後 8 時 15 分とすることが必要である。
- 図書館長もしくは、図書館長に次ぐ管理責任者のいずれかを常時配置することが必要である。
- 図書サービスを提供する職員は、開館時間内において均質なサービスの提供を目指し、利用者（来館者数）のピークに応じた複数の勤務体制とすることが必要である。
- 一般的に、図書館は午後 2 時から午後 4 時に利用のピークが見られることが多い。また、市民・利用者アンケートにおいて、現図書館では午前 10 時から 12 時と午後 1 時から午後 3 時の時間帯にピークが見られるため、この時間帯をシフトの重なりでカバーすることが必要である。
- 特に新図書館は、中心市街地に立地する公民複合施設での整備が検討されていることから、午後 7 時前後まではピークが持続する可能性があるとともに、新図書館が主催するイベントだけでなく、民間施設が主催するイベントによって利用者が一時的に集中することにも配慮して、民間施設との情報共有を常に図り、臨機応変に職員勤務体制を構築することが必要である。

7-3-5 安全管理体制

近年の犯罪増加に伴い、公共施設においても安全管理が課題となっている。

図書館において想定されるトラブルとして、大声、異臭、泥酔、わいせつ行為、つきまとい、暴力、暴言などの迷惑行為や盗難（資料の持ち出し、利用者の持ちものなど）、事故、個人情報の流出などがある。また、新図書館は中心市街地に立地する公民複合施設内となり、不特定多数の利用が見込まれること、特に、新図書館では子どもの一時預かり（託児サービス）だけでなく、親子や子ども達だけの来館者の談話等の場所となるフリースペース、交流スペースの設置を予定していることから、子どもに対する安全対策には、特に留意が必要である。

このような事態に対する予防措置を十分に実施するとともに、危機管理マニュアルを策定したうえで、職員全員に周知徹底させ、警備対策、定期的な訓練を実施すること³¹や、警備員の配置等についても公民複合施設全体のなかで、今後検討を行う必要がある。

また、上記の安全管理体制と併せて、フリースペース（飲食可）及び交流スペースの管理運営体制についても、安全で快適な公共スペースを維持するうえで、職員が積極的に関与する必要がある。

そのため、同スペース利用者に対する利用上ルールを定めるとともに、違反者に対する対応マニュアルを策定し、職員毎に対応が異なることがないよう職員全員への周知を徹底し、誰もが気持ちよく快適に過ごすことが出来る公共スペースの維持を図る。

³¹ 利用者と職員のための危機管理マニュアル策定の参考となる資料として、日本図書館協会より平成 16 年 10 月に『こんなときどうするの？－図書館での危機安全管理マニュアル作成の手引き－』が発行されている。

7-4 運営方法について

新図書館は、市民ニーズに応えた多様かつ高度なサービスを提供するために専門性の高いスタッフを確保する必要がある一方、効率性の高い運営を行う必要がある。

前述の7-3-3で検討したように、新図書館ではフルタイムの職員に換算して約43名もの職員配置が必要であり、現在よりも運営コストは増大することが予想される。行財政改革を進めている本市にとって、本事業における施設整備、維持管理、運営コストの縮減は重要な課題であることから、サービスの拡大・向上に見合った適正な運営方法・コストのあり方について今後十分な検討が必要である。

7-4-1 運営委託の形態と民間の裁量範囲

図書館における運営委託の形態としては、すべての図書館業務を市（行政）が直接または市（行政）の指揮監督の下で実施する他に、従来型の「業務の一部委託」と包括的な運営委託である指定管理者がある。具体的な相違は下図の通りである。下図の①、②は公共が直営のパターンとなり、③、④、⑤は民間事業者が業務委託を受けるパターンである。

また、館長職も含めた業務委託の場合は、地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者となると考えられる³²。

		施策決定	館長	業務責任	業務指示
直営	① 非常勤・アルバイト雇用	行政	行政	行政	行政職員から個々のスタッフへ指示
	② 人材派遣	行政	行政	行政	行政職員から個々のスタッフへ指示
業務の一部委託	③ 業務委託 A	行政	行政	受託業者	委託者から受託業者の責任者へ指示
	④ 業務委託 B	行政 受託業者が立案	行政	受託業者	委託者から受託業者の責任者へ指示
	⑤ 指定管理者	行政 指定管理者が立案	指定管理者	指定管理者	指定管理者の内部関係

図 23 運営委託の形態と民間事業者の裁量範囲

³² 指定管理者制度における館長職の取扱い（指定管理者制度を適用する場合は館長職は指定管理者職員であることが必須要件かどうか）については現在のところ統一的な見解は示されていない。事例では館長職を市職員としてその他の職員を民間事業者とする指定管理者制度の適用もみられる（鹿児島県阿久根市立図書館）。図 23 では、指定管理者の要件として館長職を民間事業者が行うこととして整理した。

7-4-2 新図書館の運営について

現在、本市の図書館では、市が直接運営を行い、サービスを展開しているが、新図書館の整備にあたり、より良いサービスをより効率的に提供していくために、運営手法についての様々な選択肢について検討する必要がある。

新図書館の運営手法としては、前頁で整理したとおり「直営」、「一部業務委託」、「指定管理者制度」が挙げられる。それぞれの特徴を以下に示す。

運営手法	直 営	一 部 業 務 委 託	指定管理者制度
概 要	市が直接図書館を運営。現在の本市の運営手法。(司書職員の専門性の認知と人事異動での他課交流ローテーションの確立。嘱託職員(司書)の導入。職員の増員)	市が設定した仕様に基づき、民間事業者による業務委託。カウンター業務等の委託が多く、企画調整等が委託されることはない。	平成15年の地方自治法の改正により制度化され、導入された。施設の管理、運営を民間事業者等に包括的に代行させることができ、館長業務、企画調整等の業務も対象に含むことも可能。市側に図書選定・運営方針などの連携・協議や業者を評価する職員が必要になる。
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 図書館サービスの継続性の確保が可能 日々の連絡、業務の変更・追加、問題発生時のスムーズな対応が可能 サービスの向上・改善が臨時職員まで徹底できる 他図書館・公民館図書室とのスムーズな連携が可能 	<ul style="list-style-type: none"> コストの削減が可能(民間事業者間での競争原理が働く) 民間ノウハウの活用が可能(新しい専門知識や技術、資格の保有者を確保可能) 臨時職員の雇用の抑制 委託範囲以外の、レファレンス、児童サービス、障害者サービスや基幹的業務の充実が可能 	<ul style="list-style-type: none"> コスト削減が可能(民間事業者間での競争原理が働く) 民間ノウハウの活用が可能(新しい専門知識や技術、資格の保有者を確保可能) 臨時職員の雇用の抑制及び、正規職員を他の行政部門に配置することが可能 利用者ニーズに対応した弾力的な運営が可能
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 行政制度上の制約(司書職員の異動、臨時職員の雇用期間の制限等)により、新しい専門知識や技術、資格保有者の継続的な確保が困難 多数の臨時職員を雇用するため人事労務管理が増える 事業実施が画一的になりやすく、弾力的・効率的運営に欠ける コスト意識が希薄となりやすい 	<ul style="list-style-type: none"> 他図書館・公民館図書室との連携や、市職員と委託先スタッフとの連携をスムーズに行うことに難がある 公共性の担保が必要(市民の利用情報などプライバシーを扱うことへの配慮が必要) 本市では1年契約が一般的であり、業者変更による図書館サービスの継続性の確保が困難 サービスの向上・改善が契約の範囲内では行えなく、市の意向が社員に徹底できるかは業者の現場責任者の力量によるところが大きい 	<ul style="list-style-type: none"> 他図書館・公民館図書室や他課とのスムーズな連携が困難 公共性の担保が必要(市民の利用情報などプライバシーを扱うことへの配慮が必要) 3年または5年契約が一般的であり、業者変更による図書館サービスの継続性の確保が困難 サービスの向上・改善が契約の範囲内では行えなく、運営は現場責任者の知識・経験・意欲などの力量によるところが大きい

7-4-3 ボランティア（サポーター）による市民参加型図書館の展開

新図書館では、サービスが拡大され、施設規模も現在より大きくなることが想定されている。

よって、運営当初は、新規に実施が必要となるサービスについては、利用者満足度を高めるため、そのサービス提供ノウハウに長けた「民間事業者」を運営体制に含め、サービスを提供することも考えられる。

その後、「行政」及び「ボランティア（サポーター）（ここでは市民を想定。）」が「民間事業者」から新しいサービスノウハウを吸収した場合には、ボランティア（サポーター）による運営範囲の拡大を図り、市民交流促進が図れる運営体制、市民（利用者）に親しまれる図書館運営を目指すことも可能となる。

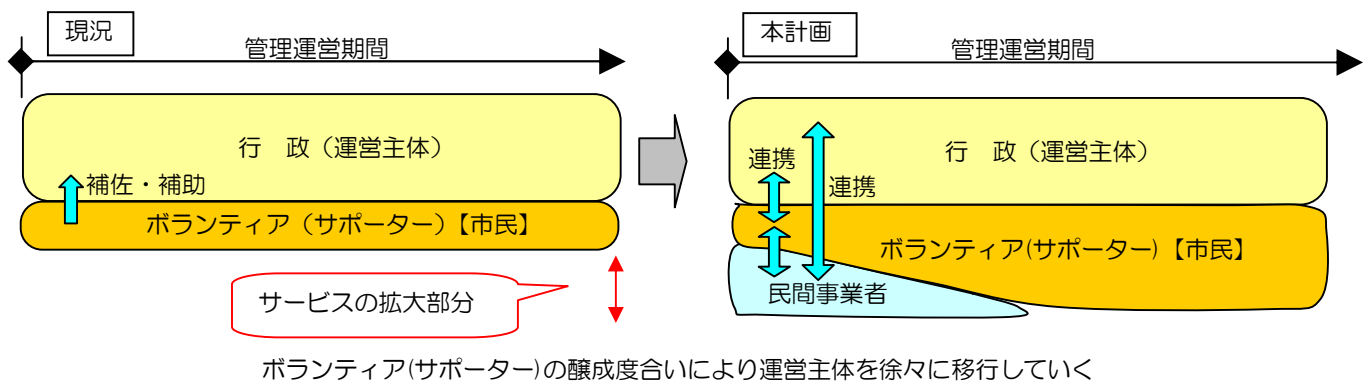


図 24 民間事業者からボランティア（サポーター）へと運営を移行していくイメージ

安城市新図書館基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 旧更生病院跡地に計画している中心市街地拠点施設に中央図書館の機能を移転整備することに併せて、図書館に関する施策の計画を新たに策定するに当たり、広く有識者から意見を求めるため、安城市新図書館基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、安城市新図書館基本計画（以下「新図書館基本計画」という。）の原案を策定し、市長に提出する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって構成する。

2 委員は、公募市民及び有識者のうちから市長が委嘱する。

3 市長は、特に専門的な知識経験を有する者からの助言を必要とするときは、その者を助言者として委嘱することができる。

4 委員及び助言者の任期は、委嘱の日から新図書館基本計画の策定が完了するまでとする。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、委員会の事務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第5条 会長は、委員会を招集し、会議の議長を務める。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、生涯学習部中央図書館に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 この要綱は、新図書館基本計画の策定完了をもってその効力を失う。

安城市新図書館基本計画策定委員会名簿

(50音順・敬称略)

	氏名	区分	役職名	備考
	石川 勝治	公募委員	元・長崎県立大学図書館情報センター所長	新美南吉に親しむ会 会員
職務代理	井上 俊一	図書館協議会代表	安城市図書館協議会 会長	安城文化協会副会長
	今井 典子	図書館利用者代表	おはなしどんどん会 員	図書館ボランティア代表（読 み聞かせグループ）
	大橋 通雄	図書館利用者代表	安城図書館友の会会 長	図書館ボランティア代表（図 書館友の会）
	大参 斌	商工団体の 代表者	安城商工会議所 専務理事	ビジネス支援サービス実 施、中心市街地活性化のため
	近藤 洋子	図書館 実務経験者	元・名古屋市鶴舞 中央図書館司書	公共図書館での実務 経験者（児童サービス）
会長	菅野 育子	学識経験者	愛知淑徳大学文学部 図書館情報学科教授	図書館政策の精通者 （情報メディア論）
	杉 喜久代	学校関係の 代表者	安城市立錦町小学校 校長	前・安城市教育研究会図書 館教育部校長委員
	鳥居 玄根	地域団体の 代表者	安城市町内会長 連絡協議会会長	花ノ木町内会長、安城市総 合計画審議会委員
	西澤 敏明	図書館 実務経験者	前・名古屋市天白 図書館長	公共図書館での実務 経験者（図書館経営）
	松岡 万里子	公募委員	特定非営利活動法人 ing 理事長	安城市総合計画審議会 委員
	山本 修治	障害者サービス機 関の代表者	安城市社会福祉協議 会総務課長	新図書館での障害者サー ビス（特に、点字図書・音 訳サービス・朗読サービス など）の在り方の検討のため

新図書館基本計画策定スケジュール

全6回の策定委員会における検討項目を表1に示す。

表1 策定委員会における検討内容案

回数	実施時期	検討項目	配布資料
1回	平成21年 4月23日	<ul style="list-style-type: none"> ● 新図書館基本計画策定委員会について ● 委員長及び副委員長の選出について ● 基本計画策定スケジュールについて ● 図書館サービスの現況と課題について ● 視察について ● その他 	<ul style="list-style-type: none"> ● 新図書館基本計画策定委員会設置要項 ● 新図書館基本計画策定委員会委員名簿 ● 中心市街地拠点整備基本計画（素案） ● 図書館サービスの現況と課題 ● 視察先図書館概要
2回	平成21年 5月28日	<ul style="list-style-type: none"> ● 藤枝市立駅南図書館 ● 日進市立図書館 	<ul style="list-style-type: none"> ● （視察先図書館パンフレット等）
3回	平成21年 7月16日	<ul style="list-style-type: none"> ● 新図書館の基本方針（案）について ● 新図書館におけるサービス計画（案）について ● 新図書館における施設水準（案）について ● 市民・利用者アンケート結果について 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1回議事要旨 ● 第2回視察結果 ● 市民・利用者アンケート結果 ● 新図書館の基本方針・サービス計画・施設水準（案） ● 他自治体のサービス事例 など
4回	平成21年 8月25日	<ul style="list-style-type: none"> ● 新図書館における管理運営体制（案）について 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第3回議事要旨 ● 新図書館の管理運営体制（案）
5回	平成21年 10月15日	<ul style="list-style-type: none"> ● まとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第4回議事要旨 ● 新図書館基本計画（案） ● 中心市街地拠点整備基本計画（案）
6回	平成22年 1月21日	<ul style="list-style-type: none"> ● パブコメ意見について ● 基本計画とりまとめについて 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第5回議事要旨 ● パブコメ結果 ● 新図書館基本計画 ● 新図書館基本計画（概要版）

第1回 安城市新図書館基本計画策定委員会議事要旨

○日 時：平成21年4月23日(木) 14時30分から17時00分

○会 場：安城市中央図書館2階 視聴覚室

○委 員：12名出席(欠席なし)

○議事要旨：

(1) 会長及び職務代理の選任

- ・ 会 長：菅野委員を互選により選出。
- ・ 職務代理：井上委員を会長の指名により選出。

(2) 中心市街地拠点整備基本計画(素案)について

- ・ より良い施設整備の観点から、本委員会から図書館利用に係る拠点施設の施設計画についての意見具申は構わない。

(3) 基本計画策定スケジュールについて

- ・ 質疑なし。

(4) 安城市における図書館サービスの現況と課題について

- ・ 現在実施できていないビジネス支援や乳幼児の支援、中高生を対象としたヤングアダルト支援や、十分に提供できていないレファレンス機能等、新図書館整備にあたっては、ハード・ソフトともに可能な限り新たなサービス展開を図ることで検討していく。
- ・ 職員配置を含む運営方法や、開館時間帯、児童専用のレファレンスカウンターの設置等については、今後の検討課題である。
- ・ 子育て支援における一時預かり機能についても、実施者や対象を含めて、今後の検討課題である。

(5) 先進図書館への視察について

- ・ 次回委員会は平成20年5月28日(木)に、藤枝市立駅南図書館・日進市立図書館への視察調査を実施する。

(6) その他

- ・ 新図書館基本計画策定に向けて、5月中に市民及び中央図書館と公民館図書室の利用者を対象としたアンケート調査を実施する。(市民アンケートは無作為抽出した13歳以上の市民2,000人を対象。利用者アンケートは中央図書館と公民館図書室への来館者1,000人を対象。)

以上

第3回 安城市新図書館基本計画策定委員会議事要旨

○日 時：平成21年7月16日(木) 14時00分から17時00分

○会 場：安城市中央図書館2階 視聴覚室

○委 員：12名出席(欠席なし)

○議事要旨：

(1) 第1回新図書館基本計画策定委員会・議事要旨の確認について

- ・ 質疑なし。

(2) 第2回新図書館基本計画策定委員会・先進図書館視察結果の報告について

- ・ 質疑なし。

(3) 市民及び利用者アンケート結果について

- ・ 利用者アンケート結果からは、平日・土日における利用時間帯・職業別の利用者内訳が把握できないが、平日の午前中にはリタイア層の利用が多く、平日の夜間及び休日には会社員の利用が多い傾向は変わらないと判断している。
- ・ 図書館の利用者全体が増加している中で、現図書館の利用が土日に集中しているが、その原因は図書館の時間延長が夏季の平日だけで、かつ、現図書館が郊外立地によって交通が不便なことによるものとは一概に判断できない。
- ・ 新中央図書館の開館・閉館時間を検討する際には、アンケートによる利用時間帯の設定を1時間と2時間とで設定しているので、留意することが必要である。

(4) 新図書館基本計画(案)について

- ・ 先日開催された「中心市街地を考えるフォーラム」において、市長より「現図書館は資料保存センターとして活用する」との発言もあり、昭林公民館図書室として活用することのほかに、それ以外の余裕スペースを活用して全市的な図書館資料の保存機能や、学習室の充実等として想定している。
- ・ 新中央図書館は、現図書館のサービス機能及び蔵書収容能力を拡大して移転するものであり、現在のサービスが低下するものではない。
- ・ 拠点施設の規模によっては、社会福祉会館や昭林公民館図書室との機能分担を検討する必要が生じるかもしれないが、現時点では子どもから高齢者、障害者など分け隔てなく、すべての市民が交流できる施設・サービスを目指した基本計画とする。
- ・ レファレンスについては、コンシェルジュ(総合案内)という形を検討したい。どんなことにも対応することができる人材を前面に配置する方法を通して、高度な情報を提供できる人材とスペース、そういうサービスが新しい図書館で展開できると良い。
- ・ 自己啓発サービスとしてボランティア支援サービスがあるが、市民の自発的な動きによりやっていくことをイメージしても良い。
- ・ 図書館施設の計画においては、どのスペースでどのようなサービスを実施するの

かを理解しやすい資料の提示を行うこととする。

(5) 基本コンセプトの考え方について

- ・ 本日の資料 6 に限らず新たな提案も含めて、次回の第 4 回目の委員会で検討を行うこととする。

(6) その他

- ・ 次回の第 4 回委員会は、8 月 25 日（火）の 14 時 30 分から 2 時間の予定で開催する。

以上

第4回 安城市新図書館基本計画策定委員会議事要旨

○日 時：平成21年8月25日(火) 14時30分から16時45分

○会 場：安城市中央図書館2階 視聴覚室

○委 員：11名出席(欠席者：鳥居委員)

○議事要旨：

(1) 第3回新図書館基本計画策定委員会・議事要旨の確認について

- ・ 質疑なし。

(2) 新図書館基本計画(案)について

- ・ 職員体制のボランティアについて、ボランティアとの窓口を担う係を庶務係と図書係の他に設置するのか、各課において窓口機能を担うのか。ボランティアが自らコーディネーター役まで担って、図書館との調整に当たるのか。
- ・ ボランティアに参加する人が責任を持つような組織でなければ、うまく運営はできない。

⇒ ボランティアのコーディネーターは図書館にて配置する必要があると考えている。なお、それを庶務係や図書係といったが組織の一部が担当することは難しい。そのような誤解が生じないように資料を修正する。

- ・ 新図書館の館長職の役割について、どのように考えているのか。

⇒ 現図書館を、新中央図書館の分館として扱うか、昭林公民館の図書室として扱うかは今後の検討事項であるが、現時点では昭林公民館図書室として新中央図書館と連携していくことを考えている。説明文のなかでその旨を示すように資料を修正する。

- ・ 運営方法については、本計画書では触れないとのことだが、職員体制の業務が区別されているところに意味を含んでいるように見える。また、各業務内容が市民に対して分かり難く、この内容でパブリックコメントを求めるのは難しい。

⇒ 新中央図書館の体制として、市民が理解しやすい内容・用語に修正する。

- ・ 近隣他市の図書館に比べると安城市の場合は職員配置が単調に見えるので、ブラウザの配置も含めて近隣の図書館における職員配置を研究する必要がある。
- ・ 職種・業務内容や、正規・非常勤によって職員配置を考えるのは短絡的であり、誤解を与えかねない。また、近隣の図書館の職員体制についても参考にすることは大事なこと。

⇒ 運営方法について、どの方法によるのがいいということではなく、議事録に残すことを目的に挙手にて意見を求めた結果、直営(9)、一部業務委託(1)、指定管理者制度(0)であった。

- ・ 休館日の設定については、商店街等町部との調整も含めて欲しい。

(3) 基本コンセプトの考え方について

- ・ 提案のあったコンセプトについて、各委員から説明を受けると同時に、事務局より「子どもに関するサービスについては大事にし、新美南吉をセールスポイントにしたい」との説明や、拠点施設としての広場機能については来年度に検討を行う旨の説明があった。
- ・ 各委員からの提案説明にあった「子どもの読書活動の推進」「生きる力の育成」「他世代間での知恵の継承」などを、コンセプトの説明に盛り込むと同時に、本委員会でまとめる基本計画を基に、総花的なサービスでなく、新図書館のサービスをピーアールする特徴のあるサービスを来年度も継続的に検討してもらう。

⇒ 以上の主な質疑を経た後に、委員の挙手により以下のコンセプト（案）を委員会として採択。10月開催予定の委員会にて最終決定を行う。

「ひと まち みどりを育む 学びと情報のひろば」

(4) 視聴覚室の取り扱い及び施設計画イメージ（案）について

- ・ 新旧図書館施設のイメージ（案）の縮尺については同レベルであり、ボランティアサービス等、各サービスは該当する諸室で実施するものではなく、図書館全体で及ぶもので、資料はあくまでもイメージである。

(5) 今後のスケジュールの確認について

- ・ 次回の第5回委員会は、10月8日（木）の14時30分から2時間の予定で開催する。
- ・ これまでの内容に意見があれば、9月11日（金）までに、中央図書館宛に書面で提出すること。

以上

第5回 安城市新図書館基本計画策定委員会議事要旨

○日 時：平成21年10月15日(木) 14時30分から17時00分

○会 場：安城市中央図書館2階 視聴覚室

○委 員：10名出席（欠席者：杉委員、鳥居委員）

○議事要旨：

(1) 第4回新図書館基本計画策定委員会・議事要旨の確認について

- ・ 質疑なし。

(2) 新図書館基本計画(案)について

- ・ 社会福祉会館、総合福祉センターで実施する図書館サービスの内容を、公民館図書室と同等とするかどうかについては、社会福祉会館、総合福祉センターでの受け入れ体制等を勘案しながら、今後の検討事項である。
- ・ 新図書館整備に新規に資料を購入するかは今後の検討事項であるが、基本的には現中央図書館の所蔵資料の大部分が新図書館へと移すことを想定している。
- ・ 一時預かりの運営については、公民館と同様、講座・講演会の開催時に、ボランティアの託児グループに依頼して実施することを想定している。
- ・ 学校図書館の支援、学校図書館との連携が今後の課題である。
- ・ 災害管理や駐車台数等に関しては、中心市街地拠点施設全体の問題として捉え、新図書館基本計画策定委員会としては取り扱わないこととする。
- ・ その他、パブリックコメントの実施を踏まえ、表現内容が理解しにくい箇所については修正を行う。

(3) 中心市街地拠点整備基本計画(案)について

- ・ 中心市街地拠点整備基本計画(案)と新図書館基本計画(案)との整合について、事務局で留意する。

(4) その他

- ・ 第3回及び第4回新図書館基本計画策定委員会・議事要旨の変更について承認。
- ・ 次回の第6回委員会は、平成22年1月21日(木)に開催する。
- ・ これまでの内容に意見があれば、10月30日(金)までに、中央図書館宛に書面で提出すること。

以上

第6回 安城市新図書館基本計画策定委員会議事要旨

○日 時：平成22年1月21日(木) 13時00分から15時10分

○会 場：安城市中央図書館2階 視聴覚室

○委 員：12名出席(欠席なし)

○議事要旨：

(1) 第5回新図書館基本計画策定委員会・議事要旨の確認について

- ・ 質疑なし。

(2) 新図書館基本計画(案)に対するパブリックコメントの実施結果とその対応について

- ・ 資料2の市の考え方部分の表現については、事務局に一任するという事で意義なし。

(3) 新図書館基本計画の策定と市長への提出について

- ・ 新図書館基本計画案の修正に関する委員からの意見は下記の通り。表現や、その他の字句の修正については、事務局への一任とする。

⇒ 組織体制部分に広報活動に関する記述を追加すること。

⇒ 資料収集方針として、電子資料の収集に関する項目を追加すること。

⇒ 「図書館サービスから阻害されがちな市民」との表現は適切でないことから、事務局で再考の上、変更すること。

- ・ 上記事項を反映の上、新図書館基本計画の公表前に各委員に修正版を送付し、確認頂く。
- ・ 新図書館基本計画については、3月中旬に菅野会長及び井上職務代理より神谷市長へ手渡すこととする。

以上

安城市新図書館基本計画

発行●安城市

編集●安城市教育委員会 生涯学習部 中央図書館
〒446-0043 愛知県安城市城南町2丁目10-3

電話：0566-76-6111

FAX：0566-77-6066

Eメール：tosyo@city.anjo.aichi.jp

策定●平成22年3月